第2次愛荘町総合計画

-後期基本計画 -

2023 > 2027



愛荘町の皆様へ

先人の皆様、そして多くの方々のご努力により築かれた今日の愛荘町が、未来へと力強く歩み続けるために、夢と希望を形にした第2次愛荘町総合計画 (後期基本計画)を策定いたしました。

本計画は、愛荘町が目指すまちの姿「愛着と誇り。 人とまちが共に輝く みらい創生のまち。」の実現に 向けたまちづくりの方向性や取組等を示しており、 子育て、教育、福祉、文化振興、産業など様々な分 野の施策を推進するとともに、特に基本構想にかか



げる重点戦略プロジェクト「次代を担うひとづくり」、「誰もが活躍できるしごとづくり」、「未来を先取る活力あるまちづくり」に力を入れることで、より良い愛荘町を目指すとしています。

一方、人口減少や少子高齢化などにより、社会の構造が大きく変化しています。これからのまちづくりは、行政だけでなく、町民、事業者、住民自治組織、各種団体が力を合わせ、共に歩むことが大変重要となってきます。この素晴らしいまちを次の世代へつないでいくためにも、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

笑顔にあふれた「愛着と誇り。人とまちが共に輝く みらい創生のまち。」を目指し、一緒に愛荘町のまちづくりを進めていきましょう!!

2023年3月

愛荘町長 有 村 国 知

目 次

第1部 はじめに

第1章 総合計画の策定にあたって 2 1 計画策定の趣旨 2 2 計画の位置づけと役割 3 第2章 計画の構成と期間 4 1 計画の構成 4 2 計画の期間 5 3 計画の推進にあたって 5 第3章 まちを取り巻く背景 6 1 まちの現況 6 2 暮らしとまちづくりに対する町民意識 14	2 3 4 4 5 6
第4章 まちの課題. 18 1 まちづくりに影響を与える社会の潮流. 18 2 まちの強みと主要課題. 22 第 2 部 基本構想	8
第1章 まちづくりの基本目標	7 8
1 めざすまちの姿	7 8 0

第3部基本計画

第1章 施策	の体系	52
第2章 分野	·别計画	54
1 健康で	いきいき暮らせるまちづくり	54
1-1.		
1 - 2.	医療体制の充実	
1 - 3.	- 子育て支援の充実	58
1 - 4.	障がいのある人の福祉の推進	60
1 - 5.	高齢者福祉の推進	62
1 - 6.	地域共生社会の推進	64
2 夢と志	を育む学びのまちづくり	66
2 - 1.	幼児教育の充実	66
2 - 2.	学校教育の充実	68
2 - 3.	幼児・児童生徒の健康管理	
2 - 4.	生涯学習の推進	72
2 - 5.		
2 - 6.	青少年健全育成の推進	
2 - 7.	文化・芸術の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2-8.		
2-9.	歴史文化の継承と活用	
	ふれるにぎわいのまちづくり	
3 - 1.		
3 - 2.	1-3218 - 11-228 - 11	
3 - 3.		
3-4.	観光まちづくりの推進	
	心豊かな暮らしを支えるまちづくり	
4-1.	(M)	
	交通安全対策の推進	
4 - 3.	MICHAEL MICHAE	
	うるおいのあるまちづくり	
	やすらぎ住環境の整備	
5-2.	#31H - C	
5-3.	THE STATE OF THE S	
5-4.		
5-5.	71, 30 · FI. = · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
5-6.	Mark - 12 - 7/10 / 7/20	
	が輝き活気にあふれるまちづくり1	
	地域のまちづくりの推進	
	多文化共生の推進	
	人権尊重社会の実現	
b — 4.	男女共同参画社会の実現	116
第3章 第2	次愛荘町総合計画に関連する主な個別計画等	118

資料編

資料1	諮問文122
資料 2	答申文123
資料3	愛荘町総合計画策定条例124
資料 4	愛荘町総合計画審議会設置運営要綱126
資料5	愛荘町総合計画審議会 委員名簿128
資料6	第2次愛荘町総合計画(後期基本計画) 策定の経緯129
資料 7	用語の解説131

第2次愛荘町総合計画(後期基本計画)
第1日日

第1章 総合計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

総合計画とは、長期的な展望に立って地方自治体の目指すべきビジョンを描き出すと ともに、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりのあり方を示すものです。

本町は、2018年に町民との協働によるまちづくりと計画的な施策の推進を図ることを目的に「第2次愛荘町総合計画」を策定し、『愛着と誇り。人とまちが共に輝く みらい創生のまち。』を 10 年後のまちの姿として掲げ、その実現に向けて、6 つの基本方針と3 つの重点戦略プロジェクトに基づいたまちづくりを進めています。

「第2次愛荘町総合計画」の策定後、加速度的に進行する少子高齢化や人口減少、地球規模の気候変動による自然災害の激甚化・頻発化、不安定さを増す国際情勢等、わが国や本町を取り巻く環境や課題は、より一層深刻化・複雑化しています。また、国難というべき新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は、社会経済へダメージを与えただけでなく、生活(住居や働き方)のニーズや人々の価値観等も大きく変容させました。

そうした中で、持続可能な社会の実現に向けて、国連サミットで採択された持続可能な開発目標である『SDGs*』や『Society5.0*』、『脱炭素社会*の実現』、『DX(デジタルトランスフォーメーション)*の推進』といった、これまでにない新たな視点を持った政策や取組が求められているとともに、地域の個性を活かしながらデジタルの力によって、地方創生の取組を加速化・深化させていく必要があることから、2022 年 12 月に国において、「デジタル田園都市国家構想*総合戦略」が閣議決定されました。

これからの本町のまちづくりとして、日々変わりゆく社会情勢や様々な危機(リスク)への対応、新しい視点・考え方への順応とともに、前期基本計画にて推進してきた人と人の"つながり"や"きずな"などの社会関係資本*(ソーシャル・キャピタル)の醸成がこれまで以上に重要になってくると考えられます。

以上を踏まえ、「第2次愛荘町総合計画」の前期基本計画が 2022 年に目標年次を迎えることから、これまでの取組の評価の反映とともに、これからの時代に対応しつつ、"愛荘町らしさ"を持ったまちづくりの指針として、「第2次愛荘町総合計画(後期基本計画)」を策定します。

「*」がついた語句は、資料編「資料7 用語の解説」にて説明を掲載しています。

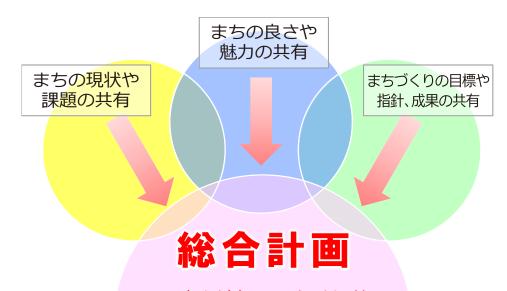
2 計画の位置づけと役割

(1)総合計画の位置づけ

本計画は、「愛荘町総合計画策定条例」(2017年3月)に基づき策定した本町のまちづくりの最上位計画です。

(2)総合計画の役割

本町における総合計画の基本的な役割について、次のとおり整理します。



町民(地域)と行政が対等の 立場で自分たちのまちの将来 や課題等について共に考え、 学び、行動するための 指針となる計画

第2章 計画の構成と期間

1 計画の構成

総合計画は、本町の『めざすまちの姿』とその実現のための基本方針を明らかにするとともに、今後の急速な社会経済情勢の変化の中で、その変化に適切に対応し、計画の実効性を確保する必要があります。

そのため、第2次愛荘町総合計画(後期基本計画)は、基本構想および基本計画の2層構造で構成します。

(1)基本構想

本町の『めざすまちの姿』を方向づけるとともに、まちづくりの基本的な理念などを示し、長期的な視点に立ったまちづくりのビジョンを定めます。

(2)基本計画

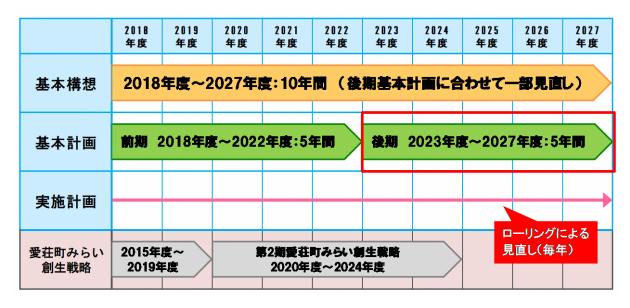
基本構想に掲げるまちづくりの基本目標を実現するための施策を具体化し、各分野にわたって特に取り組むべき施策の方針と具体的内容を総合的かつ体系的に明らかにするものであり、実効性を確保するための施策指標を設定します。

(3) 実施計画

基本計画に掲げる施策を実現するための具体的な事業計画を示すものであり、計画期間内の見直し(ローリング)を行うことで、進行状況の評価および進行管理を行うこととし、毎年度の予算編成の指針として本書とは別に作成します。

2 計画の期間

「第2次愛荘町総合計画」では、基本構想を2018年度から2027年度までの10年間、 基本計画を5年間(前期、後期各5年)としています。



3 計画の推進にあたって

(1)計画の周知

計画を円滑かつ効果的に推進するためには、計画の内容が広く町民に伝わり、町 民、事業者等および町との間でまちづくりの目標が共有され、理解される必要があ ります。そのため、時代を捉えた様々な情報媒体を活用し、計画の周知を図ります。

(2)計画の進行管理

本計画では、重点戦略プロジェクトおよび分野別計画に掲げる主要施策などの進 捗状況の把握、分析、検証に努め、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action (見直し)のサイクルに基づき、より効果的・効率的な計画の推進を図るとともに、 その公表により、町民への説明責任を果たします。

第3章 まちを取り巻く背景

1 まちの現況

(1) 位置 · 地勢

本町は、琵琶湖の東部・湖東地域に位置し、東西約13キロメートル、南北約6.9キロメートル、総面積は37.97平方キロメートルで滋賀県全体の約1%を占めています。標高は、最も高い南東部で約700メートル、低い北西部で95メートル、鈴鹿山系の山麓から西に広がる洪積丘陵と扇状地が湖東平野の一部を形成しており、南には一級河川愛知川が、中央部には一級河川宇曽川や岩倉川が流れています。

(2) 自然環境

鈴鹿山系からの豊かな清水と自然に恵まれ、平成の名水百選に認定される「山比 古湧水」など、古くから水との関わりが深く、田畑が町域の約4割を占めています。

この美しい自然環境が、農業を始め様々な産業を発展させてきました。おだやかな風が吹き、青い空が広がる春、太陽の光を受けて山々の緑がまぶしい夏、田園風景が小麦色に染まる秋、鈴鹿の尾根が白い雪をまとう冬。彩り豊かな自然と、美しい水辺空間がまちを囲んでいます。

(3)交通

町東部の山際には国道 307 号と名神高速道路が、西部に広がる湖東平野には中山道と国道 8 号、近江鉄道、東海道新幹線が、それぞれ南北に縦断しており、交通の要衝地でもあります。

2013年10月に湖東三山スマートインターチェンジ(IC)が開通して以降、交通の 利便性がますます高まっています。

(4) 歷史文化、伝統

この地域は古くから開けた土地で、古代の渡来系氏族「依智秦氏(えちはたうじ)」ゆかりの古墳群のほか、条里制による土地制度の遺構が多く残されています。

湖東三山として知られる金剛輪寺は聖武天皇の勅願により行基が開山。近世には中山道 65 番目の宿場として愛知川宿が栄えたほか、明治には郡役所や警察などの官公署が置かれ、近江鉄道が開通するなど、古くから地方の中心として発展しました。

1955年、昭和の大合併では秦川村と八木荘村が合併して秦荘町に、また愛知川町と豊国村が合併して愛知川町となりました。この秦荘町と愛知川町が2006年に合併し愛荘町が誕生しました。

交通の要衝として発展してきた愛荘町には、自然環境の豊かな恵みを活かした「秦 荘のやまいも」や「近江上布」、「びん細工手まり」など様々な特産品・工芸品が、伝 統の技とともに今に受け継がれています。

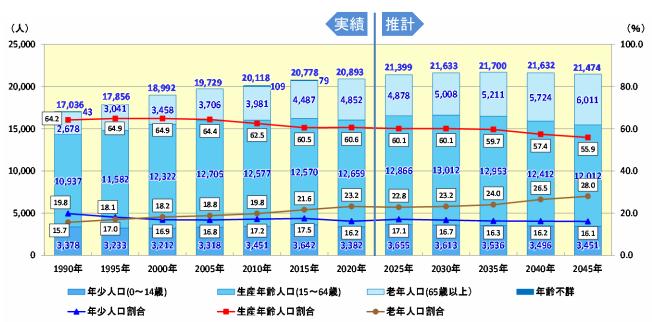
(5)人口動向

1)人口、世帯

① 人口の推移と将来推計

- ○本町の人口は、2020 年国勢調査において 20,893 人と過去最高の人口となっています。
- ○本町の人口の推移は、一貫して増加傾向にあるものの近年は鈍化しています。
- 〇年齢3区分別にみると、2020年時点で年少人口*(0~14歳)は16.2%、生産年齢人口*(15~64歳)は60.6%、老年人口*(65歳以上)は23.2%となっています。
- ○将来推計人口を見ると、今後もしばらくは人口の増加傾向が続くと予測されますが、2035年をピークに減少傾向に転じるものと考えられており、2045年では全体の約3割が老年人口になると推計されています。

人口の推移と将来推計



資料:1990~2020年:国勢調査、2025~2045年:『日本の地域別将来推計人口 (平成30(2018)年推計)(国立社会保障・人口問題研究所)に基づく推計。 注)年齢3区分人口割合は年齢不詳を除いて算出。

② 世帯数の推移

○2020年の世帯数は、7,841世帯(2.66人/世帯)となっています。人口増加に伴い 世帯数も増加傾向にあるものの、1世帯あたり人員は一貫して減少しており、核家 族化や独居世帯の増加が進行しています。

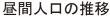
世帯数の推移

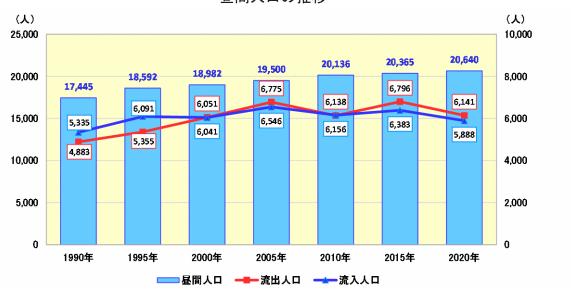


資料: 国勢調査

2) 昼間人口*

- ○本町の昼間人口は、1990年以降増加傾向にあり、2020年には、これまでで最も多 い 20,640 人となっています。
- ○流出人口*と流入人口*の比較では、2010年に一時流入人口が流出人口を上回った ものの、それ以降は流出人口が流入人口を上回る推移となっています。





資料: 国勢調査

注)流出人口:愛荘町に常在し他市町村へ就業・通学する人口。 流入人口:他市町村から愛荘町へ就業・通学する人。

3) 自然動態*、社会動態*

- ○1990 年以降の自然増減をみると、これまで一貫して出生数が死亡数を上回る「自然増」で推移していましたが、2020 年では死亡数が出生数を上回る「自然減」に転じています。
- ○1990年以降の社会増減は転入数が転出数を上回る「社会増」で推移してきました。 2000年以降は転入数と転出数との差は縮まり、2015年には転出数が転入数を上回 る「社会減」に転じましたが、2020年には転入数が転出数を上回る「社会増」に 回復しています。



資料:滋賀県推計人口年報(各年10月1日現在。)

4) 外国人人口

○本町の外国人人口は、2014 年頃まで減少傾向にありましたが、近年増加傾向に転じ、2020 年時点で 975 人となり、町人口の約 4.7%を占めています。これは滋賀県(同約 2.3%)の 2 倍以上となっています。

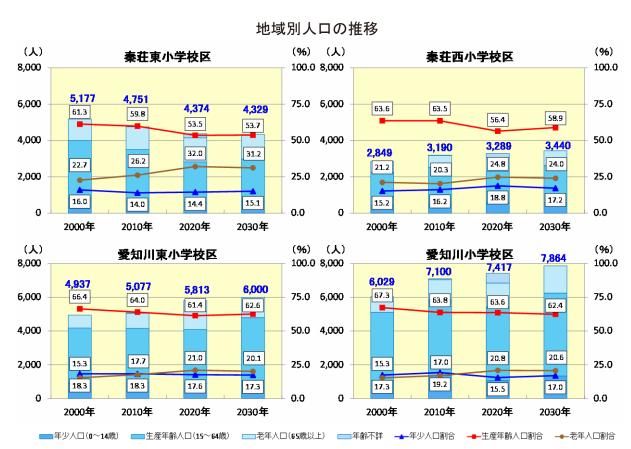


資料:住民基本台帳人口調査結果(外国人人口集計表)(滋賀県)

注) 外国人人口は各年 12 月末現在。総人口は各年 10 月 1 日現在(国勢調査および滋賀県推計人口年報による)。

5)地域別人口

- ○本町の4小学校区における近年の人口推移をみると、秦荘西小学校区および愛知川東小学校区、愛知川小学校区では人口増加傾向が続く一方、秦荘東小学校区は一貫して減少傾向が続き、高齢化率(老齢人口割合)も約3割に達するなど、地域により人口動向に差が見られます。
- ○2030 年時点の将来推計人口は、秦荘東小学校区を除き増加すると予測されています。



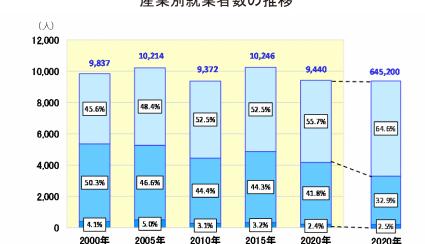
資料:2000年~2020年:国勢調査、2030年:『日本の地域別将来推計人口 (平成30(2018)年推計)』(国立社会保障・人口問題研究所)に基づく推計。

注)割合は年齢不詳を除いて算出。

(6) 社会動向

1) 産業

- ○本町は、名神高速道路や国道等の広域交通網と愛知川伏流水の豊かな水源を背景 として、各種製造業や商業などの産業集積が進んできました。
- ○産業別就業構造は、2020 年国勢調査では、第 3 次産業*が 55.7%を占めて最も多くなりますが、次いで第 2 次産業*が 41.8%と高い割合を占めていることが特徴で、滋賀県(32.9%)と比較して高い割合となっています。
- ○第1次産業*は2.4%と最も少なく、担い手不足により、農林業の生産者数、生産額ともに減少傾向にあります。



産業別就業者数の推移

■第1次産業 ■第2次産業 ■第3次産業 資料:国勢調査 注)産業分類不能を除く。 (参考)滋賀県

2) 観光

- ○本町における観光客は、日帰り客がほぼすべてを占めています。
- ○2013 年 10 月の湖東三山スマート IC の開通および湖東三山館あいしょうのオープン等を契機に観光入込客数*は増加傾向に転じ、2018 年には過去最高となり年間 40 万人を超えました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、2020 年の調査では約 24 万人と大幅に減少しています。

観光入込客数の推移

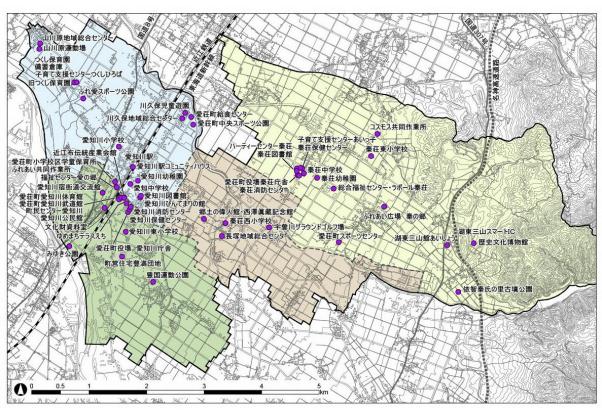


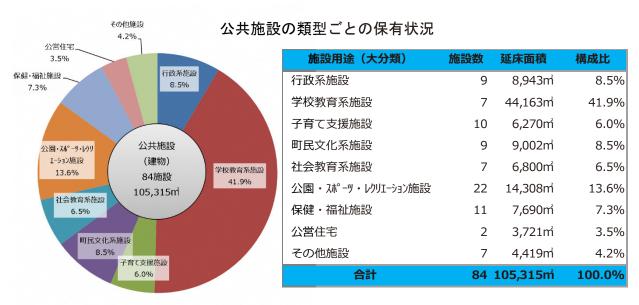
(7)公共施設

① 施設の保有状況

- ○本町は、公共施設として、84 施設、延床面積 109, 264 平方メートルを保有しています。
- ○施設の類型別では、小学校、中学校などの学校教育系施設が全体の約4割を占めています(延床面積ベース)。

主な公共施設



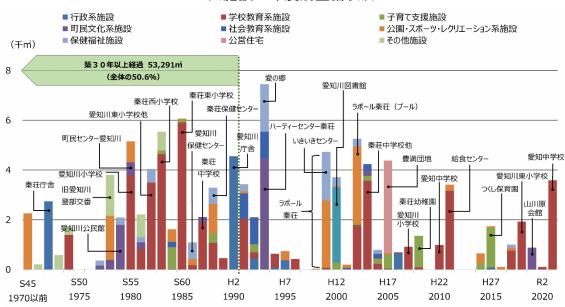


資料:愛荘町公共施設等総合管理計画 改訂版(2022年3月改訂)

② 公共施設の整備状況

○公共施設の多くが1970年代後半以降に整備されており、大規模改修の目安となる 築30年以上を経過した施設が約半数(延床面積ベース)となるなど、施設の老朽 化が進行しつつあります。

公共施設の年度別整備状況



2 暮らしとまちづくりに対する町民意識

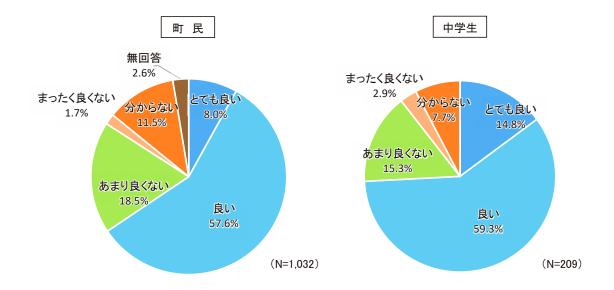
第 2 次愛荘町総合計画(後期基本計画)を策定するにあたり、町民のまちづくりに対する意向や今後望まれる取組などを把握し、町民との協働によるまちづくりの実現を目指すため、町民および中学生アンケート調査を実施しました。

町民アンケート調査は、18歳以上の愛荘町民 2,000 名(無作為抽出)を対象として、2022年2月4日から2月28日にかけて郵送により実施し、1,032人(回収率51.6%)から回答がありました。また中学生アンケート調査は、町立中学校2年生247名を対象として、2022年2月にタブレットを用いて実施し、209名の回答を回収しました。主な調査結果は以下のとおりです。

(1) 愛荘町の住みごこちおよび定住意向について

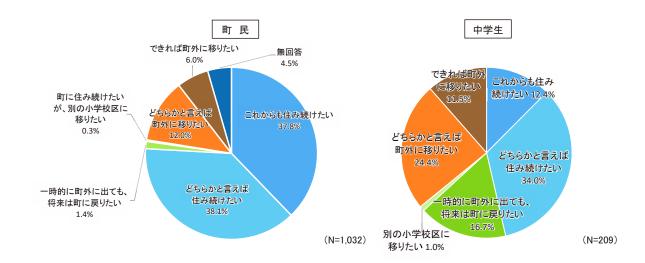
1) 住みごこち

- ○町民の愛荘町の住みごこちは、「良い」が 57.6% (594 人) と最も多く、「とても良い」8.0% (83 人) と合わせた、住みごこちが良いと感じている回答者が 6割以上を占めています。
- ○中学生は、「良い」59.3%(124人)と「とても良い」14.8%(31人)を合わせた 住みごこちが良いと感じている回答者が 7割以上となる一方で、「あまり良くない」15.3%(32人)と「まったく良くない」2.9%(6人)を合わせた、住みごこ ちが良くないと感じている回答者は約2割を占めています。



2) 定住意向

- ○町民の定住意向は、「どちらかと言えば住み続けたい」が 38.1% (393 人) と最も多く、「これからも住み続けたい」、「一時的に町外に出ても将来は町に戻りたい」、「町に住み続けたいが、別の小学校区に移りたい」を合わせた定住意向者は 8 割近くにもなります。
- ○中学生は、「どちらかと言えば住み続けたい」が34.0%(71人)と最も多く、「これからも住み続けたい」、「一時的に町外に出ても、将来は町に戻りたい」、「町に住み続けたいが、別の小学校区に移りたい」を合わせた定住意向者は6割以上になっています。

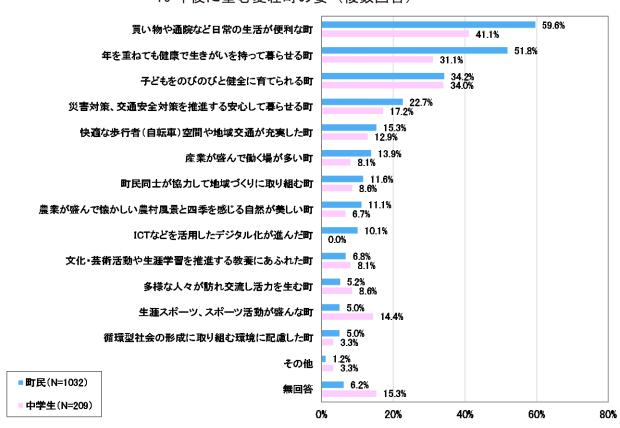


(2) 将来のまちの姿について

1)10年後に望む愛荘町の姿

- ○町民にとって、10年後、愛荘町がどのようなまちになって欲しいかについて、「買い物や通院など日常の生活が便利な町」が59.6%(615人)と最も多く、次いで「年を重ねても健康で生きがいを持って暮らせる町」(51.8%)、「子どもをのびのびと健全に育てられる町」(34.2%)などが挙げられています。
- ○中学生は、「買い物や通院など日常の生活が便利な町」が 41.1% (86 人) と最も多くなっています。その他、「子どもをのびのびと健全に育てられる町」(34.0%)、「年を重ねても健康で生きがいを持って暮らせる町」(31.1%) などが挙げられています。

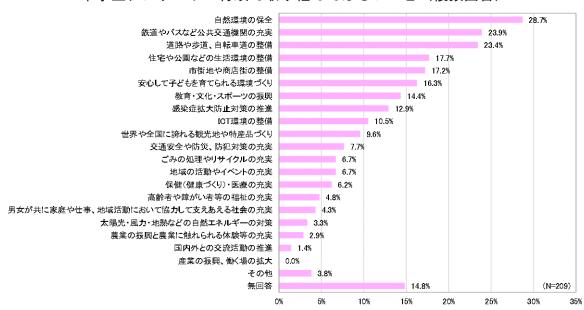
10年後に望む愛荘町の姿(複数回答)



2) 行政で取り組んでほしいこと(中学生アンケート)

○中学生が、行政に取り組んでほしいこととして、「自然環境の保全」が 28.7% (60人) と最も多く、次いで「鉄道やバスなど公共交通機関の充実」「道路や歩道、自転車道の整備」などが挙げられています。

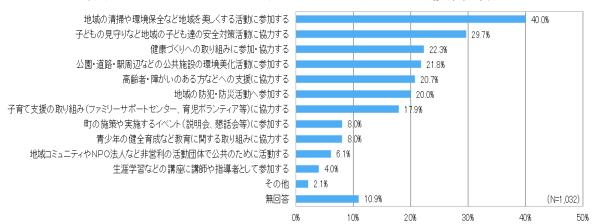
中学生アンケート 行政で取り組んでほしいこと (複数回答)



(3) まちづくりのためにできること(町民アンケート)

○愛荘町のまちづくりのために町民ができることとして、「地域の清掃や環境保全など地域を美しくする活動に参加する」が 40%(413人)と最も多く挙げられています。次いで「子どもの見守りなど地域の子ども達の安全対策活動に協力する」が 29.7%(306人)と多くなっています。

町民アンケート まちづくりのためにできること(複数回答)



第4章 まちの課題

1 まちづくりに影響を与える社会の潮流

これからのまちづくりを進めるにあたっては、私たちを取り巻く社会経済情勢の変化 や多様化する暮らしのニーズを的確に把握し、時代の変化に速やかに対応していくこと が重要です。

本町のまちづくりに影響を与える主な社会経済情勢の変化等について、以下に整理しました。

(1)人口減少・超高齢社会の急速な進行

わが国の人口は、2008年の1億2,800万人をピークに、人口減少・少子高齢化が進行しています。特に年間出生数は、2015年の100.5万人から7年連続で減少しており、2021年には過去最少の81万人となっています。また、高齢化率は、2021年では、28.9%となっており、2050年には世界のどこの国もこれまで経験したことのない40%に到達するものと予測されます。

人口減少・超高齢社会においては、労働力の減少や国内市場の縮小、地域活力の低下・地域コミュニティの弱体化など様々な弊害が生じ、このままさらに人口減少が進行した場合、社会経済や地方財政等、地域運営全般にわたり深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

こうした背景から、将来にわたり活力のある豊かなまちを維持するためにも、人口減少・少子高齢化を出来る限り抑制するとともに、このような状況を受け入れながら、誰もが安心して暮らせるコンパクトなまちづくりや地域住民一人ひとりが心身ともに健康で生きがいを持ち、安全で豊かな生活を営むことができるまちの実現が求められています。

(2) 安全・安心な暮らしに対する意識の高まり

わが国では、東日本大震災(2011年3月)や熊本地震(2016年4月)等の大規模地震や、世界的な気候変動がもたらす豪雨や大型台風による水害、土砂災害等の被害が毎年のように発生しています。このように近年頻発化、激甚化する自然災害に加え、30年以内に70~80%の確率で発生すると言われている南海トラフ地震*等、今後さらに大規模な災害の発生が危惧されており、生命と財産の安全確保に対する意識がより一層高まっています。

このような中、自然災害への備えに対して、これまでの対策の見直しやさらなる強化・拡充が必要となるとともに、行政・関連機関だけでなく地域も一体となって防災・減災に取り組むことが重要であり、子どもから高齢者まで、すべての町民が安心して暮らせるまちづくりへの対応が強く求められています。

(3) ライフスタイル・価値観の多様化

2019 年末に発生した新型コロナウイルス感染症は世界中で猛威を振るい、医療体制のひっ迫や経済活動の減退、移動や行動の制限など社会全体に大きな影響を与えただけでなく、人々の生活や価値観にも変化をもたらしており、テレワーク*の浸透によるデュアルライフ*やワーケーション*等の働き方、働く場や居住地の選択・決定等をはじめとした「ライフスタイルの多様化」であったり、人との接触回数の低減による家族や地域、社会とのつながりの大切さの再認識といった「価値観や考え方」等にも大きな影響を与えました。

これまでの日常を完全に取り戻すことは難しいですが、感染症対策に努めるとともに、多様化したライフスタイルや価値観に対応したニューノーマル(新たな日常)の確立が重要となります。

(4) デジタル技術を活用した便利で快適な社会の実現

現在、インターネットやスマートフォン、ソーシャルネットワーキングサービス* (SNS) などに代表される情報通信技術(ICT*)の進歩・普及は目覚ましく、人・モノ・情報・資本等、あらゆるものが瞬時に結びつき、相互に影響を与え合う情報社会(Society 4.0) となっています。わが国は、その先に続く目指すべき未来社会の姿として、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society 5.0) を提唱しています。

そうした背景のもと、スマートシティ*の実現に向けて、5G*の実装による都市部ー極集中から地方の活性化および地方自治体のデジタル化の推進(「デジタル田園都市国家構想」)やWeb3.0*(分散型ネットワーク)、メタバース*等、新たなデジタル社会の構築に向けた環境整備が進められています。

(5) 緊迫化する国際情勢

ロシアによるウクライナ侵攻*(2022年2月)により多くの命が奪われており、命の大切さや平和、人権、安全保障について改めて考えさせられているとともに、一刻も早い終結と国際秩序の安定が望まれています。そのような不安定な国際情勢を受け、原油価格や物価の高騰等、世界全体において大きな影響や混乱が生じています。

また、グローバル化の進展に伴い、国際間、都市間競争は一層激化しており、産業の低迷や経営効率化を背景とした雇用形態の多様化、賃金格差等の拡大など地域経済の縮小が大きな課題となっています。

(6) 社会資本の老朽化

庁舎や学校、道路、上下水道などのインフラ施設は、都市における産業や生活を 支える社会基盤として、特に高度経済成長期を契機に全国各地で数多く整備されて きましたが、整備から数十年が経過し、その老朽化や耐震化対策が大きな課題とな っています。

将来的に、老朽化した施設等の更新時期が集中することにより、地方自治体の財政を圧迫するとともに、施設の老朽化を放置すれば、致命的な損傷や重大な事故の発生リスクが高まり、利便性や地域活力の低下につながることが懸念されます。

そのため、人口減少等を見据えたこれからの時代にあった公共施設等のあり方や 統廃合を視野に入れた適切な配置、民間の活力を活かした施設の維持管理・運営 (PPP*/PFI*等)に向けた取組を講じていく必要があります。

(7)子育てを取り巻く環境の変化

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの拡大および待機児童の問題など、子どもを取り巻く環境が変化する中で、子どもと子育てを応援する社会の実現が求められています。地域の実情に応じた支援の充実を図るべく、『子ども・子育て支援新制度』が 2015 年度から開始され、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の総合的な推進が図られるとともに、2020 年には『幼児教育・保育の無償化制度』が導入され、平等な幼児教育・保育の実現や子育て世帯の家計へ軽減等が図られましたが、保育ニーズの高まりによる待機児童問題等に拍車がかかることが懸念されています。また、2023 年 4 月には子ども家庭庁が設置され、子どもや子育て世代の目線に立った政策の推進により、子どもや若者が自分らしく健やかに成長できる社会を目指すとされています。

新たな制度のもと、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくため、子どもの健やかな育ちと子育てに対する支援を社会全体で取り組んでいく必要があります。

(8) 福祉社会を取り巻く環境の変化

高齢者や障がいのある人など被介護者のニーズが多様化する中、地域で支え合う 活動として地域福祉の役割はますます重要となります。

誰もが可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むため、住まい・医療・介護・予防・日常生活支援等が一体的に提供される『地域包括ケアシステム*』の構築が進められています。さらに、現在の高齢者や障がいのある人、子どもを対象に実施されている「縦割り」の公的支援制度に限界があることから、分野を超えて「丸ごと」支援する公的支援への転換を図るべく、国において『「我が事・丸ごと」地域共生社会*実現本部』が設置(2016 年 7 月)されるとともに、「高齢者」、「子ども」、「障がいのある人」、「生活困窮者」の属性を問わない支援体制の構築に向けた『重層的支援体制整備事業』(2021 年 4 月)が創設されました。

今後、地域包括ケアシステムの強化により、地域のあらゆる町民が役割を持ち、 支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サ ービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる『地域共生社会』の実現が求 められています。

(9) 脱炭素社会の実現に向けて

地球温暖化の進行、資源やエネルギーの大量消費、生物多様性の損失など、環境問題の多くは国境を超えて地球規模で深刻化しています。また、東日本大震災や原子力発電所事故による甚大な被災経験を教訓として、省エネルギーへの取組や、原子力・化石燃料に依存しない太陽光などの再生可能エネルギー*の活用に対する理解が深まっています。

そのような中、国は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体でゼロにする「2050 年カーボンニュートラル*宣言」を行い、脱炭素社会の実現に向けた取組を経済成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の両軸の実現に向けて経済システム全体の変革を図る GX (グリーントランスフォーメーション*) の取組も進んでいます。

今後、持続可能な地域づくりを進めていくためにも、これまでの大量生産・大量 消費の生活を見直し、地域一体となって「循環型社会*」の形成を図り、将来世代に 豊かな環境や限りある資源を継承していくことが求められています。

(10) 自治体 DX*の推進と地域の関係づくり

人口減少・超高齢社会においては、生産年齢人口の減少や高齢化による税収の減少や社会保障費の増加が予想され、まちの財政の硬直化が進むとともに、公共サービスの縮小や地域活動の停滞など、地域の暮らしへの影響が懸念されます。

多様化・高度化する行政課題や地域課題の解決に向けては、デジタル技術やデータを活用した利便性の向上や AI*等の活用による行政運営の効率化を図る等、自治体 DX (デジタルトランスフォーメーション)を推進し、これまで以上に地域に寄り添った新たな公共サービスの構築が求められます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域のつながりの希薄化にも拍車がかかっています。まちづくりにおいては、行政だけではなく、地域が担う役割も大きいため、人と人の"つながり"や"きずな"を育む場の創出や関係性づくりを進めていくとともに、町民だけでなく、地域外に住む人などの関係人口も含めた取組が進められる環境整備が重要となっています。

2 まちの強みと主要課題

(1) まちの現状に対する分析

本町を取り巻く現状について、SWOT分析の手法を用いて整理を行い、これからのまちづくりにおける課題の明確化を行いました。

内的環境として、本町の持つ「強み(長所)」、「弱み(伸びしろ)」を、まちを取り 巻く背景および既存計画等において示される課題より抽出し、さらに外的環境とな る社会の潮流等を「機会(追い風)」、「脅威(向い風)」として下表に整理しました。 この整理をもとに、本町が取り組むべき5つの主要課題をとりまとめました。

SWOT分析とは

組織や事業における戦略立案のため、組織等が有する資源および課題を内的環境、外的環境の両面から抽出・把握するための分析手法のひとつ。

分析では、組織等の内的環境を「強み(Strength)」「弱み(Weakness)」の観点から、また外的環境を「機会(Opportunity)」「脅威(Threat)」の観点から整理し、表の形式に展開することで事業・施策や政策の選択や集中といった『戦略』を検討・立案するための課題や取り組むべき事項を明確化します。

外的環境

機会(追い風) Opportunity

- ●DX および GX の推進
- ●コンパクトなまちづくりの推進
- ●安全・安心に対する意識の高まり
- ●地域共生社会の推進
- ●多様な働き方や地方移住への関心 の高まり
- ●健康に対する意識の向上
- ●協働のまちづくりへの関心の高まり

脅威(向い風) Threat

- ●人口減少・超高齢社会の到来
- 世代間、地域間格差の拡大
- 自然災害の頻発化、激甚化
- ●新型コロナウイルスの感染拡大
- 国、地方の財政の逼迫
- ●地域間(都市間)競争の激化
- ●地球規模の環境負荷

内的環境

強み(長所) Strength

- 大半を平地が占める利便性の高いコンパクトな町域
- 広域幹線道路の充実や都市圏への 交通アクセス
- ●豊かな自然と歴史文化
- ●高齢者福祉、教育文化などの充実
- ●多様な産業の集積
- ●少ない自然災害
- ●子育て世代に支えられた継続的な人 □増加
- 若者のまちづくりへの関心の高さ
- 外部人材の流入、関係人口の創出

機会を強みによって捉え さらに成長するための課題

- 1 町民(地域)と行政のパートナーシップによる協働のまちづくり
- 2 地域資源と多様な人材 を活かしたまちのにぎ わい・活力の維持向上

強みを発揮して脅威を 回避・克服するための課題

3 地域経済と雇用を支え る産業の振興と交流の 促進

弱み(伸びしろ) Weakness

- 移動制約者*等にとって利便性の低い公共交通手段
- ●日常生活圏内の商業施設等の不足
- ●若者世代の流出など社会減の傾向
- 高齢化の進行度合いや宅地需要等の地域内格差が存在
- ■町の知名度は低く観光・移住等に関する情報発信、浸透が不足
- ●公共施設等の老朽化
- ●空き家の増加
- まちづくりに関わる主体間のつながり が希薄 等

機会を逃さないように弱みを 改善するための課題

4 多様化・高度化する町 民ニーズへの対応と安 全・安心・快適な暮らし の確保

最悪の事態を招かないように弱 みを克服し改革するための課題

5 持続可能な行財政運営 の推進

(2) まちづくりの主要課題

1) 町民(地域) と行政のパートナーシップによる協働のまちづくり

本町においても、人口減少・超高齢社会を踏まえ、地域社会における多様化した 課題に対して柔軟かつ的確な対応が求められています。

これまで行政が主導的に担ってきた画一的な行政サービスに限界が見られる中、 2013年に「愛荘町自治基本条例」を制定し、世代を超えて住み続けられる魅力ある まちの実現を目指しています。

まちづくりの担い手は町民であることを改めて認識し、地域の自主的・主体的な活動を一層推進していくため、町民にとって身近な地域の特色や個性を活かし、自立した活力ある地域社会づくりを進めていくことが求められています。

2)地域資源と多様な人材を活かしたまちのにぎわい・活力の維持向上

本町は、古くは依智秦氏によって栄え、鈴鹿山系から流れる伏流水の恵みによって豊かな文化を育んできました。また、後世には中山道の宿場町として発展し、近江上布やびん細工手まりなど優れた技を今も暮らしの中に受け継いでいます。

人口規模の安定・維持に向けては、地域経済の発展とともに、人を惹きつけるような魅力的で活力ある地域づくりが求められることから、地域で育まれた様々な資源や魅力を活かしながら、まちへの愛着と誇りを持てる、にぎわいと活力あるまちの暮らしを実現していく必要があります。

そのため、地域おこし協力隊等の魅力ある人材を積極的に受け入れ、地域資源等を活かした起業へつなげるとともに、それらの取組を町内外に発信し、新たな人の流れをつくることで、多様な人材によるにぎわいを創出する必要があります。

3)地域経済と雇用を支える産業の振興と交流の促進

本町は、歴史と風土に培われた伝統技術と、地元企業の先端技術がともに集積する「ものづくり」のまちでもあります。2013年の湖東三山スマート IC 開通は広域交通網の充実や観光入込客数の増加など、地域に好影響を及ぼしていますが、今後は人口減少・少子高齢化等による労働者の減少が予測され、町内企業や工場の生産力の低下、後継者不足など、地域経済・暮らしへの多大な影響が懸念されます。

まちの維持発展に向けて、多様な世代が働ける環境の充実や、観光交流の促進等による地元企業や地場産業等の強みを活かした産業振興の取組を図る必要があります。

4) 多様化・高度化する町民ニーズへの対応と安全・安心・快適な暮らしの確保

本町の人口は、2020年の国勢調査において増加傾向を維持しており、町民アンケートにおいても中学生の定住意向は高い結果となっていましたが、引き続きこれらの若者世代にとって「住みたい」、「住み続けたい」と思われるまちづくりを進めていくことが、本町の将来人口および人口構造の確保に極めて重要と考えます。

また、高齢者や障がいのある人をはじめ、誰もが可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むため、行政サービスのみならず、地域における多様な主体による重層的な支援のもと、地域包括ケアシステムを確立していくことが必要です。

そのため、若者世代を中心とした結婚・出産・子育て環境の充実をはじめ、地域 共生社会における居住・生活環境の向上、保健・医療・福祉の充実による健康寿命 の延伸、自然災害等に対する防災力の強化など、すべての町民が、安全・安心で快 適に暮らせるまちづくりが求められます。

5) 持続可能な行財政運営の推進

地方分権時代において、国・県からの権限委譲や規制緩和などによる新たな役割 を担うため、地方自治体としての自主性・自立性を高め、自らの判断と責任におい て行政運営を確立する行財政改革が求められます。

一方で、人口減少・超高齢社会がもたらす人口構造の変化は、税収の減少や社会保障費の増大など、本町の財政に大きな影響を及ぼします。加えて、公共施設等の 老朽化による維持補修費や将来更新費などにより、財政状況はより一層厳しくなる ことが想定されます。

また、デジタル技術などを活用して、町民の利便性を向上させるとともに、AI やICT 等の活用により業務の効率化を図る自治体 DX (デジタルトランスフォーメーション)を推進することで、行政サービスの更なる向上に人的資源をつなげていく必要があります。

第2次愛荘町総合計画 (後期基本計画)

第2部

基本構想

第1章 まちづくりの基本目標

1 めざすまちの姿

総合計画に掲げる『めざすまちの姿』は、町民みんなで進めるまちづくりの基本目標となるもので、町民、事業者、団体、住民自治組織および町(行政)が、信頼関係により結ばれた強い"きずな"のもと、共に手をとり、考え、行動していくことが必要です。

まちの将来像「心ふれ愛・笑顔いっぱいの元気なまち」の実現に向け、人々が集い、 交流し、まちの魅力を高め、理想的な住まいとして人とまちが成長し、みんなが誇れる 住みよいまちづくりを進めるため、私たちが目指す "10 年後のまちの姿"を次のように 定めます。



2 まちづくりを進めるための5つの視点

豊かな自然と歴史文化に恵まれ、あたたかさとふれあいに満ちた地域の中で、お互いに支え合いながら心豊かで幸せな暮らしが営まれるためには、町民一人ひとりが、自分たちが暮らすまちに愛着と誇りを持ち、夢や希望を抱き、健康でいきいきとした生活を楽しむことが求められます。

『めざすまちの姿』の実現に向け、まちづくりを進めるための 5 つの視点により、町 民が住み続けたい、誰もが住みたくなる、訪れたくなるまちを形成します。



つながり

人と人との『つながり』を大切に、住み慣れた地域で健康で安心し、子どもも大人も 笑顔でいられるまちを目指します。



こころざし

町民一人ひとりが『こころざし』を持って意欲的に学び、充実した人材育成により、 子どもたちに未来を託せるまちを目指します。



にぎわい

豊かな地域資源をおもてなしの心で付加価値を高め活用し、人・もの・情報が行き 交う『にぎわい』のあるまちを目指します。



やすらぎ

快適でうるおいのある居住環境・都市基盤を整備し、安全・安心で『やすらぎ』の あるまちを目指します。



かがやき

人や地域が『かがやき』、愛着と誇りが持て、愛荘町で生まれ育って良かったと思えるまちを目指します。

第2章 まちづくりの基本方針

『めざすまちの姿』の実現に向けて、まちづくりの骨格をなす主たる分野ごとに、基本方針を定めます。それぞれの基本方針に位置づけた政策の目標を基本的方向とし、各施策に取り組みます。

(1) 健康でいきいき暮らせるまちづくり







結婚・出産・子育ての希望をかなえるとともに、主体的な健康づくりを推進することで、誰もが住み慣れた地域で健康にいきいきと暮らせる環境を整え、高齢者や障がいのある人などの支援が必要な人に対して、行政のみならず、家庭・地域・ボランティアなどが支え合う、誰も取り残されない、みんなが主役の社会を構築します。

(2) 夢と志を育む学びのまちづくり





子どもたちの明るい未来を切り拓くため、しなやかでたくましい心身を育むとともに、豊かな人間性や生きる力を伸ばす教育を推進します。また、誰もが生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所で学べる機会を提供するとともに、生涯スポーツや文化・芸術に親しめる環境づくりを進め、心身ともに健やかに過ごせるまちづくりを推進します。

(3) 活力あふれるにぎわいのまちづくり





まちの魅力を町内外に効果的に発信していくことで、まちの知名度やイメージの向上に取り組むとともに、地域資源を活かした起業促進や産業連携による商工業・農林業の振興を図り、新たな人の流れやまちの活力の創出に向けた取組を推進します。

(4) 安全で心豊かな暮らしを支えるまちづくり





台風や地震などの自然災害や火災、感染症等に備えるため、町民、関係機関、地域と連携しながら危機管理体制の強化を図るとともに、交通安全対策や防犯対策等の推進により、安全・安心なまちを目指します。

(5) 快適でうるおいのあるまちづくり





自然や農地との調和のとれたコンパクトで利便性の高い市街地形成を進めるとともに、良好な居住環境の確保を図ることで、定住性の高い快適なまちづくりを計画的に推進します。また、環境への保全意識の高まりから、循環型社会の形成および低・脱炭素のまちづくりを推進し、うるおいのある持続可能な社会を形成します。

(6) 町民が輝き活気にあふれるまちづくり







年齢や性別、国籍などに関係なく、それぞれの個性を活かすことで、すべての町 民がいきいきと活躍できる社会の実現を図ります。

また、各自治会が取り組む自主的・自発的なまちづくり活動の一層の定着を図り、 将来を見据えた地域の実情や特色にあわせた地域づくりを推進することで、持続可能な自治会形成を目指すとともに、多様な団体によるまちづくり活動の支援と、各団体の連携や協働の取組を推進し、魅力的な地域づくりを進めます。

第3章 人口の将来展望

本町は、2006年の旧秦荘町および旧愛知川町の合併以降、子育て世代を中心に一定の人口規模が維持されてきましたが、現状のまま推移すれば、人口は2035年をピークに減少傾向に転じるものと予想されます。

将来にわたり活力ある豊かな町を維持するためには、人口規模の安定・維持および人口構造の確保を図る必要があることから、本町は、2020年3月に『第2期愛荘町みらい創生戦略』を策定し、出生数の向上および若い世代の社会増の実現を図るべく、地域産業の振興や移住・交流の推進等の対策を講じることで、2060年に「人口2万人の維持」を目指すものとしたところです。

後期基本計画においても、この考え方を継承し、人口の将来展望として、目標年次である 2027 年の人口目標は設定せず、2060 年に向け「人口 2 万人の維持」を目指すものとします。

人口目標

2060年に向け 人口 20,000 人の維持 を目指します

愛荘町の人口の推移と長期的な見通し



人口2万人の維持

資料:第2期愛荘町みらい創生戦略(人口ビジョン編)に加筆修正。

注)『日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)』(国立社会保障・人口問題研究所)を基に第2期愛荘町みらい創生戦略(人口ビジョン編)の考え方に即して独自に人口を推計しています。

30

地域別人口の将来展望







資料:第2期愛荘町みらい創生戦略(人口ビジョン編)に加筆修正。

- 注)国勢調査および『日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)』(国立社会保障・人口問題研究所) を基に第2期愛荘町みらい創生戦略(人口ビジョン編)の考え方に即して独自に人口を推計しています。
- 注) 2020年(実績値)について、年齢不詳の年齢区分の推移は除いて図表を作成しています。
- 注) 端数処理のため、合計値が異なる場合があります。

第4章 将来の都市構造

「愛荘町都市計画マスタープラン*(令和5年3月策定)」では、『拠点連携型のまちづ くり*』の形成を目指すこととしており、拠点と軸、ゾーン別に将来都市構造の方針を示 しています。後期基本計画においては、この方針に基づき、本町の将来の発展動向を踏 まえ、自然環境や歴史文化と調和した土地利用を図るとともに、機能的でにぎわいあふ れる魅力的な都市空間の形成を目指します。

国道8号バイパス(想定) 主要地方道彦根八日市甲西線 県道神郷彦根線 国道8号 近江鉄道 🎉 東海道新幹網 国道307号 名神高速道路 都市拠点 広域連携拠点 まちなか居住地ゾーン 広域連携軸 ゆとりと緑の居住地ゾーン 副次都市拠点 産業活性化拠点 地域連携軸 田園集落ゾーン ○ 防災拠点 ション拠点 新国土軸 産業ゾーン (都市拠点、 副次都市拠点を含む) 新都市軸 自然環境ゾーン ※地域内のネットワーク (地域生活ネットワーク、公共交通ネットワーク)は記載せず 水と緑のネットワーク

将来の都市構造イメージ

(1) 拠点

本町の東西の中心的位置に、各種都市機能や居住、交通などが集積し、都市が提供するサービスの中心的役割を担う主要拠点等を配置します。

また町域各所に、地域の特性に応じた多様な都市機能(交流、産業、レクリエーション、防災等)の集積を図る拠点を配置し、町全体として都市機能の強化、充実を図ります。

1)中心的な拠点

町域各所からの公共交通の利便性に優れ、医療、商業、行政サービス機能等の高次の都市機能が集積する拠点を位置付けます。

1 都市拠点

商業、医療福祉、歴史・文化、行政サービス等の既存の都市機能が多く立地し、 鉄道による公共交通アクセスが可能な町西部の役場愛知川庁舎、近江鉄道愛知川駅 および中山道愛知川宿周辺を含む一帯(以下、「愛知川駅および愛知川庁舎周辺」) を、本町の中心的な役割を果たす「都市拠点」と位置付けます。

都市拠点では、都市機能の集積とともに、まちなかウォーカブル*の推進エリアとして、町内外の多様な人々の出会い・交流を通じたイノベーション*の創出が期待されることから、地域資源や空き家・空き店舗等、まちのストックを活かした取組を通じ、本町の発展を牽引する"まちの顔"として活力と魅力の向上を図ります。

2 副次都市拠点

役場秦荘庁舎周辺の一帯(以下、「秦荘庁舎周辺」)を町東部の拠点となる「副次都市拠点」と位置付けます。

副次都市拠点では、行政サービス機能をはじめ周辺住民のための日常サービス機能が集積した利便性の高い生活環境の形成とともに、多世代交流や健康づくり・生きがいづくりなど多様な魅力を持つ拠点として環境整備等を図ります。

2)地域の特性を活かした拠点

① 広域連携拠点

町外および県外からの来訪者を受け入れる窓口として、東は湖東三山スマート IC 周辺を、西は JR 稲枝駅周辺(彦根市)を「広域連携拠点」と位置付けます。

広域連携拠点では、町内各所での人々の活発な交流等を促進すべく、東西それぞれから町域への人の流れを誘導するにふさわしい交流機能の強化・充実を図ります。

② 産業活性化拠点

工業、流通業等の既存工場や企業が集積する愛知川右岸および宇曽川右岸の産業地周辺を「産業活性化拠点」と位置付けます。

産業活性化拠点では、本町の産業の活性化を牽引する拠点として、既存産業の操業環境の維持・向上とともに、交通アクセスに優れた立地条件の良さ等を活かした企業誘致および産業振興等を検討します。

③ レクリエーション拠点

宇曽川ダム、愛知川右岸緑地、中央スポーツ公園および東部エリアの緑地(農地・ 里山)周辺を、町民や来訪者の交流、憩いの場となる「レクリエーション拠点」と位 置付けます。

レクリエーション拠点では、本町の多様な地域資源を活かした余暇や娯楽と密接につながる機能や、農との交流など町内外からの集客を図る観光・交流機能等の発揮に向けた環境整備等に取り組みます。

4 防災拠点

都市拠点、副次都市拠点に加えて、町内小学校および福祉施設等周辺を災害時等における地域の防災の中心的役割を担う「防災拠点」と位置付けます。

防災拠点では、災害発生時における町民の避難の場や物資、情報の提供・管理など災害対応の場として防災機能の強化、充実を図ります。

(2)軸

拠点間や町内外をつなぎ、都市の骨格として交通や防災など様々な交流・連携を 支える道路等による軸を配置します。

基幹的な軸として、近隣市町と接続する広域的な道路の軸、さらに地域の暮らしを支える地域内のネットワーク、自然環境や景観の骨格となる水と緑のネットワークを設定します。

1) 道路軸

① 国土軸

県外につながる広域的な軸として、町東部に位置する名神高速道路を「国土軸」 と位置付け、京阪神や中京圏等との広域的な人流や物流等の交流・連携機能を高め ます。

② 広域連携軸

国道 8 号、国道 307 号、主要地方道彦根八日市甲西線および県道神郷彦根線について、町域を南北に縦断し近隣市町と接続する「広域連携軸」と位置付け、近隣の市町との円滑な交流・連携を促進します。

③ 地域連携軸

県道松尾寺豊郷線、県道湖東愛知川線および県道湖東彦根線を、東西に横断し近隣市町と接続する「地域連携軸」と位置付け、南北方向の国土軸および広域連携軸を補完するとともに、これら軸同士をつなぐ東西方向のネットワーク機能の維持、向上を図ります。

4 新国土軸

国道 8 号の慢性的な渋滞解消を目的に現在整備計画中の国道 8 号バイパス(彦根 〜東近江区間)は、今後の町の都市構造に重要な影響を与える広域交通の軸として 「新国土軸」と位置付けます。

5 新都市軸

東西方向のネットワーク機能の強化を図るため、都市拠点および副次都市拠点と東西の広域連携拠点(湖東三山スマート IC および JR 稲枝駅)をつなぐ新たな道路軸となる「新都市軸」を位置付けます。新都市軸は、主要地方道愛知川彦根線、町道名神国八線、町道石橋川久保線および町道東部開発線等を位置付け、それらの全体供用を推進し、本町の東西間の一体性と地域の生活利便性の向上を図ります。

2)地域内のネットワーク

① 地域生活ネットワーク

都市拠点および副次都市拠点をはじめとした各拠点間や、町内の集落地等をつな ぐ道路軸を「地域生活ネットワーク」と位置付け、地域内での交流を促進し、日常 的な暮らしを支える軸として機能の維持、向上を図ります。

② 公共交通ネットワーク

都市拠点および副次都市拠点間や、町内の各拠点と集落地等を連絡する路線バス、 予約型乗合タクシーの公共交通路線網を「公共交通ネットワーク」と位置付け、公 共交通の維持およびサービスの向上、強化等を図ります。

3) 自然環境、景観の骨格

水と緑のネットワーク

町域を流れる愛知川、宇曽川およびその支流(岩倉川、安壺川)沿いに「水と緑のネットワーク」を設定し、健康的で潤いのある生活環境の形成や地球温暖化対策等の環境への配慮、また防災機能向上の観点より、自然環境の適切な維持保全を推進します。

(3) ゾーン

拠点および軸の形成とその機能の発揮を支える基盤として、市街地や農地、山林など自然地形や土地利用等で区分される地域のまとまりをゾーンとして設定します。 ゾーンを構成する種類として、都市機能や居住が集積する居住地とともに、農業 や産業との調和を図るゾーンや、自然環境の保全を図るゾーンを設定します。

1)市街地、住宅地

① まちなか居住地ゾーン

都市機能の集積等による生活利便性が高くにぎわいのある都市空間の形成を推進する地域として、都市拠点および副次都市拠点を中心とした一帯の地域を「まちなか居住地ゾーン」と位置付けます。

② ゆとりと緑の居住地ゾーン

今後の住宅需要に対応し、バランスのとれた環境整備を推進する地域として、町 西部の都市拠点(まちなか居住地ゾーン)周辺を「ゆとりと緑の居住地ゾーン」と 位置付けます。

2) 農地、集落地

田園集落ゾーン

主に町東部の平野部一帯の農地および国道 8 号より以西の地域は、豊かな田園環境の保全と調和のとれた農村集落の形成を図る「田園集落ゾーン」と位置付け、農業を基盤とした集落コミュニティの維持等を推進します。

3)工業地

産業ゾーン

産業活性化拠点を中心に、現在産業が集積しているエリアや名神高速道路沿道の工業適地等を「産業ゾーン」と位置付け、既存産業の操業環境の維持・向上および企業誘致の推進等による産業振興を図ります。

4)山林、緑地等

自然環境ゾーン

湖東県立自然公園に指定される町東部の山地部や愛知川沿いの河畔林一帯は、本町の背景を形成する自然地形であり、その豊かな自然環境等を保全し、また活用を図る「自然環境ゾーン」と位置付けます。

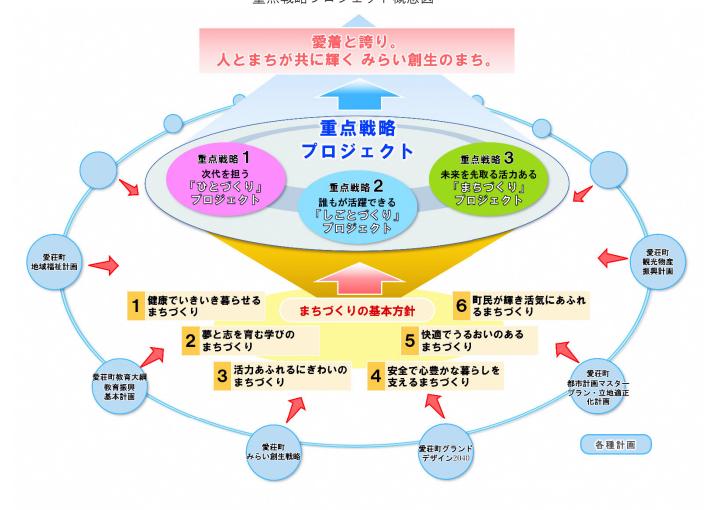
第5章 重点戦略プロジェクト

「重点戦略プロジェクト」とは、まちづくりの基本方針の中で、特に重点的・戦略 的に取り組む施策や事業となるものです。

愛荘町の『めざすまちの姿』である「愛着と誇り。人とまちが共に輝く みらい創生のまち。」の実現に向けて、まちを担う多様な主体が一体となり、まちの強みを活かすとともに、伸びしろには力を入れ、効果的・効率的に各種施策を展開、連携していくことが求められます。

前期基本計画では、地方創生の視点『ひとづくり』、『しごとづくり』、『まちづくり』 のそれぞれの分野において「重点戦略プロジェクト」を推進することにより、それぞれの分野が相互に好循環を生み出し、いつまでも住み続けられる持続可能なまちを目指してまちづくりを進めてきました。後期基本計画においても、前期基本計画で定めた「重点戦略プロジェクト」を引き続き推進するとともに、前期基本計画期間に策定した『愛荘町グランドデザイン 2040*』などの各種計画や、「デジタル田園都市国家構想」という新しい旗のもと、時代や社会の潮流に対応した愛荘町らしいまちづくりを目指します。

重点戦略プロジェクト概念図



重点戦略1

次代を担う「ひとづくり」プロジェクト

結婚・出産・子育てから教育に至るまで切れ目のない支援により、安心して子どもを生み、育てられる環境を整えるとともに、心の豊かさや生きがい、自身の健康などに寄与する社会参加の促進や、"つながり"の構築を推進することで、子どもから高齢者まで幅広い世代が元気に暮らせる「ひとづくり」を進めます。

重点戦略 1

次代を担う 「ひとづくり」 プロジェクト

健康寿命の延伸

<u>地域の担い手育成</u> 地域共生社会の実現

少子高齢化への対応

縦割りの支援の解消

地域との関わりづくり

心身の健康促進

ICT教育の推進

郷土への愛着

家庭の多様化

学力の向上

子育で支援の充実

重点戦略2

誰もが活躍できる『しととづくり』プロジェクト

地域の企業や地場産業などがそれぞれ の強みを活かし相互に連携することで、 地域経済の活発化を図るとともに、若者 等の安定した雇用の創出や高齢者の就労 支援、外部人材の積極的な登用による地 域資源等を活かした新たな価値の創造に より、幅広い世代の多様な働き方が可能 となる「しごとづくり」を進めます。

重点戦略 2

誰もが活躍できる 「しごとづくり」 プロジェクト

伝統工芸の 後継者育成

人材の掘り起こし

起こし _{(日全} 耕作放棄地の活用

外部人材の活用

地域資源の有効活用

森林の保全 耕作放棄地

ライフスタイルの多様化 _{中小企業の振興}

空き家・空き店舗の活用

まちの情報発信 町内外の関わりづくり

多様な人材の活躍の場 農林業の担い手の育成

重点戦略3

赤沢を先取る活力ある「まちづくり」プロジェクト

まちの人口規模の維持および人口構造の確保に向けては、若者や高齢者を含めた各年代の人口構成が適切に維持され、多様な人々の活動が活発に行われるとともに、地域交通や道路などの社会基盤の整備が重要になることから、将来を見据えた持続可能な「まちづくり」を進めます。

重点戦略 3

未来を先取る活力ある 「まちづくり」

地域安全の確保 プロジェクト

地域共生社会の実現

空き家・空き店舗の活用

| 防火・減火刈束 |____<u>まち</u>の情報発信

移動手段の確保 まちの情 防犯対策 少子高齢化への対応

道路の維持管理 ライフスタイルの多様化

適切な土地利用 人材の掘り起こし

循環型社会

歴史文化への興味

重点戦略1 次代を担う「ひとづくり」プロジェクト

まちづくりの原動力は「ひとづくり」であるとの認識のもと、若者や子ども、高齢者など、誰もが生涯にわたりいきいきと暮らせるまちを目指し、次の2つの方針による「ひとづくり」を進めます。

1-1. 未来を担う子どもたちを育む「ひとづくり」

妊娠期から子育て期までの継続した切れ目のない子育て支援とともに、子どもの豊かな育ちと学びを確かなものとし、生涯にわたって必要な生きる力を養う教育に取り組むことで、子どもたちの健全な育成を支援します。

〇「妊娠期」から「子育て期」にわたる切れ目のない支援

安心して子どもを生み、見通しを持った子育てができる環境を整えるとともに、すべての子どもや親が相談できる体制を整備することで、子育て環境の充実を図ります。

- ・子育て世代包括支援センター事業等の充実
- ・子ども家庭総合支援拠点の適切な運営、こども家庭センターの設置等

〇地域で支える子育て支援の促進

地域全体で子育て支援を行う機運を醸成することで、地域で見守られているという 安心感を持って子育てができる環境づくりを進めます。

- ・コミュニティ・スクール*による地域と一体となった学校づくりの推進
- ・スクールガード*などの地域における見守りや声かけなどの推進
- ・子育て講座などによる親子の育ちの支援 等

〇豊かな未来を拓く教育風土の形成

個別最適化された学びやしなやかでたくましい心身を育む活動、発達段階に応じた 系統的なキャリア教育等を推進し、未来を拓く意欲に満ちた「愛荘っ子」の育成を進 めます。

- · 学校 ICT 機器の活用等による教育 DX の推進
- ・脳の発達を促す「減メディア・親読書*」の推進
- ・自然に親しむ活動や自尊感情育成の推進
- ・知的好奇心や思考力を育むための学校図書館の充実 等

1-2. 元気にいきいきと活躍できる「ひとづくり」

多様な価値観を理解し、それぞれを活かし合う豊かな心を育みながら、一人ひとりが個性や能力を伸ばし、自分らしい暮らしと誰もが活躍できるまちを目指すとともに、すべての町民が地域に愛着と誇りを持ち、生きがいを持っていつまでも充実した生活が送れる地域共生社会の実現を目指します。

〇ライフステージ*に応じた健康づくりの推進

主体的な健康づくりを推進するとともに、生活習慣病等の発症や重症化の予防に取り組むことで、自身の健康に対する意識を向上させるとともに、健康寿命の延伸を図ります。

- ·「噛む COME+10 (一口プラス 10 回噛もう)*」の推進
- ・定期的な健康診断の受診勧奨と保健指導の実施
- ・ヘルスツーリズム*の促進や健康アプリの活用
- ・健康増進施設の活用促進やウォーキングの推進等

〇学びを深め、文化力を高める環境づくり

リカレント教育*や文化・芸術に触れる機会を創出することで、主体的な学びにつな げるとともに、その学びが循環し地域全体でその価値を共有できる取組を進めます。

- ・自己研鑽と地域への共有を目指した生涯学習の推進
- ・生涯キャリア教育の推進
- ・郷土の歴史や文化財に関する情報発信や学びの機会の創出
- ・「知と情報の広場」としての図書館機能の充実 等

○重層的支援体制の構築

子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援では対応できない複雑化・ 複合化した支援ニーズに対し、誰一人取り残さないための体制を構築します。

- ・包括的な相談支援体制の構築
- ・社会参加の促進、居場所づくりの推進
- ・町民主体の健康活動や地域活動等の促進
- ・地域コミュニティなどによる他分野協働の活動の推進 等

重点戦略2 誰もが活躍できる「しごとづくり」プロジェクト

若者の安定した雇用の創出や女性活躍の推進、高齢者の活躍など、産業振興によりまちの成長基盤が整い、多様な世代の働く場や活躍できる場が充実したまちを目指し、次の2つの方針による「しごとづくり」進めます。

2-1. 地域の強みを活かした「しごとづくり」

町内には、貴重な歴史文化や豊かな自然、先人が培ってきたものづくりなどの様々な技術・伝統などが数多くあることから、これらの豊富な地域資源や地域産業に改めて焦点を当てるとともに、地域を支える産業や事業者の振興と、地域の人材の活躍により地域活力の向上を目指します。

〇地域の資源を活かした産業の振興

農林業や商工業、伝統工芸などの地域に根差した産業の基盤を整えるとともに、将来を見据えた後継者の確保と育成の支援により、持続可能な地域産業を目指します。

- ・農地の集積、集約等による効率化の推進
- ・地域計画*(人・農地プラン)による後継者の確保等の推進
- ・半農半Xなどの多様な働き方による担い手の確保と育成
- ・農商工連携や6次産業化*による新たな地域ブランドの開発
- ・まちが誇る技(技術)を活かした地域産業や伝統工芸の振興
- ・地域資源や特技を活かした地域との関わりづくり(市民農園*や農福連携*等)
- ・ふるさと納税制度を活用した地場産品の PR 等

〇町内企業・事業所の成長と発展

就業機会の提供や地域経済の安定、地域住民の生活の向上など、地域の経済基盤を 支える町内企業・事業所の魅力を高め、安定した経営につながるよう町内企業等の振 興を推進します。

- ・新規事業の立ち上げや経営基盤強化に向けた支援
- ・職場体験やインターンシップを通じた勤労観の醸成
- ・ユースエール認定制度*の周知、普及などによる若者の雇用の促進等

〇生涯現役のまちづくりの推進

社会とのつながりや生きがいを感じる活躍の場づくりを推進するとともに、支え合いの地域づくりや地域資源の活用などによる地域課題の解決を目指します。

- ・シルバー人材センターや老人クラブの活動による生きがいづくりと健康づくり
- ・地域社会の担い手としての意識の醸成
- ・ソーシャルビジネス(移動支援や生活支援など)の推進
- ・全世代活躍型コミュニティの形成に向けた支援等

2-2. 人材の還流に向けた「しごとづくり」

地域の魅力や資源などを町内外に発信することで新たな人の流れと雇用を生み出すとともに、多様な人材による地域資源を活かした起業等を促進し、地域に新たな経済を生み出します。

〇関係人口の拡大と活躍の推進

まちの魅力の発信や資源を活かした地域との交流機会の創出等により、地域に継続的に関わる人材を増やすとともに、多様な人材の活躍につなげます。

- ・空き家や空き店舗、遊休農地などの利活用の推進
- ふるさと納税事業の推進による新たなつながりの創出
- ・多様なチャネルを活用したシティプロモーション*の推進
- ・人材が交流し、つながるプラットフォームの形成
- ・地域と行政をつなぐ中間支援組織の育成
- ・Web3.0 などのデジタル技術を活用した新たな関係の構築 等

〇企業誘致の推進

未利用地や空き店舗等の既存ストックの情報収集・発信を行い、企業の持つ多様なニーズに応えることで、新たな企業の参画と企業間連携を促進し、まちのにぎわいと雇用の創出を図ります。

- ・町内の未利用地の調査および物件情報の拡充
- ・サテライトオフィス*などの多様な企業の誘致 等

〇ローカルベンチャー*の育成および支援

地域資源等を活用した多様な人材による起業等の促進により、社会課題の解決をはじめ、まちの活性化と地域産業の担い手確保につなげます。

- ・空き家・空き店舗等を活かした起業の創出
- ・地域おこし協力隊等、起業意欲のある人材の支援
- ・地域資源を活かした新たなビジネスモデルの構築等

重点戦略3 未来を先取る活力ある「まちづくり」プロジェクト

暮らしの利便性や多様な人々が活発な活動を行える基盤を整えるとともに、移住・交流施策等の推進や地域の特性や資源を活かした取組の推進などにより、愛荘町で生まれ育ってよかった、住み続けたいと思えるまちを目指すため、次の 2 つの方針による「まちづくり」を進めます。

3-1. 新たな人の流れをつくる「まちづくり」

豊かな地域資源を活用することで、地域の魅力をさらに高め、観光や文化交流、イベントの開催などにより地域外からの来訪者や宿泊客の増加を図るとともに、移住・定住施策の推進により関係人口の創出・拡大を図ります。

〇地域資源の磨き上げと活用

ものづくりのまちとしての伝統や技術を強みとして、魅力の発信や新たな活用を進めるとともに、豊かな自然を活かした交流の場づくりを進めることで、まちの回遊性向上に努めます。

- ・来訪者をターゲットとした体験型、交流型観光の推進
- ・豊かな自然を感じる集いの場づくり
- ・伝統技術などの後継者不足対策、担い手育成等

〇移住・定住施策の推進

まちの魅力を高めるとともに、居住に対する多種多様な選択肢を設けることで、人材の流出抑制と新たな人材確保につなげ、地域の活性化を図ります。

- ・移住相談窓口による相談支援
- ・空き家、空き地などの利活用による移住定住の促進
- ・デュアルライフやワーケーション等の推進および支援等

〇「国スポ・障スポ」を契機としたにぎわいづくり

「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会」を見据え、開催に向けた環境整備や機運の醸成等を図るとともに、これらを契機としたまちのにぎわいづくりを推進します。

- ・アーチェリー競技を核としたスポーツ振興の推進
- ・スポーツツーリズム*、ヘルスツーリズムの推進
- ・会場やアクセス道路*等の整備 等

3-2. 快適で住みよい「まちづくり」

将来を見据えた社会基盤整備や均衡ある土地利用を進めるとともに、防災力の強化や 自然環境に配慮した循環型社会の形成に取り組むことで、世代を超えて住み続けられる 安全安心で快適な地域づくりを推進します。

〇次代を見据えた交通ネットワークの形成

まちの将来の発展動向を踏まえ、一体感を持たせた土地利用や快適で安全な交通網の整備を進めるとともに、次代を見据えた交通施策の検討を行い、地域住民の生活の質の向上を図ります。

- ・道路インフラの計画的な整備と維持管理
- ・快適な歩行者・自転車空間の創出
- ・地域公共交通の維持および確保
- ・将来を見据えた交通モビリティの検討
- ・愛知川駅や中山道を活かしたまちなかウォーカブルの推進等

〇安全で安心な社会の構築

ウィズコロナを見据えた危機管理体制の構築に加え、大規模自然災害に備えた計画 的な防災減災対策に取り組むとともに、地域における防災力の強化を推進することで、 安全で安心な地域づくりに努めます。

- ・感染症等の的確な対応と迅速な情報発信
- ・自然災害対策および危機管理体制の充実、地域防災力の向上
- ・地域を支える自主防災組織の育成
- ・地域住民や民間事業者と連携・協力した防災体制の構築
- ・地域防犯対策の推進(地域の見回り、防犯カメラ等)
- ・管理不全の危険な空き家を発生させない取組の推進等

ODX・GX の推進

デジタル技術を活用した利便性の高い行政サービスを提供するとともに、豊かな自然と持続可能な地球を未来へ引き継ぐために、ごみの減量化や消費型のライフスタイルの見直し、再生エネルギーの活用などの低・脱炭素社会に向けた取組を地域全体で推進します。

- ·「行かない、書かない、待たない」役場の検討および実装
- ・脱炭素社会の構築、再エネ導入に向けた取組の推進
- ・環境に優しい暮らしの推進 等

第6章 まちづくりの基本推進方策

『めざすまちの姿』の実現のために位置づけた「まちづくりの基本方針」および「重点戦略プロジェクト」を着実に推進するため、「まちづくりの基本推進方策」を設定し、 庁内組織の横断的な連携はもとより、将来を見据えた自治経営に向けて本計画全体の施策を推進します。

推進方策1 町民(地域)と行政のパートナーシップの確立

まちづくりの推進にあたっては、町民(地域)と行政のパートナーシップのもと、地域課題を共有し、力を合わせてその解決に向けた取組を進めていくことが求められます。 そのため、「自分たちの地域は、自分たちが考え、自分たちでつくりあげる」という自治意識を高めていくことが大切です。愛荘町自治基本条例に基づき、協働の取組が有機的に機能し、まちづくり活動が一層活発化するための仕組みづくりに努めます。

協働の仕組みづくり

〇多様な主体によるまちづくりの推進

町民、事業者、町(行政)、団体、住民自治組織といった多様な主体が、それぞれの特性を活かし、主体的に魅力あるまちづくりに取り組むことが出来る環境を整えることで、世代を超えて住み続けられる地域づくりを推進します。

〇協働意識の醸成

町民と行政において適切な役割分担と連携を図り、まちづくりを推進することができるよう、現場主義を実践し、職員の協働への意識改革や能力の向上に取り組みます。

〇各種活動団体のネットワークの構築および連携の推進

様々な活動団体同士のネットワークづくりにより、情報共有、交流などによる各団体の連携を推進します。

〇町民参画の推進

町民の声を町政に反映させるため、各種審議会への登用やパブリックコメント制度*の活用など、町民が行政活動に参画できる機会の充実に努めるとともに、協働の活動につなげる取組を進めます。

〇コミュニティ活動の推進

町(行政)と各自治会の綿密なコミュニケーションにより、相互の理解と信頼関係の構築を進めることで、地域に寄り添った支援を行うとともに、これからの地域のあり方をともに考え、活気にあふれるコミュニティ活動を推進します。

推進方策2 まちを経営する行財政改革の推進

厳しい財政見通しの中、少子高齢化や多様化する町民ニーズなど、新たな行政課題に的確に対応するため、必要に応じて組織体制の充実や見直し、民間ノウハウを活用した効率的な行政体制を構築します。また、限られた財源と人員の計画的で効率的な活用や育成、情報通信技術の活用など、経営的視点に立った実効性のある行財政改革に努め、まちを経営するトータルマネジメントを推進します。

実行力のある組織づくりと人材育成

○組織マネジメントの推進

社会情勢の変化や多様化する行政需要に対応するため、業務改善や適切な人事配置 に取り組み、効率的な行政サービスの提供が行える組織を目指すとともに、職員の資 質向上や意識改革につながる研修の実施等、人材育成の充実を図ります。

生産性の高い行政サービスの提供

〇政策評価の仕組みの充実

総合計画に掲げた施策や事業等に関し、一定の目的、基準、視点に沿って評価・検証し、改善を図るとともに、町民に広く公表することで行政活動の透明性を高めます。

○事務事業見直しの推進

行政資源を有効かつ効果的に活用し、行政サービスの確保と行政運営を持続させていくため、時代に即した事務事業の見直しや業務の外部委託など効率的な運営を図ります。

〇自治体 DX の推進

デジタル基盤の整備やデジタル人材の育成および確保、職員の機運醸成・スキルアップにより町民サービスの向上と業務の効率化につなげ、誰一人取り残さない便利で利用しやすい公共サービスの提供を目指します。

健全で持続的な行財政運営

〇財源不足への対応と財政構造の確立の推進

歳入の根幹である町税の適正な賦課・徴収に努め、負担の公平性を図ることから町税および各種保険料などの徴収率向上に向けた取組を推進します。また、受益者負担の原則の観点から、各種料金やその減免等の見直しを図るとともに、ふるさと納税の拡大・拡充など財源の確保に努め、健全な財政運営に取り組みます。

公共施設等の総合的かつ計画的な管理

〇公共施設マネジメントの推進

公共施設等総合管理計画および公共施設(建物)個別施設計画に基づき、各施設に おいて適切な時期に改修や複合化等を行い、まちの規模に適した施設の保有と計画的 な維持管理を行います。また、民間活力の活用についても検討しながら、効果的・効 率的な施設サービスの提供と施設管理運営を行っていきます。

推進方策3 まちの魅力づくりとイメージの向上

本町の魅力を発掘・創出し、町内外へ効果的に発信するため、シティプロモーションを戦略的に展開し、観光振興や産業の活性化をまちづくりの課題解決に結びつけることで、定住促進はもとより交流人口および関係人口の拡大を図りながら、町民のまちに対する愛着や誇りを育みます。

広報・広聴活動の推進

OICT を活用した多様な町政情報の発信

様々な媒体を活用し、分かりやすく積極的に町政情報を発信するとともに、若者にも親しみやすい広報活動に努め、町政への関心を高めます。

〇広聴活動の充実

様々な意見や要望を町政に反映できるよう、町(行政)が保有する情報を積極的に 公開するとともに、各種団体と行政が意見交換等を行える機会を設けることで、多様 化する町民ニーズを的確に把握できる広聴活動に努めます。

〇広報・広聴力の向上

職員一人ひとりが積極的に町民等との交流ならびに情報共有を図り、まちの魅力を 伝えるとともに、自らがまちの広告塔として意識し行動することで、効果的で幅広い 広報活動を推進します。

シティプロモーションの推進

〇シティプロモーション活動の展開

ふるさと大使の知名度を活かし全国へ情報を発信するとともに、地域おこし協力隊などの外部人材と連携したまちの魅力増進や、SNS 等を活用した魅力発信に取り組むことで、郷土に対する愛着の向上と、交流人口・関係人口の拡大を目指します。

〇ターゲットを想定したイメージ戦略の推進

本町の魅力や資源を多様な視点から発掘するとともに、様々なターゲットに応じた 効果的な情報発信することにより、本町の認知度のさらなる向上に取り組みます。

〇シビックプライド*の醸成

まちの認知度とイメージを高めるための取組を総合的かつ戦略的に実施し、町民一人ひとりが「わがまち」に対して抱く愛着や誇りをより一層醸成します。

第2次愛莊町総合計画(後期基本計画)
第3 音陽
第3 音陽

第1章 施策の体系

めざすまちの姿

愛着と誇り。 人とまちが共に輝く みらい創生のまち。

基本方針	分野別計画	主要施策
	1-1. 健康づくりの推進	1. 健康づくり運動の推進 2. 子育て世代への包括的な支援 3. 自尊感情の醸成
	1-2. 医療体制の充実	1. 地域医療体制の確保
	1-3.子育て支援の充実	 親子の健やかな育ちの支援 地域の子育ての支援 教育・保育サービスの充実 援助を必要とする子育て家庭の支援
1 健康でいきいき暮 1 らせるまちづくり	1-4. 障がいのある人の福祉の推進	1. 地域の中で安心して暮らせるまちづくり 2. 地域で自立して生活できるまちづくり 3. 心通う、助け合いのまちづくり
	1 - 5. 高齢者福祉の推進	 介護予防の充実 認知症対策の充実 在宅介護支援の充実 医療・看護・介護の連携強化 生活支援・見守り体制の充実 生きがいや余暇の充実
	1-6. 地域共生社会の推進	1. 住民の主体的な参画と協働による地域福祉の推進 2. 支援が必要な人を見逃さない地域づくり 3. 包括的な支援体制の構築
	2-1. 幼児教育の充実	1. 幼児教育活動の充実 2. 幼児教育環境の整備
	2-2. 学校教育の充実	1. 「学びの場」の充実 2. 学力向上の推進 3. 個別最適な学びの推進 4. 地域とともにある学校づくり 5. 自尊感情の育成 6. 学校教育環境等の整備
	2-3. 幼児・児童生徒の健康管理	1. 健康教育の推進 2. 体育授業・部活動の充実 3. 食育の充実
** . ** * *	2-4.生涯学習の推進	1. 生涯学習へのきっかけづくり 2. 自己を高めるための学びの場づくり 3. 地域と学校の連携・協働 4. 生涯学習施設の充実
2 夢と志を育む学び のまちづくり	2-5. 生涯スポーツの推進	 生涯スポーツの普及・振興 スポーツ活動支援の充実 スポーツ施設の整備・充実 「国スポ・障スポ」に向けた取組の推進
	2-6. 青少年健全育成の推進	 子どもや青少年健全育成に向けた活動への支援 青少年活動の活性化 放課後児童の安全確保
	2-7. 文化・芸術の振興	1. 文化・芸術活動の推進 2. 文化団体・指導者の育成 3. いつでも文化・芸術を楽しめるまちづくり
	2-8. まちじゅう読書の推進	1. 「知と情報の広場」としての図書館機能の充実 2. 子ども読書活動の推進・学校図書館の活性化 3. まちじゅう読書の拠点としての図書館整備
	2-9. 歴史文化の継承と活用	1. 文化財情報の発信 2. 文化財の保存と活用 3. 地域文化の保全と継承

3 活力あふれるにぎ わいのまちづくり	3-1. 農林業の振興	未来へつなげる田園風景 新たな農業へのチャレンジ 多様な担い手の確保・育成 森林資源の保護・保全と適正利用
	3-2. 商工業の振興	 1. 中小企業者等の振興 2. 地場産業の振興 3. 創業・起業の支援 4. 異業種交流の推進
	3-3. 雇用の安定	1. 企業内人権啓発の推進 2. 就労支援の推進 3. 企業誘致の推進 4. 児童生徒の勤労観等の醸成
	3-4. 観光まちづくりの推進	1. 体験型・交流型観光の推進 2. 観光客に選ばれ続ける魅力の発信 3. 魅力の再発見・新発見 4. 観光ニーズに合った物産の開発・提供 5. 観光受入環境等の整備
	4-1. 防災・減災対策の強化	 1. 自然災害対策および防災体制の充実 2. 危機管理体制の充実 3. 浸水・治山・砂防対策の推進
安全で心豊かな暮 4 らしを支えるまち づくり	4-2. 交通安全対策の推進	1. 交通事故による被害の防止 2. 交通事故が起こらない環境の創出 3. 安全で安心な道路交通環境の整備
	4-3. 防犯対策・消費者保護の推進	1. 防犯体制の充実と啓発 2. 地域防犯活動の充実 3. 消費者保護の推進
5 快適でうるおいの あるまちづくり	5-1. やすらぎ住環境の整備	1. 空家等の利活用の推進 2. 空家等の適正管理の強化 3. 安全・安心な住環境の整備
	5-2. 調和のとれた土地利用の推進	1. 計画的な土地利用の推進 2. 豊かな自然環境に囲まれた住環境形成の推進 3. コンパクトで利便性の高い市街地形成の推進 4. 長期を見据えた居住および都市機能の誘導 5. 豊かな地域資源を活かした魅力ある景観の保全・活用
	5-3. 計画的な道路整備の推進	 1. 広域幹線道路の整備 2. 地域幹線道路の整備 3. 生活道路の整備 4. 計画的な維持管理・保全
	5-4. 地域公共交通の充実	1. 多様な移動ニーズへの対応 2. 交通結節点の機能充実 3. 公共交通の利用促進
	5-5. 環境の保全	1. 自然環境の保全 2. 生活環境の保全 3. 公害防止対策の充実
	5-6. 循環型社会の形成	ゴー・ ゴー ゴー
町民が輝き活気に 6 あふれるまちづく り	6-1. 地域のまちづくりの推進	 コミュニティ意識の醸成 コミュニティ活動の推進 まちづくり活動の推進
	6-2. 多文化共生の推進	1. 啓発と交流機会の充実 2. コミュニケーション環境と生活支援の充実 3. 国際交流の推進
	6-3. 人権尊重社会の実現	1. 人権尊重に関する体制づくり 2. 人権教育・啓発の推進 3. 地域総合センターの運営充実 4. 環境改善対策等の推進
	6-4. 男女共同参画社会の実現	1. 男女共同参画の意識づくり 2. 男女共同参画の環境づくり 3. 女性活躍の推進 4. 女性に対する暴力の防止・被害者支援の充実

第2章 分野別計画

1

健康でいきいき暮らせるまちづくり

1-1. 健康づくりの推進

現況と課題

- 〇日本の平均寿命は生活環境の改善や医療の発展により飛躍的に延び、世界でも有数の長寿国となっている一方で、高齢化の進展により、介護を必要とする人が増加し、医療・福祉・介護に要する財政負担の増大が深刻な問題となっています。
- ○社会環境や生活習慣の変化・多様化により、生活習慣病の罹患者が増加しており、今後重症化により要介護状態*となる可能性や、医療費の増大等の課題に直面しているため、将来にわたって一人ひとりの生活の質(QOL)の向上につながる健康づくりの取組がさらに重要となります。
- ○生活習慣病は、健康的な生活習慣を確立することで予防が可能となるため、幼少期からの規則正しい生活習慣の定着に加え、あらゆる世代の食生活の改善と運動習慣の定着に向けた取組を強化し、健康寿命*を延伸していくことが重要となります。
- ○本町では、基本理念に「はじめよう 続けよう 毎日の楽しい健康づくり」を掲げ、町民一人ひとりが生涯にわたって健康な心と体をつくっていくことを目的に、「健康あいしょう 21」を 5 年ごとに見直しており、「噛む COME+10 (プラステン) 1 ロプラス 10 回噛もう」をキャッチフレーズに、まち全体で健康づくり運動を推進しています。
- ○また、お腹の中に宿った命を「まちの宝」として歓迎し、安心して子どもを生み、見通しを持った子育てができるように、「妊娠~出産~産後~子育て期」にわたる切れ目のない支援を目指し、育児不安等を軽減するための総合的な支援や発達特性を持つ子どもへの対応など、多様化するニーズに応じた体制を整備しています。
- ○さらに、コロナ禍等の影響によるストレス社会の中、自尊感情を高めるための取組や生きることへの包括的な支援が重要となるため、幾重ものストレスを抱えている人の「こころの健康づくり」が必要となります。

施策の 基本的方向

町民一人ひとりの生活の質(QOL)の向上につながる健康づくり 運動を町民・家庭・地域・関係団体・企業等との協働により推進 します。

主要施策

施策1 健康づくり運動の推進

- ●町民一人ひとりの自主的な健康づくりをまち全体で推進するため、健康づくり運動「噛む COME+10 (プラステン) 1 ロプラス 10 回噛もう」運動の推進を行います。
- ●健康づくり活動を地域の中で継続的に取り組めるよう、健康推進員*(ヘルスメイト)の養成を行い、 町民との協働による健康づくりや食生活の改善、運動を推進します。
- ●規則正しい生活習慣、食事や運動など、健康づくりのサポートや生活習慣病の発症予防と重症化予 防のための保健指導を実施します。

- ●がん予防や早期発見の推進を図り、がんの死亡率を減少することを目的に対策型がん検診の実施、 がんになってもその人らしい生活が継続できるよう「がんとの共生」に取り組みます。
- ●特定健康診査に基づく保健指導を行うため、保健師、管理栄養士の指導技術の向上に努め、特定保 健指導の充実を図ります。
- ●広報紙やウェブサイト、ポスター等での健診・検診の受診勧奨や、生活習慣病・がん等に関する情報の周知・啓発により健診・検診の受診率の向上に取り組みます。
- ●喫煙・飲酒に対する取組を強化し、禁煙、適正飲酒を推進します。

施策2 子育て世代への包括的な支援

- ●「妊娠~出産~産後~子育で期」にわたり切れ目のない支援を目指し、子育で世代包括支援センター事業の充実を図ります。
- ●母親の孤独感や不安感等の軽減を図るため、総合的な相談や教室等の開催による支援体制を整備し、 産後ケアの充実を図ります。
- ●子どもの発達段階に応じた子育ての支援や発達特性を持つ子どもたちが健やかに成長できるよう 支援体制の整備を行います。
- ●フッ化物洗口を主軸とした乳幼児からの計画的・継続的なう歯予防対策の実施とともに、妊婦の歯 科健診を実施し、う歯予防から歯周疾患予防対策へとつなげる歯と口の健康づくりを強化します。
- ●子どもたちが正しい生活のリズムと食生活を身につけることができるよう、関係機関との連携による食育を推進するとともに、運動の定着化に向けた支援を行います。

施策3 自尊感情の醸成

- ●自尊感情(自己に対して肯定的な評価を抱き、自分自身を価値のある存在として捉える感情)の醸成に向け、関係機関と協働した取組を進めます。
- ●自殺を個人の問題ではなく社会の問題と捉え、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、 「誰も自殺に追い込まれることのないまち」を実現することができるよう、町民、関係機関等と一体となった取組を進めます。

協働の取組

○健康づくり運動「噛む COME+10 (プラステン) 1 ロプラス 10 回噛もう」運動をまち全体に推奨するとともに、町民へ健康情報を発信し、健康意識の向上、自主的な健康づくりを推進します。

施策指標

指標	現状値	目標値
肥満でない人の割合(男性)	64.6%(2021 年度)	68%(2027 年度)
肥満でない人の割合(女性)	76.6%(2021 年度)	80%(2027 年度)
運動習慣のある人の割合(男性)	34.0%(2021 年度)	38%(2027 年度)
運動習慣のある人の割合(女性)	36.2%(2021 年度)	38%(2027年度)

関連する個別計画等

・健康あいしょう 21 (第4期)

- ・愛荘町いのち支え愛プラン
- ·第3期愛荘町国民健康保険特定健康診查等実施計画
- ・愛荘町国民健康保険保健事業実施計画(データーヘルス計画)第2期
- ・第2期愛荘町子ども・子育て支援事業計画
- ·第3次愛荘町食育推進計画

1-2. 医療体制の充実

現況と課題

- ○地域医療は、県全体で7つの圏域が二次保健医療圏として設定されていますが、疾病の種類や各医療提供体制に応じて4ブロック化されており、身近な湖東保健医療圏内で医療福祉提供体制を確保することが困難な状況にあります。
- ○また、県内の医師数は増加傾向にあるものの、絶対数は今も不足しており、特に産科医・小児科医の不足は慢性化し、地域や診療科における医師の偏在は依然として解消されていない状況です。県内どこにいても一定の質の高い医療を受けることは難しい状況にあり、とりわけ、周産期医療・小児救急の体制整備が重要となっています。
- 〇そのような中、愛知・犬上4町は、豊郷病院を核として、小児の発達外来を開設し、発達特性のある子どもの早期診断・治療、家族を支援できる体制や、「認知症初期集中支援チーム」の設置に加え、「とよサポ」による外来と地域との連携により、疾病の重症化予防や本人が望む生活療養支援の強化を図っています。
- ○一方で、本町においては、内科・外科・整形外科・小児科・婦人科・歯科・精神科・心療内科・皮膚科の診療科があり、診療所、歯科診療所、薬局の数は近隣の自治体より多く、訪問看護ステーションもあることから、在宅介護・看護のためのサービスは充実している状況にあるものの、医師の高齢化に伴う町内診療所の存続が危うく、今後、後継者の確保等が急務な状況です。
- ○休日急病診療所として、「くすのきセンター」で内科・小児科診療を開設していますが、彦根医師会員の高齢化などにより、今後の安定的な医療提供は困難な状況にあることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による医師の業務負担の増大に伴い、休日急病診療在宅当番医制の存続の検討も含め、休日に開業できる医療機関の確保と支援が必要な状況です。
- ○引き続き、町内の医師・歯科医師・薬剤師・看護師等との顔の見える関係の中で、多職種・多機関連携による町内完結型の療養生活支援の推進を図りつつ、豊郷病院を核とした地域医療の確保、湖東保健医療圏域における医療福祉の充実を図っていく必要があります。

施策の 基本的方向

本人が望むところで安心して療養生活が送れるよう近隣医療機関や関係機関との連携を図り、医療福祉の充実を図ります。

主要施策

施策1 地域医療体制の確保

- ●湖東保健医療圏を中核とする医療機関・医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会との地域医療連携*(病病連携、病診連携)等により、良質かつ適切な医療サービスを受けられる体制づくりに努めます。
- ●かかりつけ医、かかりつけ歯科医およびかかりつけ薬局を持つことをはじめ、安易な夜間・休日診療を控えるなど、適正受診の推進および地域医療に関する積極的な情報提供を行います。
- ●豊郷病院の小児発達外来、「認知症初期集中支援チーム」、「とよサポ」等の活用により、疾病の早期 診断・早期介入・治療・重症化予防および家族や地域支援等の強化を図ります。

- ●町民が健康で住み慣れた地域で暮らすことができるよう、また、人生の最終段階に至っても本人が望む療養生活が送れるよう、豊郷病院を核とした更なる体制整備を愛知・犬上4町で協議・検討します。
- ●町の休日急病診療在宅当番医制の今後の方向性を検討しつつ、休日に開業をしている医療機関の確保と支援に努めます。
- ●医療・保健・福祉・介護の関係機関が相互に連携し、切れ目のないサービスが提供できる町内完結型の療養生活支援の推進のため、医歯薬連携会議等により環境整備を図ります。

協働の取組

○一人ひとりが日頃から健康についての関心を持ち、身近な地域で気軽に相談できるかかりつけ医などを持つことができるよう啓発に努めます。

施策指標

指標	現状値	目標値
かかりつけ医がいる人の割合	53.0% (2019 年度)	67.9% (2023 年度)

1-3. 子育て支援の充実

現況と課題

- ○「子ども・子育て支援新制度」により、国と地方が歩調を合わせ、すべての子どもに良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進を図っています。
- ○本町においては、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備を目的に、「愛荘町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、待機児童の解消やライフスタイルに応じた保育所の受入れ環境の充実、幼稚園での緊急一時保育の実施を行ってきました。
- ○しかし、2020年に幼児教育・保育の無償化制度が導入されたことにより、保育ニーズはさらに高まり、待機児童解消に向けた取組を強化していく必要があります。
- ○また、核家族化の進行、保護者の就労形態の変化、地域とのつながりの希薄化などを背景に、子どもやその家庭を取り巻く環境は大きく変化し、家族や地域の中で、子育ての経験や情報の共有が難しくなっています。
- ○未来を担う子どもたちが心も体も健やかに育つ社会に向け、子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して子どもを生み育てることができるよう、子育てをする親子が気軽に集い情報共有や相談ができる「子育て支援センター」や妊娠期からの子育て期にわたる総合的相談窓口として「子育て世代包括支援センター」による支援が求められています。
- ○さらに、児童虐待の相談対応件数の増加や子育でに困難を抱える世帯が顕在化してきている中で、 妊産婦や子育で世帯だけでなく地域の子どもの相談支援を包括的に行う機関の整備が重要です。

施策の 基本的方向

子どもが、親が、地域が育つ、希望と笑顔がいっぱいのまちの実現に向け「ふれ愛」「ささえ愛」「そだち愛」の3つの愛を育みます。

主要施策

施策1 親子の健やかな育ちの支援

- ●妊娠中から母体の健康管理を行い、良好な出産ができるよう支援を行います。
- ●子どもの健全な成長発達を促すため、乳幼児健診や訪問事業、相談事業等の充実を図ります。
- ●乳幼児期から規則正しい生活リズムや食習慣など、基本的な生活習慣を身につけ定着化できるよう、 啓発、指導等を行います。
- ●発達特性や発達障がいのある子どもの理解や特性に応じた関わりや支援について、保護者をはじめ、 その支援者や関係機関がより理解し、子どもが安心して生活できる環境づくりを図ります。
- ●子どもの特性の理解を深め、子育ての知識や方法を身につけ、健全な子育てができるように支援するペアレント・プログラム講座を開催するとともに、講座を実施できる支援者を養成し、地域全体で肯定的な子育て支援ができる地域づくりを行います。

施策2 地域の子育ての支援

●子育ての孤立を防ぐため、様々な不安や悩みを聞き入れ、子育て支援に関する情報ツールの充実を 図ります。

- ●子育てボランティアの固定化や高齢化がみられるため、人材確保を推進します。
- ●支援を必要とする子どもとその家庭の早期発見と、子どもが地域の一員として育つことができるように障がいへの理解と正しい知識の普及に努めます。
- ●子育て中の親の様々な不安解消や子育てサークル活動を支援します。

施策3 教育・保育サービスの充実

- ●保育所入所枠の拡大に加え、保育士・支援員の確保と職員の働きやすい環境や仕組みづくりに努めることで、待機児童の解消に取り組みます。
- ●核家族化の進行や女性の社会進出、雇用・勤務形態の変化等によるニーズに合わせて、保育所や幼稚園における延長保育や預かり保育、病児・病後児保育*等の多様なサービスの提供に努めます。
- ●健康な体と豊かな心を育みながら、命を大切にし、自己肯定感を高め「生きる力」を養うため、小学校や家庭、地域と連携しながら、教育環境の向上に努めます。
- ●認定こども園の設置に向け、子ども・子育て会議を中心に保護者の意向を踏まえた検討を行うとと もに、認定こども園への意向を希望する保育所からの相談に対し、適切な助言を行います。

施策4 援助を必要とする子育て家庭の支援

- ●それぞれの家庭が抱える育児や家事、教育、就労、健康などの悩みや課題に対応できる相談窓口を 充実し必要な支援に努めるとともに、ヤングケアラー*について啓発を行います。
- ●定住外国人支援員や教育現場における通訳などの支援員の配置を図り、多言語に対応できる窓口を 充実し、外国籍の子育て家庭への必要な支援に努めます。
- ●児童虐待の防止に向け、子どもと接する機会の多い保育所、幼稚園、学校等において、子どもや親の小さなサインを見逃さないよう努めます。
- ●家庭児童相談に対応する子育てアドバイザーを設置し、子育ての不安等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するとともに、虐待のリスクのある家庭に対し、相談・支援を行います。
- ●妊産婦・子育て世帯・地域の子どもに関する様々な問題について、包括的な相談支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」の整備と適切な運営に努めます。

協働の取組

○子どもの育ちを社会全体で支援するため、子育てに関する意識を高めるとともに、地域における子育で支援の仕組みづくりを進めます。

施策指標

指標	現状値	目標値
拠点型子育て支援センター 「あいっ子」の利用登録率	79% (2021 年度)	85% (2027 年度)
保育所入所待機児童数	3人 (2022年度)	0人 (2027年度)

関連する個別計画等

・第2期愛荘町子ども・子育て支援事業計画

1-4. 障がいのある人の福祉の推進

現況と課題

- ○わが国の障がい福祉施策は、「障害者総合支援法」の施行をはじめ、「障害者虐待防止法」ならびに 「障害者差別解消法」の成立、また、障がい児支援の強化を図るため、児童福祉法の一部が改正さ れるなど、障がいのある人への施策に関する法整備が着実に進んでいます。
- ○さらに、子どもや障がいのある人、高齢者を含めすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに 創り、高め合うことのできる地域共生社会の実現に向け、社会福祉法等の一部を改正する法律が 2021 年 4 月に施行されるなど、総合的な支援体制の構築が求められています。
- ○本町では、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の実現に向け、様々な障がい福祉施策を推進していることに加え、圏域による地域生活拠点等の整備など、 障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後の生活を見据えたサービス提供体制の構築はもとより、権利擁護支援など、ニーズに応じた地域支援事業を推進しています。
- ○一方で、世界的にまん延した新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、日常的な生活様式の変更を余儀なくされ、障がい福祉分野におけるサービスの提供や障がいのある人の就労等に大きな影響が出ていることから、感染症への対応に十分留意しながら、各種施策を進めていく必要があります。
- ○今後も引き続き、障がいのある人が自立して暮らすことができるよう、質の高いサービスが提供できる体制の整備を図るとともに、一人ひとりの状況に応じた支援や就労、社会参加を促進するための環境整備を進めていくことが必要です。

施策の 基本的方向

地域の中で、安心で充実した生活を送ることができる社会の実現に向け、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりを一層推進します。

主要施策

施策1 地域の中で安心して暮らせるまちづくり

- ●障がいのある人が適切な配慮を受けることができるよう、障害者差別解消法に基づき、障がいのある人への理解や合理的配慮を推進し、地域が一体となって考える機会をつくります。
- ●障がいのある人に対して正しい理解が出来るよう、その機会づくりと啓発を行います。
- ●災害発生時等、緊急時の避難場所や避難体制の整備を構築するとともに、地域で暮らし、生きがい を共有し、高め合うことができる社会づくりに努めます。

施策2 地域で自立して生活できるまちづくり

- ●障がいのある人が地域社会の一員として誇りを持ち、安心して暮らしていくことができるよう、相談支援体制の充実に努めます。
- ●感染症や災害が発生しても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう福祉サービスの提供に努めます。
- ●障がいのある人が社会の一員として、生きがいを持った生活ができるよう、居場所の提供や就労支援に取り組み、個性豊かに自立した生活を送ることができるまちづくりを推進します。

施策3 心通う、助け合いのまちづくり

- ●ボランティア活動や地域交流の中で助け合いを推進し、障がいのある人もない人も交流を深める機会を提供することにより、すべての町民が安心して暮らせるよう、福祉を支える人材の育成に努めます。
- ●障がいのある人やその家族のニーズに対応できるよう、地域生活の拠点整備に努めます。
- ●障がいのある人や家族、親の会等と対話しながら、「ともに暮らし」「ともに学び」「ともに働き」「と もに活動する」ことのできる心通う、助け合いのまちづくりを推進します。

協働の取組

- ○町民が障がいについての正しい理解を持ち、障がいの有無に関わらず、地域全体で支えあう社会を 実現します。
- ○「障がい者計画および障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の策定・評価を図るための「障がい者福祉施策推進会議」の委員には、障がいのある人やその保護者の声が直接聞けるよう委員構成に配慮します。

施策指標

指標	現状値	目標値
地域生活支援拠点等整備	13 箇所	20 箇所
(湖東圏域1市4町で整備)	(2021 年度)	(2027 年度)
計画相談支援利用者数	149 人 (2021 年度)	170 人 (2027 年度)
福祉施設から一般就労への	1人/年	1 人/年
移行者数	(2021年度)	(2027 年度)

関連する個別計画等

・愛荘町障がい者計画(第4次)および障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)

1-5. 高齢者福祉の推進

現況と課題

- ○現在、わが国は国民の4人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えており、2035年には3人に1人が、2060年には2.5人に1人が65歳以上となることが推計されており、少子化の進行に加え、地域社会や世帯構造が大きく変化する中で、高齢者福祉のあり方が大きな課題となっています。
- ○介護保険制度の開始から約 20 年が経過し、介護保険サービスの利用者や提供事業者はともに増加していることから介護を必要とする人にとって、介護保険は必要不可欠なものへと普及、浸透してきました。
- ○本町では、これまで団塊の世代が 75 歳を迎える「2025 年」をひとつの目標地点として様々な取組を推進してきましたが、団塊ジュニア世代*が 65 歳以上となり、介護需要がピークを迎えるとともに、支え手となる世代が減少する「2040 年」を展望し、地域で高齢者を支える人的基盤の確保や早期予防の取組を推進していくことが重要となります。
- ○一方で、全国各地で頻発・激甚化する自然災害や世界的にまん延した新型コロナウイルス感染症の 影響は、日常生活や経済活動はもとより、介護サービスや地域における福祉活動も例外ではなく、 関係者が知恵を絞りながら、新しい生活様式を取り入れた取組を推進し、地域包括ケアシステムを より持続可能なものとしていくことが求められています。
- ○高齢者の生活を支えていくためには、公的サービスだけでなく、地域社会全体の見守りをはじめとする「支え合い」や「助け合い」、インフォーマルなサービス*の充実が重要となります。
- ○そのため、町および関係団体等が連携し、多様な担い手による介護予防・生活支援サービスの充実 を図りつつ、支え合い・助け合う地域社会づくりに取り組む必要があります。

施策の 基本的方向

「生涯を通じ、生きがいをもち、社会参加できるまち」「見守りやサービスの提供により、安心して暮らせるまち」「生活の充実した幸せな高齢期のため、高齢者自身も含めて支え合えるまち」を目指します。

主要施策

施策1 介護予防の充実

- ●健康づくり運動および認知症予防として「噛む COME+10 (プラステン) 1 ロプラス 10 回噛もう」を推進します。
- ●介護予防教室を開催し、地域が一体となった自主的な介護予防活動を推進します。
- ●専門職の参画を得ながら自立支援型ケア会議を開催し、介護予防サービスのアセスメントを通じた 効果的な自立支援につなげます。
- ●保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、医療関係等のデータを基にした分析を行うなど、効率的かつ効果的な事業につなげます。

施策2 認知症対策の充実

- ●認知症キャラバン・メイト*と連携し、情報提供や交流、研修機会の充実に努めます。
- ●「世界アルツハイマー月間」等の啓発を実施するとともに、学校との連携による福祉学習を開催し、 児童・生徒の認知症に対する理解を深めます。
- ●各種介護予防事業において、認知症の発症・進行を予防する取組を進めるとともに、中年期からの健康づくりが認知症予防につながることの周知・啓発を図ります。

- ●介護サービス等の事業所を対象に、認知症対応力を向上させるための研修を推進します。
- ●認知症相談窓口の設置と「認知症カフェ*」の新規開設を支援し、当事者の思いが発信できる場づく りを行います。

施策3 在宅介護支援の充実

- ●介護が必要になっても自宅を中心に住み慣れた地域で暮らせるよう、利用者や家族介護者のニーズ に応じたサービスが提供できる環境づくりを行います。
- ●サービス事業所との連携により、利用者や家族介護者のニーズを的確に把握し、質の高いサービス の提供と適切な利用を促進します。
- ●家族介護者の身体的・精神的・経済的・時間的負担を軽減できるよう、相談体制の充実や経済的な 支援、一時的な休息のための医療や介護サービスの情報提供や受け入れ先の確保を行います。

施策4 医療・看護・介護の連携強化

●将来の変化に備え、自身の家族や医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、自身の将来の医療およびケアを具体化し共有するための、「人生会議*(アドバンス・ケア・プランニング)」の活用について、周知・啓発に努めます。

施策5 生活支援・見守り体制の充実

- ●生活支援体制整備における生活支援コーディネーター・協議体を設置し、買い物や食事等の日常生活の困りごとを把握するとともに、コーディネートのための取組を充実させます。
- ●一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を訪問し、安否確認や情報提供を行うとともに、見守りサポート会議を通じて地域の見守り活動を推進します。
- ●高齢者の移動にかかるニーズを踏まえ、必要な支援について検討を進めます。

施策6 生きがいや余暇の充実

- ●介護予防等に取り組める地域の居場所づくりを行うとともに、生活・介護支援サポーターなど、地域における担い手を育成することで、町民主体の地域活動やボランティア活動の活性化を図ります。
- ●高齢者の生きがいや健康づくりのため、シルバー人材センターや老人クラブ等、高齢者の活動を支援します。

協働の取組

○中年層の健康維持と介護に関する意識の向上に努めるとともに、元気な高齢者の介護予防と社会参加を促進します。

施策指標

指標	現状値	目標値
生活・介護支援サポーター登録者数	100 人 (2021 年度)	190 人 (2027 年度)
シルバー人材センター年間就業者数	18,338 人(延べ) (2021 年度)	28,000 人(延べ) (2027 年度)
老人クラブ会員数 (未加入クラブ含む)	2,046 人 (2022 年度)	2,050 人 (2027 年度)

関連する個別計画等

- ・第8期高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画
- ·第4期愛荘町地域福祉計画

1-6. 地域共生社会の推進

現況と課題

- ○わが国では、かつて地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった人々の 生活の様々な場面において、支え合いの機能が存在しましたが、高齢化や人口減少が進み、地域・ 家庭・職場といった人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。
- ○暮らしにおける人と人のつながりが弱まる中、これを再構築することで、人生における様々な困難 に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うこ とで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる社会の形成が求められています。
- ○本町も同様に、人口減少の波は地域社会での担い手の減少を招き、それを背景に、耕作放棄地や空き家、空き店舗の発生や増加など、様々な課題が顕在化しています。
- ○地域社会における連帯感の存続が危ぶまれている中、人口減少を乗り越えていくうえで、社会保障 や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでにも増して重要 となっています。
- ○さらに、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、昨今、様々な分野の課題が絡み合う ことによる複雑化や、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといっ た状況が見られ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。
- ○このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の形成が必要となります。

施策の 基本的方向

人と人、人と社会(資源)がつながり支え合う「地域共生社会」の 実現を目指します。

主要施策

施策1 住民の主体的な参画と協働による地域福祉の推進

- ●地域の福祉のあり方や人権尊重のまちづくりについて、町民の理解と関心を深め、福祉意識の向上に努めるとともに、町民の交流会や勉強会の開催を進めます。
- ●高齢者や障がいのある人、子ども等を地域で見守ることができるよう、まちぐるみで犯罪の未然防止に取り組むとともに、地域防犯活動等への支援の充実を図ります。
- ●地域住民一人ひとりの地域福祉に対する理解と意識を高め、福祉活動やボランティア活動に積極的に参加する意識の醸成を図りながら、協働による地域福祉を推進するための啓発や支援体制の強化を図ります。
- ●地域での生活は、様々な人々や多様な社会サービスとの関係で成り立っているため、様々な関係者が地域の生活課題に対応することができる福祉のネットワークづくりを目指します。

施策2 支援が必要な人を見逃さない地域づくり

- ●一人ひとりの人権が尊重されるとともに、権利擁護を必要とする人に対し、権利が尊重され、その人らしく生きることができるよう支援を進めます。
- ●地域住民が日常の生活の中で様々な問題に直面したときに、気軽に迷わずに相談できる環境を整備し、ワンストップで対応できる体制の充実に努めます。
- ●町民一人ひとりのプライバシーに配慮しながら関係機関との連携のもと、「お互いさま」の関係を 広げることで、見守りのネットワークづくりを進めます。
- ●「制度のはざま」におかれ、地域で孤立している人を早期に発見し、関係機関との連携のもと、生活困窮者の自立を図るための支援を推進します。
- ●町、関係機関、地域等との連携を強化した分野横断的な支援体制の充実、避難行動要支援者*登録制度を活用し災害時における支援体制の充実を図ります。

施策3 包括的な支援体制の構築

- ●高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者など、「制度のはざま」にある複合的な課題に対して相談・支援ができる体制づくりを行います。
- ●成年後見制度や地域福祉権利擁護事業について周知・啓発に努めるとともに、相談機会の充実を図ります。
- ●成年後見人等が日常的な相談や支援を得やすい体制を整備するとともに、家庭裁判所と地域のネットワークが連携・協働する仕組みを築きます。
- ●専門職の参画を得ながら自立支援型ケア会議を開催し、介護予防サービスのアセスメントを通じて効果的な自立支援につなげます。
- ●生活支援コーディネーターの活動を通じ、地域との連携および支援の充実に努めます。

協働の取組

○地域が抱える様々な生活課題を解決するために、協働による地域福祉の推進に取り組みます。

施策指標

指標	現状値	目標値
地域活動応援ポイント制度	460 人	500 人
登録者数	(2021 年度)	(2024 年度)
見守りサポート会議	20 自治会	30 自治会
実施自治会数	(2021 年度)	(2027 年度)
避難行動要支援者	143 人	200 人
登録者数	(2022 年度)	(2027 年度)

関連する個別計画等

- ·第4期愛荘町地域福祉計画
- ·第3次愛荘町地域福祉活動計画(愛荘町社会福祉協議会)

2

夢と志を育む学びのまちづくり

2-1. 幼児教育の充実

現況と課題

- ○2015 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、幼児期の教育、保育・地域の子育て支援を総合的に推進しています。
- 〇また、2019 年 10 月には幼児教育・保育の無償化が実施され、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることで、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な乳幼児期における、すべての子どもたちへ質の高い教育の機会を保障するとともに、子育て支援の輪が広がっています。
- 〇本町の2つの公立幼稚園では、3年保育を実施することで幼児がより数多くの体験を積むことができるなど、就学前教育の場として定着する一方、急速な少子化の進行により、入園児童の減少が続いています。保育所においては、保護者の働き方の多様化に伴い、待機児童が発生していることから、2021年度から幼稚園において預かり保育を実施しています。
- 〇保護者の就労に伴い、乳幼児期から幼稚園や保育所に入所する幼児が増加したことにより、家庭教育で培われる基本的な生活習慣の習得を幼稚園や保育所が担う場面が増え、幼稚園や保育所の役割として幼児の自立に向けて健やかな成長を支えることが必要となっています。
- ○特別な支援を必要とする幼児に対し、早期発見・早期支援に努めるとともに、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図り、幼児一人ひとりに応じた必要な支援を計画的に行う必要があります。
- ○幼児教育が、小学校以降の生活や学習基盤の育成につながることに配慮し、学びの成果を小学校教育につなげていくことが重要で、幼稚園や保育所と小学校が連携を深め、教育課程のあり方を検討するなど、保幼小接続を円滑に行うことが重要です。

施策の 基本的方向

地域の豊かな自然を活かした体験や社会体験などを計画的に 取り入れ、一人ひとりが「生きる力」の基礎を培い、「いのち」 「思いやり」を大切にする心を育てる教育を進めます。

主要施策

施策1 幼児教育活動の充実

- ●「未来を拓く愛荘 16 年教育*」を推進し、幼児一人ひとりが「生きる力」の基礎を培い、「いのち」 「思いやり」を大切にする心を育てる教育に取り組みます。
- ●幼稚園・保育所や小学校が連携を深め、子どもの発達段階に応じた課題等を共有することで、いじめや差別を生まない人間関係を醸成し、スムーズな就学へとつなげるための就学前教育の充実を図ります。
- ●家庭環境の変化や少子高齢化の進行等、子どもを取り巻く環境の変化に対応するため、幼児教育・保育を一体的に担う施設が必要であることから、認定こども園への計画的な移行について検討を進めます。

- ●計画的な教員採用や適正配置の実施、研修等による教員の資質向上を図り、質の高い教育の機会の 保障に努めます。
- ●ICT 環境を活用したデジタル教育の充実を図ります。

施策2 幼児教育環境の整備

●幼児が安全で快適に過ごすことができるよう計画的に施設・設備の充実を進めるとともに、長寿命 化計画*に基づく教育環境の整備を図ります。

協働の取組

○コミュニティ・スクールの推進により、地域の子どもたちの成長を、地域の大人たちが協力し、地域ぐるみで守り育てることができる仕組みづくりに努めます。

施策指標

指標	現状値	目標値
保育士・教諭学習会の参加延べ人数	24/人 (2021 年度)	36/人 (2027 年度)
地域や保護者の園支援(ボランティ ア活動)への参加延べ人数	332/人 (2021 年度)	432/人 (2027 年度)

- ·愛荘町教育大綱(第2期愛荘町教育振興基本計画)
- ・第2期愛荘町子ども・子育て支援事業計画
- · 愛荘町学校施設長寿命化計画

2-2. 学校教育の充実

現況と課題

- ○社会情勢が急激に変化する「予測困難な時代」の中、子どもも時代の変化を読み解き、柔軟に対応する力が必要です。そのため、生きる力を育む「確かな学力」、多様な人とつながる「豊かな心」、 生涯にわたり健康な生活を送る「健やかな体」を育成するための教育支援が求められています。
- 〇本町では、「人が輝き 人が育つ 未来を拓く 愛荘の教育」を基本理念とした「愛荘町教育大綱」を 2021年に策定し、総合的な施策の推進を図っています。
- ○学校教育では、将来の社会を担う人材を育成するために、子どもの学習意欲の向上、基礎的な学力 や自ら学び考える力を伸ばすための学習環境の創出(ICT の活用)など、学力向上等に向けた取組 を進めています。
- ○児童生徒が将来の夢や目標を持てるよう、自尊感情を育み、しなやかでたくましい心身を育む取組 を推進するとともに、不登校を未然に防止し、いじめを許さない風土づくりも必要です。
- ○不登校児童生徒への支援、特別な支援を必要とする児童生徒への支援、外国籍児童生徒への支援、 子どもの貧困問題等の課題において、SDGs が掲げる「質の高い教育をみんなに」をゴールに「誰ー 人取り残さない」社会の実現に向けた取組を進めていくことが重要です。
- ○また、児童生徒が快適に学習に取り組むことができるよう、学校施設・設備の計画的な充実を図ります。

施策の 基本的方向

たくましく生きる力を育み、地域の力を活用した特色ある学校 づくりを行うとともに、学校施設等の充実を図り、将来を見据え た安全・安心で快適な教育環境づくりに努めます。

主要施策

施策1 「学びの場」の充実

- ●「未来を拓く 愛荘 16 年教育」構想を具現化し、「学びの場」を通じた地域づくり・人づくりを実施 します。
- ●特別な支援を必要とする児童生徒に対し、特別支援員を配置するなど、一人ひとりの教育的ニーズ に応じた支援を行います。
- ●外国籍児童生徒に対し、外国籍児童生徒支援員や教育国際指導員を配置するなど、学習や生活が円 滑に進むよう支援を行います。

施策2 学力向上の推進

- ●基礎学力の定着を図るため、基礎的読解力の育成や、図書指導員の配置、放課後補充教室等による 読書活動の一層の推進に努めます。
- ●全国学力・学習状況調査の結果を基にした課題把握に取り組むとともに、個別最適な学び、協働的な学びを一体的に推進し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。
- ●基礎学力を向上させるための支援を行うことにより、魅力ある教育環境を創出します。

施策3 個別最適な学びの推進

●学校 ICT サポート事業、GiGA-Pro 事業*の充実を図り、基礎的な学力や自ら学び考える力を伸ばすための学習環境を整えます。

施策4 地域とともにある学校づくり

- ●地域の歴史文化や自然に親しむことで、郷土への愛着と誇りを育むための教育活動を推進します。
- ●学校運営協議会(コミュニティ・スクール)制度を通じ、地域の人材を活用した学習活動を推進します。

施策5 自尊感情の育成

- ●集団生活の中でルールを守り、「いのち」や「人権」を大切にする豊かな心を育てるなど、生きる力 の基礎を培う教育を推進します。
- ●「学びの礎ネットワーク推進事業*」や「人権の花運動事業*」に取り組み、互いの人権を尊重する心を育みます。
- ●いじめや不登校を未然に防ぎ、「思いやり」や「いのち」「人権」を大切にする意識の醸成を図ります。
- ●いじめや不登校等の対応の強化を図るため、スクールカウンセラーなどを積極的に活用し、関係者 会議を効果的に実施するなど、各学校内におけるチーム体制の構築を図ります。
- ●不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援のため、関係機関や団体(NPO 等)との連携を図り生徒 指導支援事業のさらなる充実を図ります。
- ●児童生徒の自治力を高め、いじめや暴力等を未然に防ぐための風土・環境づくりに努めます。

施策6 学校教育環境等の整備

- ●児童生徒が安全で快適に学習に取り組むことができるよう、計画的に学校施設の増改築・設備の充実を進めるとともに、長寿命化計画に基づく教育環境の整備を図ります。
- ●愛荘町通学路交通安全プログラム*による通学路点検を実施し、児童生徒の安全を確保します。

協働の取組

- ○「未来を拓く 愛荘 16 年教育」構想を基に、家庭教育を大切にし、幼い頃から子どもの正しい生活 習慣や豊かな人間性などを育めるよう、啓発に努めます。
- ○ボランティアなどの協力による学校教育環境の充実を図ります。

施策指標

指標	現状値	目標値
将来の夢や目標を持っている	80%・70%	90%・75%
児童の割合 (小学校・中学校)	(2021 年度)	(2027 年度)
地域行事への参加率	74%・64%	90%・70%
(小学校・中学校)	(2021 年度)	(2027 年度)

- ·愛荘町教育大綱(第2期愛荘町教育振興基本計画)
- ・郷土読本「わたしたちの愛荘」
- · 愛荘町学校施設長寿命化計画

2-3. 幼児・児童生徒の健康管理

現況と課題

- ○生活習慣病の低年齢化などにより、子どもたちが自らの健康を守るための知識や実践力を身につけることが求められており、子どもたちの基本的な生活習慣の確立など、健やかな心身の育成につなげていくことが重要です。
- ○食生活については、偏った栄養摂取や朝食欠食など、子どもたちの食生活の乱れがあることから、 食に関する正しい知識や食習慣を身に付けられるよう、食育の推進に努めています。
- ○本町の歯科保健の現状として、小学校1年生および6年生の市町別う歯数(1人平均)は、県平均より大幅に多い状況であることから、2018年度から5歳児を対象にフッ化物洗口を開始し、毎年1学年ずつ段階的に拡大したほか、乳幼児期からう歯予防の対策を講じています。
- ○少子化やテレビゲームの普及など近年の生活環境の変化に伴い、子どもの外遊びやスポーツに必要な時間・空間・仲間が減少していることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで以上に子どもの生活全体において体を動かす機会が減少しています。
- ○「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(2021 年度)では、「運動が好きですか」の質問に、「好き」と回答する児童生徒の割合が数値目標を若干下回り、朝食に関する質問においても、「朝食を毎日食べている」と回答する児童生徒の割合が数値目標を下回ったため、さらなる対策を講じていく必要があります。
- ○さらに、自尊感情の育成については、一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識し、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の担い手となることができるように努めることが必要です。
- ○子どもの豊かな心や健やかな体を育むため、家庭と学校等との連携のもと、健康教育の取組を実施 していくことが重要です。

施策の 基本的方向

子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけられる よう、健康教育を推進します。

主要施策

施策1 健康教育の推進

- ●健康に関する基本的な知識を教えるとともに、健康相談を充実させ、家庭とも連携を図りながら、 望ましい睡眠時間の確保やバランスのとれた食事の摂取など基本的な生活習慣の定着を図ります。
- ●健康づくり運動として「噛む COME+10 (プラステン) 1 ロプラス 10 回噛もう」を推進するとともに、ブラッシング指導、甘味制限、フッ化物洗口による子どものう歯予防に努め、歯と口の健康づくり(子どものむし歯ゼロ大作戦)を行います。
- ●「未来を拓く 愛荘 16 年教育」構想を推進し、子どもたちの自尊感情を育みます。

施策2 体育授業・部活動の充実

- ●授業研修会(小学校)や県教育委員会による実技指導研修(中学校)を受講し、職員の体育・保健 体育科の指導強化を図ります。
- ●運動部活動に自主的・自発的に参加し、協調性、責任感、連帯感を身につけられるよう適切な指導を行います。
- ●スポーツ少年団等との連携により、運動を体験できる環境の充実に努めます。

施策3 食育の充実

- ●子どもの食の自己管理能力の向上や望ましい食習慣の習得に向け、学校教育活動全体で食育を推進します。
- ●学校給食に地場産物を活用することで、地域の生産者への感謝の気持ちと食への愛着の心を育みます。
- ●米や野菜の栽培・収穫に、地域の農業者を指導者として招き、農産物への愛着の心を育みます。
- ●「給食だより・食育だより」を発行し家庭へ食育に関する情報発信や、食育の日に児童視聴覚用動 画を作成し児童・生徒に食事のマナーや偏食について啓発します。

協働の取組

○生活習慣の改善・向上を図るため、望ましい生活リズムを身につける「早寝・早起き・朝ごはん」 運動において、家庭や地域と連携した取組を進めます。

施策指標

指標	現状値	目標値
朝食を食べていない	4.0%	2.0%
児童の割合 (小学校)	(2021 年度)	(2027 年度)
朝食を食べていない	7.5%	5.0%
生徒の割合(中学校)	(2021 年度)	(2027 年度)
給食センターにおける	24.5%	30%
地場産物の利用率	(2021 年度)	(2027 年度)
虫歯がない生徒の割合	61.7%	65.0%
(中学 1 年生)	(2021 年度)	(2027 年度)
1 人平均むし歯数	0.76 本	0.6 本
(中学 1 年生)	(2021 年度)	(2027 年度)

- ·愛荘町教育大綱(第2期愛荘町教育振興基本計画)
- ·第3次愛荘町食育推進計画
- ・健康あいしょう 21 (第4期)

2-4. 生涯学習の推進

現況と課題

- ○多様化するライフスタイルや少子高齢化の進展など、社会情勢が大きく変化する中、町民ニーズに 即した生涯学習環境の整備および機会の提供を推進し、生涯学習のあり方である"自ら学ぶ"とい う姿勢をどのように培うかが重要なテーマとなっています。
- ○本町では、生涯学習に関わる事業として、教養講座をはじめとする各種教室などの学習機会の充実を図ってきましたが、昨今のコロナ禍による「新たな日常」に対応した生活様式や働き方の多様化などを背景に、これまでの生涯学習の形態にとらわれない、生涯学習がもたらす新しい価値を模索していく必要があります。
- 〇これまでの生涯学習は、「教えてもらう」「聞かせてもらう」といった受け身の形態が主流であり、 受講者本人の中で、学習の価値が蓄積・消化される消費型の学習(自己完結型)が多数を占めてき ました。
- ○今後は、これまでの消費型の学びに加え、学んだ結果を地域へ還元し、地域価値を向上させる生産型の学びへと転換し、地域全体でその価値を共有していくことが重要となります。
- ○人生 100 年時代の学びを見据え、社会が大きな転換点を迎える中にあって、生涯学習の重要性は一層高まっています。
- ○町民一人ひとりが生涯を通して学ぶことのできる環境として、多様な学習機会や学びあい・教え合える場を提供し、それらの経験を活かして様々な分野で活躍できる仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現のための取組を進めていく必要があります。

施策の 基本的方向

生涯を自分らしく心豊かに過ごすために、「いつでも」「どこでも」「だれでも」学び合い、学びが循環し持続する生涯学習社会の実現を目指します。

主要施策

施策1 生涯学習へのきっかけづくり

- ●幅広い世代の対象者が、興味や関心を持つことができるよう、多様な分野における町民向け講座の 充実を図ります。
- ●生活課題のひとつでもある健康問題の改善につながるよう、健康に関する学習の普及啓発等に努めます。
- ●高齢者、働く世代、子育て世代、外国人等、すべての人々が自己実現を目指し、自由に学びの機会 を得られるよう、活動内容等を含めた環境整備に努めます。
- ●子どもが夢や希望を持てる社会を実現するため、すべての子どもに対し、キャリア教育等の包括的な支援を推進します。
- ●新しい生活様式に対応するため、ICTを活用したオンラインによる学習機会の提供に努めます。

施策2 自己を高めるための学びの場づくり

- ●社会人の学び直しの機会を充実させるため、大学や民間事業者等との連携を強化し、学習ニーズを 踏まえた生涯学習の機会を提供します。
- ●すべての町民のキャリア向上を図り、今後の職業に活かすことができる多様な学習機会の提供等を 検討します。
- ●生涯学習施設において、町民が身近な場所で、自由な時間帯に、主体的に学習活動を行うことができる環境を確保します。
- ●インターネットや SNS 等の多様な媒体を活用し、いつでも、どこでも学習できる環境の整備および 学習機会の提供に努めます。
- ●地域社会で生涯学習活動を行っている方を、地域人材として発掘するとともに、その地域人材が地域社会で活動を推進していくことができるよう、指導者として育成・養成する仕組みづくりについて検討します。

施策3 地域と学校の連携・協働

●コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を推進・充実し、学校・保護者・地域・行政がつながり、子ども、大人、地域がともに育ちあう「地域づくり」「人づくり」を目指します。

施策4 生涯学習施設の充実

●町民が自主的で実践的な活動を行うことができるよう、施設環境の整備・充実を図ります。

協働の取組

○コミュニティ・スクールを推進し、地域人材の掘り起こしに加え、学校および地域が抱える課題を ともに解決できる仕組みの構築を図ります。

施策指標

指標	現状値	目標値
生涯学習講座の受講者数	246 人 (2021 年度)	500 人 (2027 年度)

関連する個別計画等

·愛荘町教育大綱(第2期愛荘町教育振興基本計画)

2-5. 生涯スポーツの推進

現況と課題

- ○スポーツは、身体を動かすという人間の本源的な欲求に応えるとともに、爽快感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ・喜びをもたらし、さらには、体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたり健康の保持に資するものです。
- ○特に、仕事や家事の忙しさや生活の利便性の向上により、体を動かす機会の減少が予想される社会において、生涯にわたりスポーツに親しむことができる「スポーツライフ」を送ることは大きな意義があります。
- ○本町では、生涯を通して継続的にスポーツを親しむことができる充実した場を創出するため、体育協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなどの各種団体への活動支援を行うとともに、相互に連携することで、組織強化や指導者の育成に向けた取組を進めています。
- ○さらに、幅広い世代の町民が活発にあらゆるスポーツを行えるよう、多様なニーズに対応できる施 設環境の整備が求められています。
- ○子どもから高齢者までの誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、 どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる、生涯スポーツ社会の実現に向けた取組を総 合的に推進していくことが必要です。

施策の 基本的方向

誰もが心身ともに健康で充実した生活を営むことができるよう、「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しめる 環境づくりを推進します。

主要施策

施策1 生涯スポーツの普及・振興

- ■スポーツ推進委員や体育協会等と相互に連携を図り、スポーツ大会や各種教室、イベントなどを開催し、誰もが気軽にスポーツを楽しめる機会の創出に努めます。
- ●軽スポーツやウォーキングなど、気軽に行える運動を推進します。
- ●生活習慣病の予防など、保健事業を実施している機関や組織と連携し、町民の健康づくりを推進します。
- ●ニュースポーツなど、気軽に誰もが取り組めるスポーツの紹介・普及を進めます。
- ●e スポーツ*の理解を深め、新たなコミュニケーションツールとしての活用を検討します。

施策2 スポーツ活動支援の充実

- ●スポーツ振興や競技力の向上を目指し、愛荘町体育協会、愛荘町スポーツ少年団等への活動支援を 行うとともに、組織強化や指導者の育成を図ります。
- ●各種スポーツ団体の指導のもと、地域における身近なスポーツ機会の充実に努めます。
- ■滋賀県に配置されているラジオ体操指導員および町スポーツ推進委員と連携し、学校や各種団体の要請に応じて、スポーツ・体操の実践につなげます。

施策3 スポーツ施設の整備・充実

- ●町民の誰もが安全に安心して健康づくりができる施設環境を整えることで、スポーツ施設の利活用 を促進し、加えて身近な学校体育施設の開放など、気軽に利用できる施設の有効活用を図ります。
- ●施設の老朽化への対応、管理コストの検証、受益者負担の適正化などに努めます。

施策4 「国スポ・障スポ」に向けた取組の推進

- ●町のスポーツ振興の中核として位置づけているアーチェリー競技の普及・発展に努めるとともに、アーチェリー教室を継続して開催し、「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会」に向けた機運を醸成し、地元出身者の出場を目指します。
- ●「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」以降も、スポーツに親しめる環境 づくりを推進するため、施設の有効活用を検討し、発展的な整備を進めます。

協働の取組

- ○各種スポーツ団体と協働し、地域における身近なスポーツ機会の拡充に努めます。
- ○2025 年開催の「第79 回国民スポーツ大会・第24 回全国障害者スポーツ大会」に向けて、ボランティアスタッフを発掘し、まち全体で国スポ・障スポを盛り上げ、アーチェリー競技への関心を高めます。

施策指標

指標	現状値	目標値
スポーツイベントへの	749 人	2,300 人
参加者数	(2021 年度)	(2027 年度)
スポーツ少年団	421 人	450 人
登録団員数	(2021 年度)	(2027 年度)
アーチェリー事業への	126 人	600 人
参加者数	(2021 年度)	(2027 年度)
スポーツ施設	86,613 人	120,000 人
利用者数	(2021 年度)	(2027 年度)

関連する個別計画等

·愛荘町教育大綱(第2期愛荘町教育振興基本計画)

2-6. 青少年健全育成の推進

現況と課題

- ○社会全体のモラルや家庭・地域社会の教育力の低下、社会環境の悪化など、青少年を取り巻く問題は多様化・複雑化しており、人間関係の希薄化や社会の基本的なルールの認識が弱まることが懸念されています。
- 〇こうした中、2021 年4月に町内各校園に設置した学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール) や青少年健全育成団体による見守り活動など、地域全体で青少年を支える輪が広がっています。
- ○青少年の健全育成を図るためには、豊かな生活経験や自然体験を通して様々な人と関わり、人間関係を築く機会を持つことが重要であり、発達段階に応じ、家庭・地域・学校等がそれぞれの役割を 自覚しながら連携を深め、様々な活動機会を提供することが求められています。
- ○本町においても青少年を取り巻く社会環境は変化しており、行政をはじめ地域や各種団体、関係機関が連携しながら青少年を育成する取組が重要となっていますが、地域ボランティアの高齢化など 指導者の担い手の確保が難しくなっています。
- ○青少年の非行防止や健全育成を推進するためには、家庭・地域・学校の連携・協働により、地域と ともにある学校づくりを推進していくことが必要です。
- ○さらに、体験や交流を通じた学びは、青少年の健やかな心身の発達に欠かせないものであることから、体験交流活動の充実を図ることが必要です。

施策の 基本的方向

家庭・地域・学校の連携・協働を一層強め、青少年を取り巻く環境の 健全化を推進します。

主要施策

施策1 子どもや青少年健全育成に向けた活動への支援

- ●地域における青少年関係団体の活動を振興するため、指導者の育成を図り、自主的な活動を支援します。
- ●コミュニティ・スクールの推進による地域人材の活用など、家庭・地域・学校が連携・協働し、青 少年と様々な世代が交流する機会の充実を図るとともに、自己有用感を高め、ボランティア精神の 育成に努めます。
- ●地域ボランティアや学生ボランティアの支援により、子ども達の次代を生き抜く力を養うとともに、地域の教育力を高めます。

施策2 青少年活動の活性化

- ●青少年の豊かな人間性や社会性を育むため、野外活動等の様々な体験を通じた学習・交流の場と機会の充実に努めます。
- ●メディア等の視聴による疑似な体験ではなく、文字情報からイメージを膨らませ、実際の体験や経験につながるよう、家庭・地域における「減メディア・親読書」運動を推進します。

施策3 放課後児童の安全確保

●各種パトロール活動の実施や減少傾向にある「子ども 110 番のいえ*」の設置拡大など、青少年を地域で見守る幅広い活動のもと、非行防止と安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組みます。

協働の取組

○家庭・地域・学校との連携・協働を強化し、家庭教育・社会教育を通じて地域の教育力を高め、「地域の子どもは地域で守り育てる」という機運を高めます。

施策指標

指標	現状値	目標値
学校支援ボランティアの	5,729 人(延べ)	6,000 人(延べ)
支援者数	(2021 年度)	(2027 年度)

関連する個別計画等

·愛荘町教育大綱(第2期愛荘町教育振興基本計画)

2-7. 文化・芸術の振興

現況と課題

- ○文化・芸術に触れることは、豊かな感性を育み、心に豊かさをもたらすことから、ライフスタイル が多様化する中、質の高い文化・芸術に触れることができる環境づくりが求められています。
- ○本町では、町民の暮らしの中に心の豊かさや充実を求めるニーズが高まっており、「ハーティーセンター秦荘」をはじめとする社会教育施設等において、文化・芸術の鑑賞機会の充実を図っています。
- ○文化・芸術に関するニーズが多様化している中で、今後も質の高い文化・芸術に触れることができる機会を創出するとともに、文化協会等の文化活動を通じて町民が自ら創造していく力を身につけることが求められます。
- ○さらに、本町の特色ある文化活動を推進するなど、まちへの誇りや愛着を醸成し、心の豊かさを実 感できる環境を整える必要があります。

施策の 基本的方向

「観る」「聴く」「触れる」「創る」「演じる」をコンセプトに五感で文化・芸術活動が展開される文化の薫り高いまちづくりを推進します。

主要施策

施策1 文化・芸術活動の推進

- ●町内の社会教育施設等との連携により、町民が国内外の優れた文化・芸術に触れる機会の充実を図ります。
- ●文化・芸術活動を取り巻く人材や情報などをコーディネートし、町民の自主的・自発的な活動を支援し、互いの学びが循環する持続可能な仕組みの構築に取り組みます。
- ●町民が地域文化の振興・発信の担い手として活躍できるよう、活動成果の発表や相互交流の機会の場を提供するなど、町民文化の発展と地域の活性化を図ります。

施策2 文化団体・指導者の育成

●文化団体や芸術活動グループの自主的・自発的な活動を支援するとともに、文化・芸術活動に関わる指導者やボランティア等の育成に努め、講座等の体験者から新たな団体発足につなげます。

施策3 いつでも文化・芸術を楽しめるまちづくり

- ●町内の社会教育施設等のギャラリー空間を活かし、豊かな歴史文化や自然を背景とした地域資源と 連携し、文化の薫り高いまちづくりを推進します。
- ●社会教育施設等をはじめ身近な地域の拠点などに共通の趣味や話題で集い、学ぶ機会の充実を図るとともに、自然・歴史文化体験など豊かな自然にふれあう場づくりを進めます。
- ●インターネットを利用した学習が増えていることに伴い、いつでも、どこでも学習できるよう、スマートフォンやパソコン等を活用した学習機会の提供に努めるとともに、社会教育施設等のインターネット環境の整備を進めます。

協働の取組

○町民文化の発信や芸術鑑賞機会の提供により、町民の文化・芸術への関心や理解度を高め、心豊かなまちの実現に取り組みます。

施策指標

指標	現状値	目標値
ハーティーセンター秦荘	17,801 人	40,000 人
利用者数	(2021 年度)	(2027 年度)

関連する個別計画等

·愛荘町教育大綱(第2期愛荘町教育振興基本計画)

2-8. まちじゅう読書の推進

現況と課題

- ○本町では、2009年の「愛荘町まちじゅう読書の宣言」に基づき、本が人と人をつなぎ、新たな交流 やにぎわいを創出し、町を活性化するため、町民の誰もが、いつでも、どこでも、生涯にわたって 自分にあった方法で読書ができるよう、まちじゅう読書を推進しています。
- 〇子ども読書活動の推進については、2001 年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、国や県の基本計画が示されています。本町では 2019 年策定の「愛荘町子ども読書活動推進計画(第2次計画)」、2021 年策定の「愛荘町教育大綱(第2期愛荘町教育振興基本計画)」に基づいて、まちじゅう読書の推進と、子ども読書活動の推進・学校図書館の活性化を図ってきました。
- ○秦荘図書館・愛知川図書館に加え、町内の学校図書館をまちじゅう読書の拠点として整備し、読書活動を推進していくとともに、多様なニーズに的確かつ柔軟に対応し、最新かつ利用者の求める情報を確実に提供できる、人と資料をつなぐ図書館司書の養成が、これからの図書館機能の充実に必要です。
- ○さらに、社会環境の変化や技術の進展に応じた、電子書籍等新しい情報媒体への対応、格差のない 社会を目指して情報面でのセーフティネット*となる機能の充実など、より居心地のよい図書館を 実現するために、本を通じて人と人が出会える場として機能の充実が求められます。

施策の 基本的方向

まちじゅう読書を推進・拡充し、「いつでも」「どこでも」「だれも」が読書に親しめるまちを実現します。

主要施策

施策1 「知と情報の広場」としての図書館機能の充実

- ●「愛荘町まちじゅう読書の宣言」に基づき、町民の誰もが生涯にわたって自分にあった方法で読書ができ、さらに愛荘町に居ながら最新の情報が入手できる図書館サービスを構築します。
- ●出前音読教室や出前図書館、地域での図書館活動を充実し、町民の生涯学習に資する取組に努めます。
- ●健康や医療に関する情報など、暮らしに役立つ情報を積極的に収集し、情報の発信に努めます。
- ●町民の主体的な生涯学習やビジネスをレファレンスサービス(読書相談・案内)等で支援するために、最新の資料を収集し提供します。
- ●「地域の資料は地域が保存し後世に伝える」必要があることから、地域資料を収集、保存するとともに、地域資料の電子化と公開を進め、愛荘町のPRにつなげます。
- ●郵送貸出の取組等、図書館へ来館しにくい町民へのサービスの充実に努めます。

施策2 子ども読書活動の推進・学校図書館の活性化

- ●「未来を拓く 愛荘 16 年教育」構想の具現化に向け、幅広い年齢層の読書活動を応援するとともに、 「減メディア・親読書」を推進します。
- ●町立図書館のほか、学校図書館の資料の充実により、子どもの読書と学習を応援します。
- ●児童生徒の読書を支えるほか、多言語教育への対応や授業の支援等、小中学校における図書館活動 を継続的に実施するため、学校図書指導員を配置し、学校図書館の活性化に努めます。
- ●図書館司書が幼稚園・保育所・小中学校のほか、子ども会へ出向いて実施する出前おはなし会やブックトーク*等を実施し、図書館以外の場での読書活動を推進します。
- ●絵本作家の原画展や講演会を開催し、絵本や児童文学作品をより身近に感じることのできる機会を 創出します。
- ●子ども読書に関わる人材育成をはじめボランティアとの協働により、子どもに関わる読書環境の充実に努めます。

施策3 まちじゅう読書の拠点としての図書館整備

- ●本のこと、探している資料のこと、町の情報や歴史を知りたい時に図書館司書が頼りになるよう、人と資料をつなげる図書館司書の育成・充実に努めるほか、関係団体と積極的に連携し情報の収集と提供に努めます。
- ●秦荘図書館・愛知川図書館の長寿命化や施設改修に取り組み、快適な読書環境の提供に努めます。
- ●ビブリオバトル (本の魅力を紹介し合う書評合戦) や本の展示を開催し、誰もが参加できる図書館の運営に努めます。

協働の取組

○町民参加による図書館運営を推進し、町民の教養、調査、研究等の活動に資するため、図書館資料 の一層の充実と整備を図ります。

施策指標

指標	現状値	目標値
町民が1年間に借りる	14.0 点	15.0 点
図書館資料点数(1人あたり)	(2021 年度)	(2027 年度)
学校図書館での	46,360 冊	48,000 冊
貸出冊数	(2021 年度)	(2027 年度)

- ・愛荘町まちじゅう読書の宣言
- ·愛荘町教育大綱(第2期愛荘町教育振興基本計画)
- ·愛荘町図書館基本計画(第2次)
- ・愛荘町子ども読書活動推進計画(第2次)

2-9. 歴史文化の継承と活用

現況と課題

- ○文化財は長い歴史の中で育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重なまちの財産であり、これらを 保存整備し、次の世代に確実に継承していくことが重要となります。
- ○本町には、湖東三山のひとつ「金剛輪寺」があり、本堂は室町時代の木造建造物として国宝に指定されているほか、重要文化財や県・町の指定文化財等の貴重な歴史資産が多数あります。
- ○地域文化財や史跡は、地域ごとの特色ある魅力が顕著に表れており、この魅力ある文化財に触れる ことは、豊かな感性を芽生えさせるとともに、郷土を愛する意識を醸成させます。
- ○さらに、社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図ることを目的に、2021 年 6 月に文化財保護法の一部が改正されたことに伴い、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図り、その魅力を県内外に積極的に発信し、歴史・文化を通じた人々の交流を促進していくことが求められています。
- ○これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつ つ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組むことができる体制づくりが必要と なります。
- ○また、本町には江戸時代末期に伝えられた伝承工芸「びん細工手まり」があります。一旦途絶えかけた技術は保存会と行政の連携によって復興し、2011年には県の伝統的工芸品に指定され、町を代表する文化資源となりました。「びんてまりの館」では、びん細工手まりの技術継承と技術力の維持を目的とした講座、魅力発信を目的とした展示、イベントなどを実施してきましたが、高齢化による高度な技術者の減少は避けられず、人材の発掘と育成が急務です。
- ○これらの文化資源は、町民の郷土に対する愛着や誇りを育む基盤であり、観光振興や地域振興に資する重要な要素にもなっていることから、歴史文化への興味関心がさらに高まるよう調査研究を進め、その成果を広く発信していくことが重要です。

施策の 基本的方向

本町の歴史文化を未来に確実に継承するとともに、効果的な情報発信に努め、歴史文化の薫り高いまちづくりを進めます。

主要施策

施策1 文化財情報の発信

- ●文化財の特性や保全に配慮しつつ、観光振興や地域振興につながるよう、町民や関係団体に対して、 多様な情報媒体を通じた情報を発信します。
- ●歴史資産を活かした展示や小中学校でのワークショップやオリエンテーションのプログラムを提案し、次の世代に向けて、地域の歴史文化についての情報発信と学習理解の促進に努めます。
- ●地域文化とともに育まれてきた自然、歴史文化、産業、人びとの暮らしなど地域資源の持つ魅力を 地域内外に広く発信します。

施策2 文化財の保存と活用

- ●無形文化財や未指定文化財等を含め、地域社会総がかりで取り組めるよう、「文化財保存活用地域 計画」の策定の検討など、地域における文化財の計画的な保存修理・活用を促進できる体制を整備 します。
- ●文化財の保存と活用を推進するため、原典資料の収集・整備に努め、文化財指定を視野に入れた基礎調査等の充実を図り、町指定文化財の適正な保存修理を実施します。
- ●自然や歴史文化など地域資源を現地に保存し、その活用や展示を通して、学習の場づくりに努める ことにより、町民の地域に対する愛着や誇りを醸成します。

施策3 地域文化の保全と継承

- ●びん細工手まりと様々な手仕事を育んできた当町の歴史文化について、展示等を充実し、広く情報を発信します。
- ●びん細工手まりの技術継承と高い技術力の維持を目的とした講座、魅力発信を目的とした展示、イベントなどを実施し、後継者の育成を行います。
- ●地域の特性を活かした企画展示により、郷土の歴史文化への理解と郷土を愛する意識を醸成します。
- ●地域の歴史文化に関する報告書や図録の刊行を行うとともに、効果的な情報発信に努め、歴史資産 が集積された本町への来訪者の受け入れを充実します。

協働の取組

- ○町内に現存する史跡公園や歴史的建造物などが適切に保全されるよう啓発に努めます。
- ○自治会や個人で所有する貴重な歴史資料(古文書・美術工芸品など)が保管・継承できるよう、情報提供を求め、啓発に努めます。
- ○びん細工手まりの技術を後世に継承するため、保存会と連携し、後継者を育成します。

施策指標

指標	現状値	目標値
歴史文化博物館	9,649 人	20,000 人
入館者数	(2021 年度)	(2027 年度)
びんてまりの館	31,970 人	33,000 人
入館者数	(2021 年度)	(2027 年度)

3

活力あふれるにぎわいのまちづくり

3-1. 農林業の振興

現況と課題

- ○近年、生産者の高齢化や後継者不足を端緒とした担い手の減少に伴う遊休農地の増加、また、コメ 離れや輸入農産物への依存による食糧自給率の減少、生産物の需給バランスの変化や資材価格高騰 に伴う販売価格への影響など、農業情勢を取り巻く環境が急激に変化する中、消費者の要求に対応 できる農産物供給体制の確立を図ることが急務となっています。
- ○本町では、一級河川の愛知川や宇曽川によって育まれた肥沃な農地において、水稲および麦、大豆を主体とする土地利用型農業*を展開してきましたが、担い手への農地集積が進む中で農家数は急激に減少し、意欲ある担い手の確保や新規就農者の育成、鳥獣害対策など農村環境の保全が必要となっていることに加え、農業基盤整備等により生産効率を高めた優良農地の確保や、スマート農業*など経営コストを低減した安定的な農業経営の確立が求められています。
- 〇より安全で高品質なものを低コストで生産し、付加価値を高めていくためには、農業者や行政等の 各関係機関が一体となり、高度な生産技術や新品種の導入等の販売戦略の強化やブランド化の推 進、日々変化する社会情勢に対応できる経営者の育成のほか、女性や高齢者、外国人、都市住民等 の感性や知識・経験が発揮できる活力ある農業の推進を図っていくことが必要となります。
- ○林業においても後継者不足を要因とした担い手の減少がさらに進み、輸入木材とコスト競争が続く 中、建築材としての木材需要が低迷し、林業経営は厳しい状況にあります。
- ○森林は木材や林産物の生産という経済面だけでなく、災害防止や水源のかん養、生物の保全、また 観光資源など多様な機能を持ち、町民の生活に重要な役割を果たしていることから、森林環境譲与 税等の施策を活用することにより、自然環境に配慮しながら、森林の保全・整備に努め、有効活用 を図っていく必要があります。

施策の 基本的方向

多面的機能を持つ農地や森林を次代に引き継ぐ財産として保全 し、多様な主体によって安全・安心で環境に配慮した産物を生産 し魅力を高めることにより、農林業振興を図ります。

主要施策

施策1 未来へつなげる田園風景

- ●農業委員会と協力し「実質化された人・農地プラン(地域計画)」の策定・更新、中間管理事業を利用した農地集積・集約化を推進し、遊休農地の発生防止と解消に努めます。
- ●農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の確保に努め、環境保全型農業*を推進します。
- ●地元の生産者や土地改良区等と連携し、農業用水利施設等の計画的な更新や整備を図り、農村まる ごと保全向上対策の推進等による維持管理を進めます。
- ●鳥獣被害防止計画に基づき、猟友会と連携し、鳥獣による被害の防止に取り組むとともに、農地と森林の調和を図ります。

施策2 新たな農業へのチャレンジ

- ●農商工連携の推進、6次産業化を支援し、新たな特産品の創出やブランド化を推進します。
- ●高収益作物や飼料作物の生産拡大など、マーケットイン*の思考から市場のニーズに合わせた農産物の生産・販売を関係機関とともに推進し、農業所得の向上を図ります。
- ●特産品である「秦荘のやまいも」の栽培技術の継承と生産拡大に努めるとともに、地域ブランドの 保全を進めます。
- ●地場産野菜を使用した伝承料理の研究や学校給食の食材としての利用を図り、消費者へ安全・安心な農産物を PR するとともに、地産地消を推進します。
- ●都市農村交流や市民農園など、地域の農林資源等を活かした体験交流事業を支援します。

施策3 多様な担い手の確保・育成

- ●経営感覚に優れた農業経営者の育成や、農業者や営農組織の存続に向けた後継者対策など、地域農業を牽引する担い手の確保に努めます。
- ●新規就農希望者に対し、農地情報の提供や農地バンク*を利用した農地の集積・集約化を図ります。
- ●女性や高齢者をはじめ、外国人、都市住民、企業等、多様な主体が持つ感性や知識、経験などが発揮できる活力ある農業の促進と、半農半 X といった農業への柔軟な関わりを推進します。
- ●生産者が集い、生産販売の情報交換が図れるよう支援し、地域農業を発展させる活動を推進します。

施策4 森林資源の保護・保全と適正利用

- ●将来にわたって適切な間伐が行えるよう人工林の整備・管理等を推進し、荒廃している里山の手入れをするなど、森林に親しみ利用できる環境づくりに努めます。
- ●木が持つ心地よさを五感で感じ、その温かみを暮らしに取り入れられるよう「木育*」を推進します。
- ●豊かな森林資源を保全していくため、関係機関とともに多様な担い手の確保に努めます。

協働の取組

○地産地消、域内消費の拡大に努め、農業者の生産意欲の向上と農村まるごと保全向上対策等の活動 参加を通じ、町民の農業に対する理解を深め、多様な主体の農業参画を図ります。

施策指標

指標	現状値	目標値
農地集積率	68.6%(2021 年度)	75.0%(2027 年度)
認定農業者*数	35件(2022年度)	40件(2027年度)
6 次産業実施事業者数	7 事業者(2021 年度)	10 事業者(2027 年度)

関連する個別計画等

- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 愛荘町地産地消行動計画(6次産業化推進プラン)
- ·愛荘農業振興地域整備計画

· 愛荘町森林整備計画

・彦愛犬鳥獣被害防止計画

3-2. 商工業の振興

現況と課題

- ○人口減少や少子高齢化に伴う商圏規模の縮小や買い物困難者の増加、ライフスタイルの変化による 消費行動の多様化など、商工業を取り巻く環境は大きく変化しています。
- ○さらに、新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済は大幅に下押しされているとともに、 原油価格や物価高騰等の影響が中小企業者等への追い打ちとなっています。
- ○コロナ禍を契機とした社会経済情勢の変化に対応するため、ブランド力の向上、経営基盤の強化および販路の開拓・拡大など、創意工夫を凝らして挑戦する中小企業者等の取組を支援することが求められており、的確にニーズを把握し、支援する仕組みづくりが重要となります。
- ○さらに、地域経済および中小企業者等の実態の把握には、商工会との連携が不可欠であり、町内産業が活性化していくためにも、異業種が交流し、知恵を出し合い、連携・協働することで、地域に根ざしたサービスを展開していくことが必要です。
- ○依然として、まちの中心を担う商店街を取り巻く環境は厳しさを増しており、集客力が低下しているほか、後継者不足による空き店舗等の増加により、かつての商店街の活気は失われている状況です。
- ○これら空き店舗等を地域の重要な不動産ストックと捉え、その利活用を図ることは、地域経済の活性化や移住等の地域振興への貢献が期待されます。
- ○起業意欲のある外部人材等を積極的に誘致し、地域資源を活かした起業を促進するなど、地域コミュニティやまちづくりと連動した取組を進め、まちのにぎわいを創出していくことが重要です。

施策の 基本的方向

地域に密着した商工業の発展を促進するとともに、外部人材等 を活かした起業を促進し、地域活力を生み出すことで、まちのに ぎわいを創出します。

主要施策

施策1 中小企業者等の振興

- ●商工会と連携し中小企業者等のニーズや実態を的確に把握し、安定した経営基盤を確立し、事業を 継続・発展できるよう施策を展開します。
- ●中小企業者等の先端設備の導入に支援措置を講じることで、生産性向上のための設備投資を加速します。
- ●経営基盤の強化に向けて、情報提供やネットワークの強化に努めるとともに、国・県等の各種融資制度の周知に努め、利用促進を図ります。
- ●中小企業者等が有する技術力や製品などの魅力を広く発信し、販路拡大や市場の開拓につながるよう支援します。

施策2 地場産業の振興

- ●まちが誇る高い技術と技能を活かした地場産業の振興により、国内外を視野に入れた競争力の強化を図るとともに、地域ブランドとして育成・強化に努めます。
- ●新商品開発等に係る調査研究、多様な分野における事業展開を促進します。
- ●担い手となる人材の確保、育成、資質向上に対する支援を行うとともに、優れた技術等の継承を推進します。

施策3 創業・起業の支援

- ●商工会との連携により、新規起業者に対する「創業セミナー」を開催するとともに、新規出店に必要な資金の貸付など各種支援制度の周知に努めます。
- ●空き店舗等の実態を調査し、地域振興に資する有効な不動産ストックを把握します。
- ●地域おこし協力隊等の外部人材を積極的に誘致し、地場産業や地域資源を活かした起業を促進します。

施策4 異業種交流の推進

- ●商工会・観光協会との連携を図りながら、空き店舗の活用や中山道の歴史資源などを活かした取組を支援し、地域商業の活性化を推進します。
- ●町内資源の掘り起こしから新たな地域ブランドの可能性を見出し、多様化する消費者ニーズに対応 できる商品等の開発を支援することで、ふるさと納税の拡大に努めます。

協働の取組

○日々の暮らしにおいて、地元消費を心がけるよう周知に努め、地域経済の発展を促進します。

施策指標

指標	現状値	目標値
新規起業者数	3 人 (2022 年度)	15 人 (2027 年度)

- · 愛荘町創業支援等事業計画
- 愛荘町観光物産振興計画
- 愛荘町導入促進基本計画

3-3. 雇用の安定

現況と課題

- ○本町では、企業の社会的責任*(CSR)と就職の機会均等に基づく適正な採用選考および進路保障など、企業内におけるあらゆる人権問題について、企業自らが主体的な取組を行えるよう啓発に努めています。
- ○また、地域総合センターで実施している就労相談を周知するなど、雇用促進のためには、学校・企業・行政が連携を深め、さらなる就業対策を講じていく必要があります。
- ○新型コロナウイルス感染症の影響により低下した有効求人倍率は徐々に回復傾向にあるものの、依然として非正規雇用労働者の増加や医療介護分野における慢性的な人材不足など、業種による需要の偏りが存在しています。
- ○一方で、昨今のコロナ禍は、働き方の多様化など様々なライフスタイルを可能とし、若者の地方移 住や地方回帰に対する価値観にも変化が生じていることから、まちの将来を担う若者の就職先とし て地元企業に目を向けてもらえる取組を進めていく必要があります。
- ○社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ、人材の還流を目指した取組を進めるとともに、空き店舗など 既存の不動産ストックを活用したサテライトオフィスの誘致など、地域経済の活性化を図っていく 必要があります。

施策の 基本的方向

安定した雇用機会の確保と拡充を図るとともに、地元企業への 理解を深める機会を充実させることにより、若者の人材還流を 目指します。

主要施策

施策1 企業内人権啓発の推進

●企業内におけるあらゆる人権問題について、企業自らが主体的な取組を行えるよう啓発および研修の実施に取り組みます。

施策2 就労支援の推進

- ●就労相談などを通じ、就職困難者や就職弱者に向けた就労支援を進めるとともに、雇用促進に努めます。
- ●女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、様々な分野で活躍 する女性の支援と育成を図ります。
- ●「生活困窮者自立支援法」に基づき、各関係機関との連携を密にし、生活困窮者に対する多方面からの就労支援に努めます。
- ●職業安定所等と連携を深め、コロナ禍において増加した非正規雇用労働者に対し、安定的な雇用促進に努めるとともに、人材が不足する医療介護分野への就職斡旋に努めます。
- ●企業に対し、若者雇用促進法に基づくユースエール認定制度を積極的に活用し、若者の安定雇用を 促進されるよう啓発に努めます。

施策3 企業誘致の推進

- ●企業誘致が可能な民間所有地について、二一ズを的確に把握するとともに各種優遇施策等の情報提供に努めます。また、町内の未利用地を調査し、物件情報の拡充を図ります。
- ●町内空き店舗などを活用したサテライトオフィスの誘致など、地域での仕事を生み出し、新しい働き方を推進します。
- ●インフラ整備(道路整備など)が必要な遊休地について、ワンストップ窓口*での相談対応に努めます。
- ●まちのにぎわいと安定した雇用環境の創出に向けて、地域の産業と結びつく企業誘致と既存企業の 事業拡大に努めます。

施策4 児童生徒の勤労観等の醸成

- ●児童生徒が社会人や職業人として自立できるよう、教育機関等と連携したインターンシップ事業を 推進します。
- ●地元企業への理解を深める機会を充実させることにより勤労観等を醸成し、次代を担う人材の育成に努めます。

協働の取組

- ○互いの人権を尊重し、差別のない明るい職場づくりを実践できるよう啓発に努めます。
- ○まちの将来を担う若者の人材還流を目指し、地元企業への理解を深める機会の充実に努めます。

施策指標

指標	現状値	目標値
新規企業等誘致数	2 社	4 社
(愛荘町ホームページ掲載分)	(2022年度)	(2027年度)

関連する個別計画等

・地域未来投資促進法に基づく滋賀県全域基本計画

3-4. 観光まちづくりの推進

現況と課題

- ○全国的な人口減少問題等を背景に、インバウンドの増加や地域活性化の有力な手段としての観光振興など、選ばれる観光地となるためには、魅力あるまちづくりの推進に加え、地域独自の取組がその重要性を増しています。
- 〇一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、多くの国において海外渡航制限等の措置が とられ、国内においても旅行控えや外出自粛等により観光需要が激減するとともに、災害の激甚化 など次々と想定外の事象が起こり、不確実で変化の読めない時代が訪れています。
- ○人々の価値観や社会情勢等の変化に伴い観光ニーズも多様化しており、アウトドアツーリズム*や オンラインツーリズム*、ワーケーションなど新たな観光スタイルが主流化する中、これら新たな観 光スタイルに対応していくことが観光産業には強く求められています。
- ○さらに、「モノ」ではなく、「心の豊かさ」が実感できる体験型・交流型の観光をより効果的なもの としていくためには、観光事業者や行政だけでなく、地域住民の関わりが必要不可欠です。
- ○地域住民が地域資源を再発見・新発見する取組を支援するとともに、地域が一体となり観光まちづくりを推進していくことで、地域への愛着や誇りを醸成し、移住・定住の促進につなげていくことが重要です。
- 〇本町には、自然や歴史文化がもたらした資源や、地域住民により守り受け継がれてきた魅力的な宝が豊富に存在します。本町が持つオンリーワンの宝を魅力ある観光資源へと変化させ、地域の活性 化へとつなげ、来訪者等から選ばれ続けるためにも、まちの魅力を訴求していく必要があります。

施策の 基本的方向

住んでいる人が誇りある輝くまちをつくり、訪れた人が地域の 豊かさに触れ、再び訪れたくなるような観光まちづくりを推進 します。

主要施策

施策1 体験型・交流型観光の推進

- ●自然との関りが注目される中、宇曽川渓谷周辺の自然や史跡を周遊するモデルコースの開発および ウォーキングツアーを開催します。
- ●のどかな田園風景を活かした湖東三山自然歩道の周知を図り、湖東三山および周辺地域の活性化を 促進します。
- ●伝統工芸・産業が有する魅力を最大限に活かした体験型ツアーを造成し、まちの魅力を発信すると ともに、担い手の確保に努めます。
- ●中山道愛知川宿の歴史や史跡、寺社仏閣を巡るまち歩きツアーを開催するとともに、イベントやマルシェ等の開催を支援し、人が集う仕掛けづくりに取り組みます。
- ●駅や中山道周辺をまちの中心市街地と位置づけ、空き家・空き店舗を活用した起業家や移住者の誘致に努めます。

施策2 観光客に選ばれ続ける魅力の発信

- ●ホームページや SNS 等による情報発信の充実に努め、観光行動を起こしたくなるような PR 活動を 展開します。
- ●来訪者に長く滞在してもらうために、各観光資源が町内の他の観光資源へと誘導する仕組みを構築します。

施策3 魅力の再発見・新発見

- ●子ども観光ボランティアガイドを育成することで、地元愛を醸成するとともに、地域住民が町の歴 史文化等について学ぶことができる講座やツアーを開催します。
- ●着地型観光*を推進するうえで語り部の存在は必要不可欠であることから、観光ボランティアガイドの育成・拡充に努めます。

施策4 観光ニーズに合った物産の開発・提供

●外部人材を含む多様な人材や団体と連携し、食を中心とした愛荘町独自の物産を開発・提供することで、新たな地域ブランドの創出を図ります。

施策5 観光受入環境等の整備

- ●来訪者等を誘導する仕掛けのひとつとして、統一した案内表示の充実を図ります。
- ●来訪者等が徒歩やサイクリングで居心地が良く快適な観光を楽しむことができるよう、まちなかウォーカブルを推進し、持続可能な市街地を形成します。
- ●来訪者等の視点に立ち、アクセスしやすく周遊しやすい環境整備に向けて、二次交通*や町内を周遊するアクセス手段の確立に努めます。
- ●町内の各施設について、民間事業者の特性を活かし幅広い事業展開を推進できる指定管理者制度などを活用するとともに、観光協会や商工会、観光拠点施設との連携強化に努めることで、一体的な観光まちづくりに取り組みます。

協働の取組

- ○町民の地域に対する愛着と誇りを醸成するため、地域イベントや祭事への積極的な参加を促進します。
- ○町民が身近な地域資源を知り、誇りが持てるよう情報提供や学習機会の充実に努めるとともに、観 光ボランティアガイドの育成・拡充を図ります。

施策指標

指標	現状値	目標値
町内観光入込客数	244,700 人 (2021 年度)	446,000 人 (2027 年度)
観光ボランティアガイド会員数	9人 (2021年度)	12 人 (2027 年度)

関連する個別計画等

· 愛荘町観光物産振興計画

4

安全で心豊かな暮らしを支えるまちづくり

4-1. 防災・減災対策の強化

現況と課題

- ○全国各地で発生する自然災害や異常気象に加え、戦後最大級の新感染症ともいわれる新型コロナウイルスのまん延は、危機管理の側面でも多くの問題を顕在化させるなど、まちの根本的な安全性の確保を図る必要があります。
- ○町民の生命や財産を災害から保護するため、各種マニュアルの周知・啓発、業務継続計画*(BCP) を適宜更新し、対策を講じていく必要があります。
- ○災害に強いまちづくりを推進していくためには、日頃から町民一人ひとりが災害への危機意識と自 主防災への意識を持ち、災害発生時に的確に対処できる知識を身につけるとともに、地域住民が協 力して防災活動を行う自主防災組織の育成が重要になります。
- ○また、地域防災力の要となる消防団の活動は増加傾向にある一方で、社会構造や就労形態等の変化により、団員の確保が困難となっており、災害発生時においては、広域的なボランティア活動が大きな力となることから、災害ボランティアの育成と受入体制の整備を行う必要があります。
- ○さらに、情報化社会の進展に伴い、多様化するニーズに応じた広報媒体を活用し情報力の強化を図るなど、リスクコミュニケーションを高めていく必要があります。

施策の 基本的方向

自助・共助・公助による防災・減災対策を強化し、災害に強いま ちづくり・人づくりを目指します。

主要施策

施策1 自然災害対策および防災体制の充実

- ●各種災害に対応できる防災施設として、早期避難や感染症にも配慮した避難者対策の充実強化を図ります。
- ●公共施設の計画的な耐震化や一時避難所・福祉避難所の適正確保を進めるとともに、自治会施設の耐震診断・改修を支援します。
- ●町民の防災意識の高揚に努めることで、自治会単位での自主防災組織の設置・育成を図り、防災訓練、資機材の整備など活動の支援を行います。
- ●災害の未然防止や減災を図るため、防災ガイドブックや総合防災マップを活用した避難情報等の周知を図ります。
- ●地域住民や事業所など各種団体に参加を呼びかけ、町内全域での総合防災訓練を実施することで、町民の防災意識の高揚を図ります。
- ●関係機関と連携して、自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある人など、避難行動要支援 者の把握と避難支援者の確保を図ります。
- ●消防団員の充実・確保を図るため、地域の実情にあった消防団への支援と資質の向上に努めます。

- ●消防ポンプ自動車等の消防設備の更新・維持管理に努め、防災力の向上を目指します。
- ●新型感染症等に係る正しい情報の提供を行うとともに、感染症拡大防止に向けた資機材の整備を図ります。

施策2 危機管理体制の充実

- ●県および近隣市町、防災関係機関と平時から情報交換や情報共有等連携・調整を密にし、災害が発生した場合に迅速な対応ができるよう危機管理体制の強化を図ります。
- ●新型コロナウイルスのまん延を契機としたあらゆる危機事象を想定し、随時、計画やマニュアルを 更新するとともに、大規模な災害などが発生した際に、早期に業務が再開できるよう各分野におけ る業務継続計画(BCP)を適宜更新し、対策を講じます。
- ●緊急情報の伝達手段である、全国瞬時警報システム(J-ALERT)や防災行政無線の円滑な運用に加え、時流に応じた新たな広報媒体の活用を検討します。

施策3 浸水・治山・砂防対策の推進

- ●県および関係機関と連携し、河川整備、河川浚渫*などの維持管理を進め、浸水対策に努めます。
- ●森林(保安林)や砂防指定地*、急傾斜地崩壊危険区域*などの適正な保全・管理や、土砂災害警戒区域*等指定区域について、国や県と連携し、治山・砂防対策に努めます。
- ●災害時における人的被害防止のため、迅速かつ安全に避難できるよう、各種ハザードマップ*の周知に努めます。

協働の取組

- 〇日ごろから非常時・災害時における備蓄や非常用持ち出し品を揃えるよう、危機管理意識の高揚に 努めます。
- ○総合防災訓練への参加を促進することで、町民の防災意識の高揚を図ります。

施策指標

指標	現状値	目標値
自主防災組織設置数	37 自治会 (2022 年度)	40 自治会 (2027 年度)
災害相互応援協定締結数(累計)	市町:8 民間:23 (2022 年度)	市町:10 民間:30 (2027 年度)

- 愛荘町地域防災計画
- ・愛荘町国民保護計画
- · 愛荘町国土強靭化地域計画
- ・愛荘町業務継続計画 (BCP)
- · 愛荘町水防計画

4-2. 交通安全対策の推進

現況と課題

- ○交通事故のない明るい社会を構築していくためには、町民の安全と安心を確保していくことが極めて重要で、町民一人ひとりが交通ルールを守るとともに、正しい交通マナーを実践し、習慣化することが必要です。
- ○本町では、2021 年度に策定した「第 11 次愛荘町交通安全計画」に基づき、警察署や交通安全推進員、交通安全シルバー指導員などを中心に、交通安全意識の普及・啓発活動に取り組んでいます。
- ○近年、幹線道路から生活道路に至るまで本町を通行する車両は増加しています。このような中、交 通事故発生件数は減少傾向にあるものの、高齢者の事故割合は高く、高齢社会の進展に伴う交通安 全対策の強化が必要です。
- ○今後も引き続き、関係団体との連携による普及・啓発活動に取り組むとともに、危険箇所への安全 対策を講じ、交通事故防止に向けた取組を一層進める必要があります。
- ○一方で、歩行者・自転車優先の人と環境にやさしい交通体系が必要とされる中、幅員の狭い道路が 多いことから用地確保ができず、歩道の整備や歩車分離を進めることが困難な状況です。
- ○今後、町民の利便性および安全性を確保していくため、緊急性の高い箇所から交通安全施設の整備 を進めるとともに、道路施設のバリアフリー対策等を進めることが必要です。

施策の 基本的方向

広く交通安全意識の普及・浸透を図り、町民一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることで、交通事故のないまちを目指します。

主要施策

施策1 交通事故による被害の防止

- ●子どもから高齢者まで幅広い世代の交通安全教育を推進し、日常生活において安全に道路を通行するための基本的技能および知識の習得に努めます。
- ●高齢者が安全かつ安心して外出や移動ができる交通社会を形成するため、日常の移動手段や方法の 違いに応じた対策を推進します。
- ●高齢者等の特性を理解した歩道の整備や生活道路対策を行い、誰もが交通社会に参加することを可能にするためのバリアフリー化された交通環境の形成を進めます。
- ●歩行者や自転車、自動車等、それぞれの交通手段に応じた交通安全対策を推進します。
- ●自転車利用者への啓発を推進し、ルールやマナー違反による交通事故の発生を抑制します。
- ●歩行者や自転車利用者といった交通弱者を保護し、町民が道路交通の安全を体感することができるよう、車両の走行速度の抑制を図るための道路交通環境の整備など、関係機関との連携のもと、総合的な対策を図ります。

施策2 交通事故が起こらない環境の創出

- ●自転車等の安全運転義務違反が原因の交通事故が発生していることから、交通事故の実態を踏まえたきめ細やかな対策を推進し、交通事故ゼロを目指します。
- ●地域住民の交通安全対策に関する関心を高め、生活地域における安全で安心な交通社会の形成に、 自らの問題として積極的に参加する意識を醸成します。

施策3 安全で安心な道路交通環境の整備

- ●生活に密着した身近な道路等において、「人」の視点に立った交通安全対策を推進し、自動車、自転車および歩行者等の異種交通が分離された安全な道路交通環境の整備に努めます。
- ●愛荘町通学路交通安全プログラムに基づく安全点検を定期的に実施し、危険個所を把握するととも に、通学路などの歩道整備を推進します。
- ●警察および道路管理者が連携し、事故の実態調査・分析を行いつつ、効果的かつ効率的に交通安全 施設等の整備を推進し、道路交通環境を改善するとともに、交通事故の防止と交通の円滑化を図ります。
- ●国道8号バイパス整備に関し、周辺地域等の安全が確保された整備となるよう、調査・検討を行います。

協働の取組

○町民や地域との協働により交通安全教室などを通じた交通安全意識の高揚を図ることで、交通事故 のないまちづくりを目指します。

施策指標

指標	現状値	目標値
交通事故発生件数	38件 (2021年)	15件 (2027年)
全事故に占める高齢者事故割合	28.9% (2021 年)	26.3% (2027 年)
死亡事故発生件数	1件 (2021年)	0件 (2027年)
町道の歩道整備の延長	29,841 m (2021 年度)	31,355m (2027 年度)
グリーンベルト*の面積	2,439 ㎡ (2021 年度)	2,600 ㎡ (2027 年度)

- ·第11次愛荘町交通安全計画
- 愛荘町道路網整備計画

4-3. 防犯対策・消費者保護の推進

現況と課題

- ○複雑化する社会環境などを背景に、子どもや女性、高齢者が被害者となる犯罪・特殊詐欺等の被害が深刻化しており、犯罪から弱者を守る取組が求められていることに加え、2022 年 4 月 1 日から成年年齢が 18 歳に引き下げられたことに伴い、若年層を狙った犯罪が懸念されています。
- ○さらに、近年の技術革新や情報化の進展、消費者ニーズの多様化に伴い、多種多様なサービスが消費者に提供される一方で、今までにない新たなトラブルが発生するなど、消費生活環境は複雑化しています。
- ○本町では、街頭啓発や防災行政無線による注意喚起をはじめ、警察署と「犯罪多発警報·交通事故 発生警報に関する協定書」を締結し、地域と連携しながら犯罪抑止、啓発に努めています。
- ○地域社会全体で子どもの安全を見守る必要性から、新入学児童への防犯ブザーの配布や「愛ぼうくん*」の設置による緊急時の安全対策に加え、スクールガード(学校安全ボランティア)や各種団体の交通立番・パトロールの協力により、人と人の顔が見えるつながりの中で防犯活動を実施しています。
- ○判断能力が脆弱な高齢者や障がいのある人を狙った悪質な商法や違法行為も全国的に後を絶たないなど、消費者を取り巻く環境が一層変化していくことが予測されることから、消費相談体制の充実に努めるとともに消費者教育の推進を図ります。

施策の 基本的方向

地域の見守り等による防犯体制を充実し、一人ひとりの知識を 深め、防犯意識を高める取組を組織的に推進することにより、安 全で安心して暮らせるまちを目指します。

主要施策

施策1 防犯体制の充実と啓発

- ●様々な媒体を通じて、特殊詐欺やネット犯罪などの多様な犯罪の情報発信を行うことで、防犯意識 の高揚を図ります。
- ●警察や地域の防犯団体等と連携し、犯罪を未然に防ぐ地域環境づくりを進め、安全で安心な生活の 確保に努めます。

施策2 地域防犯活動の充実

- ●スクールガード(学校安全ボランティア)や青色防犯パトロール等の協力により、学校周辺や地域での見守り活動を充実し、子どもたちの安全確保を図ります。
- ●「愛ぼうくん」を適切に管理し、通学する児童に対する定期的な訓練や指導を行います。
- ●広報紙や防犯グッズの配布による地域安全意識の高揚を図ります。
- ●自主的な防犯パトロールなどの活動を支援するとともに、夜間時における防犯灯の点灯不良、照度 不足等を適切に維持管理することで、犯罪が発生しにくい環境づくりを進めます。

施策3 消費者保護の推進

- ●多様化する消費生活相談に迅速かつ的確に対応できるよう、滋賀県消費生活センターと連携を図り、 消費者からの相談・苦情処理体制を充実します。
- ●成年年齢引下げにより、18歳・19歳の若年層に対する消費者被害を未然に防ぐよう啓発・周知を 行います。
- ●悪質商法・詐欺などに関する被害や予防に関する情報の提供に努めるとともに、滋賀県消費生活センター等と消費生活に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。
- ●地域包括支援センターや民生委員·児童委員との連携を図り、地域の見守り活動を促進することで、 高齢者や障がいのある人などの消費者被害の未然防止を図ります。

協働の取組

○地域や民生委員・児童委員などとの連携による見守りネットワークを構築し、消費者被害を未然に 防止します。

施策指標

指標	現状値	目標値
人口1万人当たりの	30.3 件	20 件以下
刑法犯罪認知件数	(2021年度)	(2027年度)

5

快適でうるおいのあるまちづくり

5-1. やすらぎ住環境の整備

現況と課題

- ○住宅を取り巻く環境は、人口減少と少子高齢化の進展や、近年の気候変動の影響による自然災害の 頻発・激甚化により、住まいや地域の安全・安心の確保に向けた取組が一層求められています。
- ○また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、「新たな日常」に対応した生活様式や働き方への転換を迫られていますが、こうした社会の大きな変化は、住宅政策についても例外ではなく、人々の住まいのニーズや選択に生じている大きな潮流の変化を踏まえた政策の展開が求められています。
- ○本町においても、将来的な人口減少や高齢化の進行が予測される中、今後、空家等の増加がもたらす問題が一層深刻化することが懸念されるため、空家等の利活用の促進や地域住民の生活環境の保全等、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。
- ○ライフスタイルの多様化に伴い二地域居住や地方移住が新たな価値観をもたらす中、空家等情報登録制度(空き家バンク)*の運営による空家等の有効活用を推進している一方で、居住目的のない空家等が増加していることから、2022年1月に「愛荘町空家等の適正管理に関する条例」を施行し、安全で安心な暮らしの確保を目的に、空家等の適正管理に取り組んでいます。
- ○さらに、住宅は、人々の生活を支える基盤であり、地域住民一人ひとりが豊かさを実感できる住環境を整備していくためには、下水道施設等のライフラインの維持管理に努めるとともに、建築後 17年が経過した町営住宅についても、長寿命化に向けた診断や調査を行っていく必要があります。
- ○社会環境の大きな変化や人々の価値観の多様化に対応した豊かな住生活を実現していくため、空家 等の発生がもたらす社会課題の解決をはじめ、既存住宅中心の施策体系への転換を見据えた住宅政 策を推進し、すべての人々が安心して暮らせる社会を目指す必要があります。

施策の 基本的方向

時代の変化に対応した住宅施策を展開し、安全で安心して快適に暮らせる住環境の整備に努めます。

主要施策

施策1 空家等の利活用の推進

- ●空き家バンクの利用希望者のニーズにあった不動産ストックの掘り起こしを行い、マッチングが成立しやすいよう活発な空き家バンクを運営します。
- ●空家等無料相談会を実施し、物件所有者の方に対して空家等の利活用を促すことで、空き家バンクへの登録促進と登録物件の充実を図ります。
- ●コンパクトなまちづくり施策やまちなかウォーカブルの推進など、都市政策と一体となった空き家・空き店舗の利活用を推進します。
- ●空き家バンクによる利活用を推進し、セカンドハウスやシェア型住宅等、二地域居住や多地域居住の推進に向けた施策等を検討します。

快適でうるおいの

●相続登記が義務化されることを周知し、所有者不明土地等の発生防止と、空き家・土地の利用の円 滑化を図ります。

施策2 空家等の適正管理の強化

- ●空家等の所有者等に対し適正管理を促すことで、老朽化が進み危険な空家等となることを未然に防止します。
- ●既に老朽化した危険な空家等については、条例に基づく処置(助言・指導・勧告・命令)を実施するとともに、除却等を促し、生活環境の改善を図ります。
- ●自治会、地域住民、行政が連携し、所有者等へ空き家発生の抑制に向けた周知・啓発を行い、空家 等の荒廃化の未然防止に努めます。
- ●所有者を明確にするため、売買や相続等が発生する際に、登記の手続きを徹底するよう所有者等に 周知・啓発を行います。
- ●愛荘町商工会や愛荘町シルバー人材センターなどの関係団体と連携し、空家等の適正管理を推進します。

施策3 安全・安心な住環境の整備

- ●公共下水道への接続を推進するとともに、「下水道施設ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設の維持管理に努めます。
- ●町営住宅の今後のあり方を定めた「愛荘町町営住宅長寿命化計画」に基づき、既存住宅の長期的な 維持管理に努めます。
- ●町営住宅の入退居状況を踏まえた適正管理戸数を見直し、効率的な住宅供給と管理を行います。
- ●住宅・建築物のより一層の耐震化を促進するため、耐震診断および耐震改修の普及・啓発に努め、 耐震に対する関心を高めます。
- ●住宅の耐震化の推進および倒壊の恐れのある危険なブロック塀等の撤去等を促し、災害発生時にお ける倒壊を防止することで、避難経路を確保し安全・安心なまちづくりを進めます。

協働の取組

○良好な住環境の創出に向けて、町民や関係団体との協働により空家等の利活用および適正管理のための方策について検討します。

施策指標

指標	現状値	目標値
空き家バンクマッチング成立件数	12件(2022年度)	25件(2027年度)
管理不全な空家等の改善件数	4件(2022年度)	8件(2027年度)
住宅の耐震化率	67.5%(2022 年度)	74.2%(2027 年度)

- · 愛荘町空家等対策計画
- ・下水道施設ストックマネジメント計画
- · 愛荘町耐震改修促進計画
- ・愛荘町空家等の適正管理に関する条例
- · 愛荘町営住宅長寿命化計画
- · 愛荘町公共下水道基本計画

あるまちづくり、快適でうるおいの

5-2. 調和のとれた土地利用の推進

現況と課題

- ○人口減少や少子高齢化の急速な進行により、様々な課題が顕在化、深刻化することが予想され、ひいては都市の暮らしそのものの維持が困難になることが懸念されることから、拡散した市街地をコンパクト化することで、人口減少に転じても生活サービス水準が維持された、効率的かつ持続可能な都市構造を構築する必要があります。
- ○本町は、1983年から湖東都市計画区域の一部を形成し、土地利用について都市計画法の区域区分を 定めず制限が緩やかな、いわゆる非線引き区域として現在まで維持されていますが、今後は優先的 に整備を進める地域と保全すべき地域を明確化し、暮らしの利便性と自然環境の保全や農地との調 和に配慮した、計画的な市街地を図る必要があります。
- ○2013 年の湖東三山スマート IC の開通などに伴う交通の利便性向上により、物流倉庫の新設や分譲宅地開発が町内各所で進行し、宅地と農地の混在が見られつつあります。
- ○さらに、高齢化の進行や消費者ニーズの多様化により、各自治会では空き家が増加、中山道沿いでは空き店舗が目立つなど、かつてのにぎわいが失われつつある現状や、農業の担い手・後継者不足により遊休農地が増えつつあることも、今後のまちづくりの重要な課題です。
- ○これらの課題に対応し、自然環境や農と調和した良好な住環境の中で、子どもから高齢者まであらゆる世代が安全で快適に住み続けられる持続可能なまちづくりを実現するために、無秩序な開発を抑制し、計画的な土地利用の管理、誘導と公共交通ネットワークの確保による拠点連携型のまちづくりを進めていく必要があります。

施策の 基本的方向

自然環境の保全や農地との調和に配慮した計画的な市街地を形成し、子どもから高齢者まであらゆる世代が安全・快適に住み続けられるまちを目指します。

主要施策

施策1 計画的な土地利用の推進

- ●将来都市構造を見据えて、町の特性を活かしながら無秩序な市街化の防止に努め、都市機能の充実と健全で調和のとれた都市形成を図るため、市街地や住宅地、自然地等の地域の特性に応じた適正で秩序ある土地利用の形成を推進します。
- ●湖東三山スマート IC の広域的な交通アクセス性を活かした企業誘致等の需要に対応しつつ、利便性の高い商工業施設の集積等を図ります。
- ●町西部地域について、広域道路・河川ネットワークを踏まえ、周辺地域の田園環境や自然景観、都市基盤など、調和のとれた土地利用計画を進めます。
- ●愛知川駅周辺について、まちの玄関口としてふさわしい景観に配慮した機能的な整備を進めます。
- ●町東部地域について、都市的な利便性の確保とともに、集落と農地の調和のとれた土地利用を推進します。
- ●農業振興地域の整備に関する法律(農振法)や農地法との調整を図りつつ、区域区分や用途地域等の都市計画法上の規制について調査・研究を行います。

施策2 豊かな自然環境に囲まれた住環境形成の推進

- ●農業施策と連携しながら、優良農地の保全および地域の特性に応じた個性的で活力ある地域づくりを推進し、農業振興ならびに持続可能な集落の維持・活性化を図ります。
- ●愛知川および宇曽川の水辺景観や湖東県立自然公園の山林景観など、本町の豊かで貴重な自然環境 の保全を図るとともに、自然と人が触れ合うレクリエーションの場づくりを推進します。

施策3 コンパクトで利便性の高い市街地形成の推進

- ●庁舎周辺のコンパクトな住環境の形成を目指し、既存施設を活かしながら、周辺住宅地や集落地に とって暮らしの利便性を備えた各種都市機能の向上を図ります。
- ●高齢者や障がいのある人等が住みやすい、ユニバーサルデザイン*のまちづくりを推進します。
- ●安定的かつ持続可能な行政運営が維持できるよう、将来の人口動態や需要に応じた施設整備のあり方について検討を進めます。
- ●中山道沿いの特性を活かしたまちづくりを推進し、若い世代や移住希望者をはじめ多様な人々の居住の誘導を図るため、住まいのニーズに応える魅力と活力ある住宅地の創出を図ります。

施策4 長期を見据えた居住および都市機能の誘導

- ●愛荘町立地適正化計画に基づき、利便性の高い拠点周辺の快適性を高めるとともに、若い世代・子育て世代を中心とした多様な世代の居住誘導を図ります。
- ●中心拠点および地域拠点への日常生活サービス施設の立地誘導などにより、拠点としての都市機能 の維持・充実を図ります。

施策5 豊かな地域資源を活かした魅力ある景観の保全・活用

- ●町を取り巻く山林や河川空間等が形成する豊かな自然的景観およびこれらと調和する農地・集落景観の保全・育成を図ります。
- ●湖東三山のひとつに数える古刹・金剛輪寺をはじめ、中山道愛知川宿の街並み、依智秦氏の里古墳 公園や目賀田城跡公園等の歴史文化遺産を活用した歴史的景観の保全・活用を図ります。
- ●まちなかの低未利用地や既存公共空間を活かし、多様な人の出会い・交流の場となる都市景観の創出ならびにまちの活性化を図ります。

協働の取組

○土地等の乱開発の防止に努め、良好な生活環境の確保と調和の取れた土地利用を図ります。

施策指標

指標	現状値	目標値
町全体に占める 居住誘導区域内人口の割合	23% (2015 年度)	約 23% (2025 年度)
都市機能誘導区域に立地する 都市機能誘導施設数 (都市拠点、副次都市拠点)	36 施設 (2022 年度)	36 施設以上 (2027 年度)

関連する個別計画等

・愛荘町都市計画マスタープラン ・愛荘町立地適正化計画 ・愛荘町道路網整備計画

ぬるまちづくりの。適でうるおいの

5-3. 計画的な道路整備の推進

現況と課題

- ○道路は、地域活力の向上や町民の生活利便性の向上を図るうえで重要な役割を担っており、まちの 発展に欠かせない重要な都市基盤です。
- ○本町は、町東部の国道 307 号、名神高速道路および町西部の国道 8 号の幹線道路を中心に南北を通過する広域的な交通網が形成されている一方で、東西方向を貫通する主要幹線道路がないなど、移動の利便性が十分ではありません。
- ○各幹線道路は、交通結節点により連携し、町内外への円滑な交通の早期実現が求められており、「滋賀県道路整備アクションプログラム」および「愛荘町道路網整備計画」に基づく整備の優先順位の設定のもと、効果的・効率的な交通基盤整備を推進していく必要があります。
- ○広域幹線道路(国道 8 号線)の慢性的な交通渋滞などにより、生活道路へ通過車両が進入しているため、居住者や通学する児童生徒の安全確保、幹線道路の渋滞緩和対策として国道 8 号バイパスが計画されています。この計画に伴い、アクセス道路への交通量の増加や交通の流れの変化が予想されることから、バイパス周辺道路の整備を踏まえた上で、地域主体の安全性に優れた道路整備が必要です。
- ○地域住民の生活道路である里道·水路(法定外公共物*)の維持管理については、自治会との協働により計画的な整備を一層進める必要があります。
- ○さらに、災害時の救助・緊急医療・緊急物資の供給など緊急輸送を担う道路網の整備を行い、防災 面や交通面での安全性を高めるため、適正な管理に努めるとともに、安心して利用できる道路づく りを進める必要があります。

施策の 基本的方向

国土軸・新国土軸・新都市軸と地域連携軸とのネットワークの充実を図り、広域的な物流・交流機能を高めるとともに、多世代が日常生活から安全・安心に利用できる道路整備を推進します。

主要施策

施策1 広域幹線道路の整備

- ●本町と近隣市町を連絡し、本町の南北の骨格を形成する広域連携軸として、国道および県道(主要地方道、一般県道)を広域幹線道路と位置づけ、適正な維持管理および整備事業等を推進します。
- ●国道 8 号の慢性的な交通渋滞への対応等のため、簗瀬(東近江市)・長野地域の交差点改良の早期 実現を推進します。
- ●国道 8 号の慢性的な交通渋滞の解消や交通安全対策、また産業活動や観光振興等を推進するため、 新国土軸と位置付ける国道 8 号バイパス(彦根~東近江区間)の整備に向けた国・県および関係市 町との協力、連携を推進します。
- ●国道 307 号および主要地方道彦根八日市甲西線について、幹線機能の維持、向上を図る道路改良や 人に優しい道路環境整備(歩道整備)等について、関係機関との連携・調整を図ります。

快適でうるおいの

●県道神郷彦根線は、町と東近江市を連絡し、地域交通の渋滞緩和および交通円滑化に寄与する新たな幹線道路として期待されるため、関係機関との連携強化を一層推進し、早期実現に取り組みます。

施策2 地域幹線道路の整備

- ●主に町域の各地域間を連絡し、本町の東西の骨格を形成する地域連絡軸として、県道(主要地方道、 一般県道)および幹線町道(1級町道の一部)を地域幹線道路に位置づけ、適正な維持管理および 整備事業等を推進します。
- ●県道湖東彦根線(愛知川右岸道路)は、広域幹線道路に連絡し、地域の交通渋滞の緩和および交通 円滑化に寄与する幹線道路として期待されることから、関係機関との連携強化を一層推進し、早期 実現に取り組みます。
- ●湖東三山スマート IC から国道 8 号、JR 稲枝駅をつなぐ地域幹線道路は、東西間の生活利便性を向上させる重要な路線であることから、新都市軸として町道石橋川久保線から町道名神国八線までの区間について、道路法線の検討や関係機関との協議・調整を行い、道路整備事業を推進します。
- ●2025 年に滋賀県で開催される「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会」に向けて、本町の会場周辺の道路整備を進めます。

施策3 生活道路の整備

- ●生活の利便性と安全性の向上に向けて、適切な維持管理をはじめ、沿道住民の理解と協力のもと、 幅員の狭い道路についても、道路整備計画を策定するなど、計画的な整備を図ります。
- ●地域住民の生活環境の向上のため、自治会が管理する里道や水路の計画的な整備を促進します。

施策4 計画的な維持管理・保全

- ●舗装長寿命化修繕計画では、町道 356 路線を対象に、舗装亀裂やわだちなどの破損箇所などを計画 的に修繕します。
- ●橋梁長寿命化修繕計画では、橋梁 167 橋を対象に、特に主部材、橋台、橋脚などのひび割れやボルトの破損などを計画的に修繕します。
- ●歩道の拡幅や段差の解消を計画的に推進し、歩行者が安全で利用しやすい道路整備を進めます。
- ●パトロール等による継続的な点検を実施し、町道や河川など危険箇所の把握や維持管理を行います。
- ●環境美化を損なわないよう除草や道路清掃を定期的に実施し、快適な生活環境の確保に努めます。

協働の取組

○町民みんなが安心して使える道路づくりを進め、安全で快適に歩くことができるよう計画的にユニバーサルデザインを推進します。

施策指標

指標	現状値	目標値
橋梁長寿命化修繕実施率	14.4%	17.0%
(全 167 橋)	(2022 年度)	(2027 年度)

関連する個別計画等

- ・愛荘町都市計画マスタープラン ・愛荘町道路網整備計画 ・愛荘町舗装長寿命化修繕計画
- · 愛荘町橋梁長寿命化修繕計画 · 愛荘町道路付属物維持管理計画

快適でうるおいの

5-4. 地域公共交通の充実

現況と課題

- ○現代においては、成人の1人に1台と言われる自家用車の普及、道路整備の進展、大型小売店舗など郊外型の施設の増加、自家用車による通勤の増加などにより、日常の暮らしの中の移動距離は長くなり、移動を支える交通の社会的役割はかつてないほど大きくなっています。
- ○一方で、自家用車の利便性の向上に伴い、地域公共交通機関を利用する人は、以前と比べて大きく減少しており、交通事業者が単独で維持していくことは困難な状況です。このことにより、自家用車を運転できない移動制約者(高校生や高齢者など)の日常生活における移動手段が確保できなくなることが懸念されています。
- 〇このような中、2020年3月に近江鉄道線の「全線存続」が決定し、近江鉄道を将来にわたり安定的に維持できるよう、上下分離方式(公有民営)により運営を図っていくとともに、沿線地域との結びつきを強め、通勤・通学等の移動手段の確保に加え、観光客等の移動手段としても利便性を向上させていく必要があります。
- ○また、過度な自動車利用を見直し、鉄道やバス等の公共交通機関や自転車の利用を促進し、環境負荷の低減に寄与する取組を推進していく必要があります。
- ○地域公共交通は、町民の移動を支える重要な社会資本として、これまで以上に重要な役割が期待されることから、今後は、地域公共交通の課題を、まちづくりに係る地域全体の課題として捉え、利用者(町民)、行政、交通事業者および関係団体等が一体となり、持続可能な発展に向けて取り組んでいくことが重要となります。

施策の 基本的方向

誰もがいつでも安心して移動できる交通体系を整備し、効率的かつ効果的で持続可能な公共交通ネットワークを構築します。

主要施策

施策1 多様な移動ニーズへの対応

- ●「湖東圏域地域公共交通網形成計画」に基づき、まちづくり施策と連携した面的な公共交通ネット ワークを再構築します。
- ●予約型乗合タクシー(愛のりタクシー)の利用状況を踏まえ、通勤・通学や観光等の多様なニーズ に対応した路線・ダイヤの見直し等、利便性向上に向けた新たな仕組みを構築します。
- ●近江鉄道線が通勤、通学等に必要な交通軸であることを理解し、「近江鉄道沿線地域公共交通計画」 に基づき、沿線地域全体で維持・活性化を推進します。
- ●持続可能な公共交通網の形成に向け、地域コミュニティ等が運営する送迎サービス(互助輸送)や 自動運転等の新たな交通システムの導入・支援に向け、調査・研究を行います。
- ●脱炭素社会の実現に向け、自家用車に過度に頼らないためのモビリティ・マネジメントを推進するとともに、次世代モビリティの導入など、時代のニーズに応じた移動手段の検討を進めます。
- ●高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりなど社会情勢に合わせた取組を進めます。

あるまちづくり 快適でうるおいの

施策2 交通結節点の機能充実

- ●コンパクトなまちづくりを推進するため、民間事業者と連携し、駅周辺の交通結節機能の強化や利用促進策の検討を行います。
- ●交通結節点において、待合環境(バス停、停留所)を充実させることや MaaS*を見据えた乗り換え の利便性向上について検討します。
- ●駅からの二次交通として、主要箇所などへのシェアサイクルの導入を検討するとともに、県が推進する「ビワイチ・プラス*」と連携し、新たな誘客のコンテンツとしての面的発信に取り組みます。
- ●愛知川駅周辺の環境整備を推進し、公共交通利用者の利便性の向上を図るとともに、中心市街地としての魅力の向上に努めます。

施策3 公共交通の利用促進

- ●公共交通に対する抵抗をなくし、自動車からの利用転換を促すため、公共交通を身近な乗り物であると感じてもらうための乗車体験や日頃使い慣れていない人の目線に立った広報等を行います。
- ●潜在的な利用者のニーズを把握し、不安や疑問を解消し、利便性の向上につなげます。
- ●高齢者を含む移動制約者の支援に向けた方策を検討します。

協働の取組

○地域コミュニティと連携した送迎サービス(互助輸送)を推進し、きめ細やかな公共交通サービス の充実を図ります。

施策指標

指標	現状値	目標値
愛のりタクシーの 利用者数および乗合率	6,223 人(1.5 人/便) (2021 年度)	9,000 人(1.8 人/便) (2027 年度)
バス角能線の輸送人員	58,609 人 (2022 年度)	75,000 人 (2027 年度)
互助輸送に取り組む自治会数	3 自治会 (2022 年度)	5 自治会 (2027 年度)

関連する個別計画等

- ・湖東圏域地域公共交通網形成計画
- 近江鉄道沿線地域公共交通計画

快適でうるおいの

5-5. 環境の保全

現況と課題

- ○近年、自然環境の保全や自然とのふれあいに対する関心が高まり、自然環境を保全・再生するとと もに、自然に親しめる環境づくりを進め、人と自然が共生するまちづくりが求められています。
- ○本町は、愛知川と宇曽川の伏流水に恵まれ、古くから水との関わりが深く、ホタルの生息が可能な 環境を維持していることや、滋賀県レッドデータブック*に掲載されている植物が湿生林に生育す るなど、豊かな自然資源を有しています。
- ○この良好で恵み豊かな環境を守り育て、未来を担う子どもたちの自然を大切にする心が醸成されるよう、生き物や環境の大切さを学ぶ機会を提供することが重要です。
- ○一方で、環境問題に対する意識が高まり、安全で衛生的な生活環境が求められる中、ごみの不法投棄や適正な管理がされていない空き地があることから、一人ひとりが美化意識を持ち、環境美化活動に取り組むことが不可欠です。
- ○本町では、町民の身近な生活環境に関する行動の基本となる事項等を定めた「やすらぎをおぼえる 愛荘町の環境保全条例」に基づき、一人ひとりが役割と責任を認識し、美しいまちづくりに向けた 取組を推進しています。
- ○日頃から一人ひとりの美化意識の啓発に努めるとともに、主体的に環境美化活動に関わることができるよう、行政・町民・事業者等がともに取り組んでいける体制や仕組みづくりが必要です。

施策の 基本的方向

町民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を認識し、協働して 環境保全活動を積極的に行い、美しいまちづくりを推進します。

主要施策

施策1 自然環境の保全

- ●一人ひとりが自然環境に目を向けながら環境保全への認識が深まるよう、積極的な情報提供に努めます。
- ●未来を担う子どもたちが豊かな自然環境の大切さについて、体験を通じて学ぶことで、環境に関する意識を高められるよう、学習の場や機会の充実に努めます。
- ●イベント等を通じて環境問題に関心を持ち、実際に取り組んでもらえるよう環境教育・環境学習の 充実に努めます。

施策2 生活環境の保全

- ●美化推進委員や不法投棄監視員、関係機関との連携強化を図り、環境美化への取組体制の充実を図ります。
- ●ごみの不法投棄が多発する地域等で巡回の強化を図り、予防・監視・取締りに努めます。
- ●自治会や各種団体等に環境美化運動を呼びかけ、自主的な清掃活動等を促進します。
- ●やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例に基づき、適正な管理がされていない空き地の所有者に 通知・指導を行い、地域の良好な生活環境の維持に努めます。

施策3 公害防止対策の充実

- ●大気汚染や水質汚濁、悪臭、騒音・振動等の公害発生源に対して、調査・指導・監視の強化を図ります。
- ●事業者と公害防止協定を締結し、環境保全と地域の良好な生活環境の維持に努めます。
- ●公害や公害防止対策に関する情報提供、啓発活動により環境保全に努めます。

協働の取組

○町民一人ひとりが環境保全意識を持ち、大切な自然環境を次代に引き継ぐことができるよう環境教育や環境学習を推進します。

施策指標

指標	現状値	目標値
自然環境学習会	3 回/年 (2021 年度)	8 回/年 (2027 年度)
不法投棄監視パトロール	1回/月 (2021年度)	2 回/月 (2027 年度)
河川水透視度調査実施回数	10 回/年 (2021 年度)	12 回/年 (2027 年度)

関連する個別計画等

- ・やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例
- ·第2次愛荘町環境基本計画
- ・第3次愛荘町地球温暖化防止実行計画(事務・事業編)

5-6. 循環型社会の形成

現況と課題

- ○都市化の進展や生活スタイルの変化により、ごみの質や種類のほか、地域住民からの要望も多様化し、ごみの減量化や資源化は行政だけにとどまらず、町民・事業者などとの協働による取組が重要となっています。
- ○本町では、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、その他資源ごみの分別収集を行っており、循環型社会を形成するためには、省資源・リサイクル活動を一層推進していくことが求められています。
- ○今後も、ごみの分別や減量化への啓発活動の強化を図るとともに、限りある資源を有効に利用する ために、ごみの中から可能な限り資源を回収し、資源化率を向上させていくことが必要です。
- 〇一方で、近年の温室効果ガス濃度の上昇に伴う地球温暖化により、豪雨や大雪などの異常気象が生じ、私たちの生活や社会に影響を及ぼしていることから、町民、事業者、行政が一体となり、様々な対策を講じていく必要があります。
- ○さらに、低炭素のまちづくりを目指した取組を推進し、省エネルギー型のライフスタイル、ワーク スタイルへの転換を図るなど、環境にやさしい持続可能な社会を形成していくことが重要です。

施策の 基本的方向

循環型社会の形成および低・脱炭素のまちづくりを推進し、環境 にやさしい持続可能な社会を形成します。

主要施策

施策1 ごみの減量化・資源化の推進

- ●ごみ問題に対する意識を高揚し、リサイクル活動を推進するとともに、家庭・事業所での減量化や 再利用を推進します。
- ●4R [発生抑制 (リフューズ)、ごみの減量化 (リデュース)、再使用 (リユース)、再生利用 (リサイクル)] に取り組むため、町民および事業者の主体的な行動を促すよう、情報提供、啓発活動に努めます。
- ●資源ごみの分別収集を継続し、資源化率の向上に向けた取組を推進します。

施策2 環境にやさしい暮らしの推進

- ●グリーン購入*やフードロスの削減など、環境に配慮した取組を進めていくとともに、一人ひとりが 環境に配慮する機運を醸成します。
- ●家庭用生ごみ処理機や処理容器による生ごみの減量化と堆肥の再利用を促進します。
- ●粗大ごみ等からまだ使用できるものを選別して再利用するリユースを促進します。

施策3 地球温暖化・省エネ対策の推進

- ●家庭や事業所での省エネルギー機器の導入・更新や再生可能エネルギーの利用促進を図るため、導入事例や補助等の様々な情報提供に努めます。
- ●愛荘町地球温暖化防止実行計画(事務・事業編)に基づき、公共施設等や公用車における省エネルギー対策、再生可能エネルギーの利用等を進めます。
- ●「エコドライブ」や「クールビズ・ウォームビズ*」への取組を啓発することで、省エネルギー型の ライフスタイルへの転換を促進します。

施策4 ごみ処理体制の整備

●湖東地域(彦根・愛知・犬上)の新ごみ処理施設の建設にあたり、温室効果ガス排出削減やごみの減量化・資源化に向けて関係者および関係機関との協議を進め、稼働するまでの間についても減量化に向けた取組を実施します。

協働の取組

○ごみ問題について学習し、4Rの取組を推進することで、ごみの減量化・資源化に努めます。

施策指標

指標	現状値	目標値
1人当たりのごみ排出量	614 g /人・日 (2021 年度)	551 g /人・日 (2027 年度)
グリーン購入率	89.3% (2021 年度)	90.0% (2027 年度)

関連する個別計画等

- ・やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例
- ·第2次愛荘町環境基本計画
- ・第3次愛荘町地球温暖化防止実行計画(事務・事業編)
- ・彦根愛知犬上地域一般廃棄物(ごみ)処理基本計画



町民が輝き活気にあふれるまちづくり

6-1. 地域のまちづくりの推進

現況と課題

- ○地方分権社会では、これまでの画一的な地域のまちづくりから、各地域の個性を活かした自立的・ 主体的なまちづくりが求められています。
- ○このような住民自治の流れが加速する中、少子高齢化やライフスタイルの変化、価値観の多様化などを背景として、自治会加入率の低下や役員のなり手不足などが地域コミュニティの課題となっており、新型コロナウイルス感染症のまん延が、その進行に拍車をかけています。
- ○一方で、防災や清掃活動など様々な分野において活気ある地域づくりに取り組んでいる自治会もあり、町民主体のまちづくりを推進するためには、地域住民の交流と連帯による地域コミュニティの果たす役割が極めて重要になっており、近隣住民が顔を合わせて言葉を交わせる関係性の構築など、人と人の"つながり"や"きずな"を育むことができる社会が求められます。
- ○地域が主体となった住みよいまちづくりを進めていくためには、「自分たちの地域は、自分たちが考え、自分たちでつくりあげる」という自治意識を高めていくとともに、コミュニティ組織の活性化やコミュニティ組織と行政との協働が必要です。
- ○さらに、多様化するニーズや地域の課題に対応するためには、行政や自治会だけでなく、ボランティア団体や NPO 法人(特定非営利活動法人)などの社会貢献活動団体によるまちづくりが必要となります。
- ○より住みよい地域社会を築いていくために、活動団体の発掘や育成、ネットワークづくりなど、活動団体が交流できる場づくりを進めることで、まちづくりのアイデアを町民と行政が共有し一緒に 実現できる環境を整備することが必要です。

施策の 基本的方向

町民と行政が地域の実態に関する相互理解を深め、"この地域に 住んでよかった" "この地域に住み続けたい" と思える地域づく りを目指します。

主要施策

施策1 コミュニティ意識の醸成

- ●コミュニティ組織の役割や重要性について啓発し、自治会のない地域の自治会設立および近隣自治会への加入を促すとともに、自治会未加入者の自治会への加入促進に努めます。
- ●より多くの町民がコミュニティ活動に関心を持ち、気軽に参加できるよう、様々な活動に関する情報発信や活動に参加するためのきっかけづくりを進め、心のふれあいや連帯感の醸成を図ります。

施策2 コミュニティ活動の推進

- ●自治会が地域の実情や特色にあわせて継続的に地域づくりを実施できるよう、先進的に取り組む自 治会組織の情報提供を行い、持続可能な自治会活動に向けた仕組みづくりを支援します。
- ●各自治会の地域づくりの指針である「地域のまるごと活性化プラン」の策定を促し、地域のつながりや"きずな"を深める活動を促進するとともに、誰もが希望する場所で自分らしく住み続けられる地域づくりの推進に努めます。
- ●地域の活性化や課題に対し、複数の自治会により広域的な取組を行える仕組みづくりを検討します。

施策3 まちづくり活動の推進

- ●多様化するニーズや地域の課題に対応するため、ボランティア団体や NPO 法人などのまちづくり活動団体の発掘・育成に努めます。
- ●ボランティア団体や NPO 法人など、活動団体のネットワークづくりや交流できる場づくりを進め、 各団体の連携や協働の取組を推進します。

協働の取組

○職員が自発的に地域住民とのコミュニケーションを持つことで、地域の状況の把握や、資源や人材 の発掘を行うとともに、自治会の実情に寄り添った施策の実施と協働意識の向上に努めます。

施策指標

指標	現状値	目標値
地域の自治活動の振興に「満足」・ 「やや満足」と思う町民の割合 (※町民アンケート結果から)	13.4% (2021 年度)	20.0% (2027 年度)
「地域のまるごと活性化プラン」の 取組自治会数	2 自治会 (2021 年度)	20 自治会 (2027 年度)
自治会未加入地域	7 地域 (2021 年度)	4 地域 (2027 年度)

6-2. 多文化共生の推進

現況と課題

- ○本町では、定住外国人の占める割合が県内自治体で2番目に高い割合となっており、地域に暮らすすべての人が多様な価値観を認め合い、お互いの違いを理解・尊重するとともに、支え合いながら国際性に富んだ地域社会を形成していく取組が求められています。
- ○愛荘町国際交流協会(AIFA)と連携し、国際交流や異文化理解のための取組を行っていますが、定住外国人のための日本語教室や放課後学習支援教室、町民との交流事業などの、町民一人ひとりに国際感覚を養ってもらう機会の提供が減少していることから、様々な違いを受け入れる心豊かな生活を送るための環境づくりが必要です。
- ○定住外国人が暮らしやすいまちを目指して、ポルトガル語に対応した広報紙や案内、窓口業務の支援を行ってきましたが、定住外国人の中には、言葉や文化、習慣の違いなどにより日常生活に困難を感じている人が多く見受けられます。
- ○そのため、定住外国人が情報弱者とならないよう有益な情報提供を行うとともに、多様な定住外国 人に対応していくため「やさしい日本語」の活用を推進するなど、国際化に対する町民意識の高揚 を図ることが重要となります。
- ○また、新型コロナウイルス感染症のまん延による渡航規制や日常生活の制限は、人と人の直接的な 交流機会の減少につながるおそれがあり、国際化に対応した新たな人材の育成・確保が困難になる ことが懸念されます。
- ○新しい生活様式を取り入れた社会的・文化的なつながりは、これまで以上に国際交流の強化に期待できます。新たな交流の可能性を注視し、世界各地と交流が行えるよう、町民の意識向上や相互が持つ魅力や資源の掘り起こしを目的に、新たな展開を図っていくことが重要となります。

施策の 基本的方向

多様な人材が活躍でき、活気あるまちづくりを進めるため、国籍 や民族などの異なる人々が互いの価値観を認め合い、対等な関 係が築けるよう多文化共生を推進します。

主要施策

施策1 啓発と交流機会の充実

- ●定住外国人の防災意識の高揚を図るため、防災訓練への参加を呼びかけ、災害時における外国人被 災者への支援体制を充実します。
- ●各学校や他の教育機関に在籍する外国人児童生徒が交流できる機会を設け、言葉や文化、生活習慣の違いなど、異文化の学習・交流機会づくりを推進します。
- ●町民の人権意識の向上を図り、定住外国人に対する差別や偏見を無くすとともに、多様な背景をもった人々がそれぞれの文化を認め尊重し、ともに暮らす社会が実現できるよう、啓発・教育を充実します。
- ●町および自治会のイベント活動に定住外国人が参加できる環境づくりや定住外国人が積極的に活動・行動できる機会を提供し、さらなる地域の活性化を図ります。

施策2 コミュニケーション環境と生活支援の充実

- ●定住外国人が等しく必要な情報や行政サービスを受けられるよう、定住外国人支援員による生活 相談をはじめ、SNS 等の多様な媒体を活用し多言語化を図り、生活情報の充実に努めます。
- ●定住外国人が地域社会で自立して生活できるよう、語学力を高める取組を進めるとともに、定住外国人だけでなく、高齢者や子どもにも分かりやすい「やさしい日本語」の普及・啓発を図ります。
- ●外国人児童生徒の教育に関する相談や通訳など、教育支援の充実に努めます。
- ●町政に定住外国人の意見が反映されるよう、審議会や委員会等への参画を促進します。

施策3 国際交流の推進

- ●町民一人ひとりが国際感覚を身につけ心豊かな生活が送れるよう、国際化に向けた環境づくりを進めます。
- ●定住外国人の一元的窓口となる愛荘町国際交流協会(AIFA)を支援し、生活相談や日本語教室を拡充するなど、児童生徒を含む定住外国人の学習機会の提供および学習支援を強化します。
- ●国際理解を深める教育の充実を図るとともに、国際社会を生き抜くための幅広い視野と豊かな人間 性を育む機会の創出に努めます。

協働の取組

○定住外国人との積極的な交流を促し、国際化に対する町民意識の高揚を図ります。

施策指標

指標	現状値	目標値
審議会・委員会等への	1人	3人
定住外国人の登用数	(2021年度)	(2027年度)

6-3. 人権尊重社会の実現

現況と課題

- ○だれもが自分らしく暮らすことのできる平和で豊かな社会を実現するためには、町民一人ひとりの 基本的人権が尊重されることが必要です。
- ○本町では、「人権尊重のまちづくり宣言」や「人権尊重のまちづくり条例」を具現化するため、「人 権尊重のまちづくり推進基本計画」に基づき、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消や人権 擁護・人権意識の高揚に向けた取組を推進しています。
- ○家庭・地域・学校・職場などあらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進することが必要であり、今後も人権教育を総合的に推進していくことが重要です。
- ○2016 年に「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」が施行されたことを踏まえて、引き続き人権政策に取り組むとともに、マイノリティ(社会的少数派)の人々に対する偏見や誤解から差別につながるなどの人権問題についても正しい認識と理解を深め、差別のない明るい社会の実現に努めなければなりません。
- ○さらに、従来の人権問題に加え、新型コロナウイルス感染症による偏見や差別、インターネット上での誹謗中傷や差別書き込みなど、複雑化・多様化する人権問題に対しても正しい知識や情報に基づき行動をとることができるよう対策の強化を講じていく必要があります。
- ○地域総合センターにおいては、人権尊重のまちづくりを進める拠点施設としての役割とともに、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の地域交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割が求められており、地域のニーズを的確に把握した交流事業などを推進していく必要があります。
- ○対象地域の生活環境事業については、これまで一定の成果をあげることができましたが、一部に完了できていないところがあるため、早期完了に向けて事業を推進していく必要があります。

施策の 基本的方向

町民一人ひとりの基本的人権が尊重され、差別のない明るく住 みよい社会の実現を目指し、人権尊重のまちづくりの推進に向 けた教育・啓発に努めます。

主要施策

施策1 人権尊重に関する体制づくり

- ●すべての町民が、あらゆる人権問題に対し、正しい理解と認識を深め人権を尊重する行動をとることができるよう、啓発資材の作成・配布や人権研修の実施など、あらゆる機会を通して効果的かつ 継続的に啓発事業を推進します。
- ●法務局や人権擁護委員との連携を強化し、「特設人権なんでも相談所」の開設による人権相談を実施するなど、人権擁護活動の充実を図ります。
- ●人権尊重のまちづくりを推進するため、「第 2 次人権尊重のまちづくり推進基本計画」および「人権に関する町民意識調査結果」に基づく施策の点検・強化を行います。また、人権尊重に関する総合行政を推進するための取組を充実します。

施策2 人権教育・啓発の推進

- ●愛荘町人権教育推進協議会や各地域の人権教育実施団体の活動支援に努めるとともに、各種研修講座、啓発資材等の作成・配布など、あらゆる機会と場をとらえて町民一人ひとりの人権意識の高揚、啓発活動の推進・充実に努めます。
- ●学校における人権教育を家庭・地域に向けて情報発信し、家庭・地域の人権教育に対する理解を深め、地域の教育力の向上に努めます。
- ●安心して働くことのできる差別のない職場づくりを進めるため、町内企業・事業所に対する訪問指導を充実することで、企業内での人権研修を推進します。
- ●新型コロナウイルス感染症を理由とした不当な差別や人権侵害、インターネット上での人権侵害に 関する教育や啓発に努めます。

施策3 地域総合センターの運営充実

- ●地域総合センターは、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点として、地域社会全体に開かれたコミュニティセンターとしてのさらなる活用を図ります。
- ●広く人権に係る事業を総合的に実施するとともに、生活相談や就労支援などをはじめとする各種相 談事業や地域住民の交流事業、地域住民のニーズに応じた地域福祉事業などを展開します。
- ●学習支援のセーフティネットの場として、児童の基礎学力の向上や仲間づくりを通じた生活習慣を 身につけることを目的に、各種教室を開催します。

施策4 環境改善対策等の推進

●対象地域の生活基盤の整備について、残された事業の早期完成を目指し、関係者との協議を進め、 積極的に推進します。

協働の取組

○愛荘町人権教育推進協議会や各地域の人権教育実施団体などとの協働により、人権教育・啓発活動 を推進します。

施策指標

指標	現状値	目標値
人権学習会実施自治会数	52 自治会 (2022 年度)	52 自治会(全自治会) (2027 年度)

関連する個別計画等

- ・愛荘町人権尊重のまちづくり宣言
- ・第2次愛荘町人権尊重のまちづくり推進基本計画
- ・愛荘町人権尊重のまちづくり条例
- ·愛荘町教育大綱(愛荘町教育振興基本計画)

6-4. 男女共同参画社会の実現

現況と課題

- ○すべての人が、個人として尊重され、ともに生きる社会の実現のためには、性別に関わりなく個性 と能力を発揮できる男女共同参画社会の推進が求められます。
- ○本町では、2019年に「第2次愛荘町男女共同参画社会推進計画」を策定し、基本理念に「自分らしく いきいきと暮らす 愛のまち」を掲げ、「誰もが尊重される意識づくり」、「誰もが参画できる環境づくり」、「誰もが安心して暮らせる社会づくり」の3つの基本目標のもと、各種施策を推進しています。
- ○2022 年には、女性活躍のさらなる拡充を求め、「女性活躍推進法」が改定され、大企業を対象とした取組から中堅・中小企業までを対象とした取組へと適用範囲が拡大し、女性が職場で活躍できる社会の実現に向けた法整備も進んでいます。
- ○今後、男女共同参画社会に関するさらなる理解の促進が必要となる一方で、潜在化しがちな異性への暴力を根絶するための基盤づくりを早期に推進していく必要があります。
- ○さらに、社会のあらゆる場において、男女が互いに人権を尊重し、「女性」や「男性」というイメージにとらわれない社会の実現に向けた取組を進めていくことが重要です。

施策の 基本的方向

男女ともに個人として尊重され、性別に関わりなく個性と能力 を発揮できる男女共同参画社会の実現に努めます。

主要施策

施策1 男女共同参画の意識づくり

●男女共同参画社会の実現に向け、家庭・地域・学校・職場など、あらゆる場において性別にとらわれない視点の育成や啓発活動に努めることにより、LGBTQ*などジェンダー*に縛られない見方や考え方を養い、町民一人ひとりの意識を高めます。

施策2 男女共同参画の環境づくり

- ●仕事と生活の調和のとれた多様な働き方を推奨することにより、男女が心身ともに健康で働きやすい環境に配慮した社会を推進します。
- ●家庭内での男女の対等な関係をもとに、男女がともに家族的責任と地域づくりを担い、安心して育児や介護ができる環境づくりを推進します。
- ●男女が互いに思いやり、困難な状況下でも自立した多様な生き方ができるよう社会福祉の充実を図ります。
- ●働き方改革の推進、均等な雇用機会の確保のほか、ワークライフバランスの推進など性別に関係なく自身の能力を発揮するための取組を推進します。

施策3 女性活躍の推進

- ●町行政が自ら率先し、女性の管理職への登用、性別に関わらず誰もが働きやすい職場環境の整備を行い、内外に啓発活動を進めます。
- ●女性の積極的な社会進出につながるキャリアアップや就業に役立つスキルアップの機会の斡旋など、地域や職場などの場において、女性の活躍や積極的登用を促す環境づくりを促進します。
- ●職業対策連絡協議会や人権教育推進協議会などとの連携を深め、性別による格差のない公正な採用 選考を企業に求めるための啓発指導を実施します。

施策4 女性に対する暴力の防止・被害者支援の充実

- ●ドメスティック・バイオレンス* (DV) の予防と根絶に向け、あらゆる機会を通じて DV に対する認識を深めるための啓発を推進し、被害者支援のための相談窓口の充実と緊急避難への対応、実態の把握や自立支援を進めます。
- ●セクシャル・ハラスメント*やストーカー行為*など、性差別や人権侵害をなくすための啓発を行うとともに、警察などの関係機関と連携した支援を充実します。
- ●相談内容が多種多様であることから、専門的に対応できるよう関係機関と連携を取るとともに、相談に対して的確な助言や支援ができるよう相談員の資質向上を図ります。

協働の取組

- ○固定的な性別役割分担意識の解消や社会のあらゆる分野で女性が活躍できるよう啓発に努めます。
- ○ドメスティック・バイオレンス (DV) が犯罪であることを認識し、暴力を許さない意識づくりに努めます。

施策指標

指標	現状値	目標値
審議会等に参画する	28.7%	34.0%
女性委員の割合	(2022 年度)	(2027 年度)

関連する個別計画等

- ·第2次愛荘町男女共同参画推進計画
- ・第2期愛荘町子ども・子育て支援事業計画

第3章 第2次愛荘町総合計画に関連する主な個別計画等

基本方針	計画・指針等の名称	施行日・計画期間等
	健康あいしょう21 (第4期)	2020年度から2024年度まで
	愛荘町いのち支え愛プラン	2019年度から2023年度まで
	第3期愛荘町国民健康保険特定健康診査等実施計画	2018年度から2023年度まで
	愛荘町国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)第2期	2018年度から2023年度まで
1	第2期愛荘町子ども・子育て支援事業計画 (子どもの貧困対策計画含む)	2020年度から2024年度まで
'	第3次愛荘町食育推進計画	2020年度から2024年度まで
	愛荘町障がい者計画(第4次)および障がい福祉計画(第6期) ・障がい児福祉計画(第2期)	2021年度から2026年度まで 2021年度から2023年度まで
	第8期高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画	2021年度から2023年度まで
	第4期愛荘町地域福祉計画	2020年度から2024年度まで
	第3次愛荘町地域福祉活動計画(愛荘町社会福祉協議会)	2022年度から2026年度まで
	愛荘町教育大綱(第2期愛荘町教育振興基本計画)	2020年度から2024年度まで
	第2期愛荘町子ども・子育て支援事業計画 (子どもの貧困対策計画含む)	2020年度から2024年度まで
	愛荘町学校施設長寿命化計画	2021年度から2030年度まで
	郷土読本「わたしたちの愛荘」	2018年4月一部改定
2	第3次愛荘町食育推進計画(再掲)	2020年度から2024年度まで
	健康あいしょう21(第4期)(再掲)	2020年度から2024年度まで
	愛荘町まちじゅう読書の宣言	2009年3月5日議決
	愛荘町立図書館基本計画(第2次)	2019年4月策定
	愛荘町子ども読書活動推進計画(第2次)	2019年度から2023年度まで
	農業経営基盤の強化の推進に関する基本的な構想	2022年3月改定
	愛荘町地産地消行動計画(6次産業化推進プラン)	2023年度から2027年度まで
	愛荘農業振興地域整備計画	2015年11月一部改定
	愛荘町森林整備計画	2020年度から2029年度まで
3	彦愛犬鳥獣被害防止計画	2023年度から2025年度まで
	愛荘町創業支援事業計画	2015年度から2025年度まで
	愛荘町観光物産振興計画	2020年度から2024年度まで
	愛荘町導入促進基本計画	2018年7月から2023年7月まで
	地域未来投資促進法に基づく滋賀県全域基本計画	2018年1月24日(同意日) から2024年3月まで

基本方針	計画・指針等の名称	施行日・計画期間等
	愛荘町地域防災計画	2019年12月一部改定
	愛荘町業務継続計画 (BCP)	2022年4月一部改定
	愛荘町国民保護計画	2019年12月一部改定
4	愛荘町水防計画	2016年9月一部改定
	愛荘町国土強靭化地域計画	2020年度から2024年度まで
	第11次愛荘町交通安全計画	2021年度から2025年度まで
	愛荘町道路網整備計画	2015年度から2024年度まで
	愛荘町空家等対策計画	2017年度から2027年度まで
	愛荘町空家等の適正管理に関する条例	2021年6月施行
	下水道施設ストックマネジメント計画	2021年3月策定
	愛荘町営住宅長寿命化計画	2023年度から2032年度まで
	愛荘町耐震改修促進計画	2016年度から2027年度まで
	愛荘町公共下水道基本計画	2009年3月一部改定
	愛荘町都市計画マスタープラン	2022年度から2040年度まで
	愛荘町立地適正化計画	2022年度から2040年度まで
5	愛荘町道路網整備計画(再掲)	2015年度から2024年度まで
5	愛荘町舗装長寿命化修繕計画	2023年度から2032年度まで
	愛荘町橋梁長寿命化修繕計画	2012年3月策定
	愛荘町道路付属物維持管理計画	2014年2月策定
	湖東圏域地域公共交通網形成計画	2017年度から2023年度まで
	近江鉄道沿線地域公共交通計画	2021年度から2033年度まで
	やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例	2013年4月1日施行
	第2次愛荘町環境基本計画	2019年度から2027年度まで
	第3次愛荘町地球温暖化防止実行計画(事務·事業編)	2020年度から2030年度まで
	彦根愛知犬上地域一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	2022年度から2031年度まで
	愛荘町人権尊重のまちづくり宣言	2007年6月22日議決
	第2次愛荘町人権尊重のまちづくり推進基本計画	2023年度から2032年度まで
	愛荘町人権尊重のまちづくり条例	2007年6月22日施行
6	愛荘町教育大綱(第2期愛荘町教育振興基本計画)(再掲)	2020年度から2024年度まで
	第2次愛荘町男女共同参画推進計画	2019年度から2028年度まで
	第2期愛荘町子ども・子育て支援事業計画 (子どもの貧困対策計画含む) (再掲)	2020年度から2024年度まで

□分野横断の包括的な計画等

愛荘町グランドデザイン2040	2022年度から2040年度まで
新町まちづくり計画	2005年度から2025年度まで
第2期愛荘町みらい創生戦略(人口ビジョン編、総合戦略編)	2020年度から2024年度まで
愛荘町人材育成基本方針	2018年4月策定
第2次愛荘町行財政改革大綱	2019年度から2027年度まで
愛荘町公共施設等総合管理計画・改訂版	2017年度から2026年度まで
愛荘町情報公開条例	2006年2月13日施行
湖東定住自立圏の形成に関する協定書	2009年10月4日協定
湖東定住自立圏共生ビジョン	2020年度から2024年度まで

第2次愛莊町総合計画 (後期基本計画)

資料編

資料1 諮問文

愛創生第749号令和4年7月5日

愛荘町総合計画審議会 会長 秦 憲志 様

愛荘町長 有村 国知

第2次愛荘町総合計画(後期基本計画)について(諮問)

本町は、平成30年度に第2次愛荘町総合計画(基本構想および前期基本計画)を 策定し、「愛着と誇り。人とまちが共に輝くみらい創生のまち。」を"10年後のまち の姿"と定め、人々が集い、交流し、まちの魅力を高め、理想的な住まいとして人と まちが成長し、みんなが誇れる住みよいまちを目指し、まちづくりの推進を図ってま いりました。

今年度、第2次愛荘町総合計画(前期基本計画)の目標年次を迎えることから、これまでの取り組みを振り返るとともに、本町の魅力を最大限に高め、活力を引き出せる、"愛荘町"らしさを持ったまちづくりを目指した後期基本計画の策定を進めるため、本計画に対し貴審議会より答申をいただきたく、愛荘町総合計画策定条例(平成29年条例第1号)第6条の規定に基づき、ここに諮問します。

資料2 答申文

令和5年2月24日

愛荘町長 有村 国知 様

愛荘町総合計画審議会 会長 秦 憲志

第2次愛荘町総合計画(後期基本計画)について(答申)

令和4年7月25日付け愛創生第749号で諮問のありました「第2次愛荘町総合計画(後期基本計画)」について、当審議会で慎重に審議を重ね、別冊のとおり計画案をとりまとめましたので、愛荘町総合計画策定条例第6条第2項の規定に基づき、答申します。

本計画は、まちづくりの最上位の計画であり、町民と行政が対等の立場でまちの将来や課題等について共に考え、学び、行動するための指針となる計画であることから、その推進にあたっては、町民の声をしっかりと反映し、本答申の趣旨を十分尊重し、めざすまちの姿「愛着と誇り。人とまちが共に輝く みらい創生のまち。」の実現に向けて、最善を尽くされるよう希望します。

資料3 愛荘町総合計画策定条例

愛荘町総合計画策定条例

平成29年3月8日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、町の総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 総合計画 将来における町のあるべき姿と進むべき方向についてのまちづく りの基本的な指針で行政運営の基本方針として町長が定めるものをいう。
 - (2) 基本構想 総合計画の最上位に位置し、総合的かつ計画的な行政運営を図る ために定める基本的な構想をいう。
 - (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的方向および体系を示すものをいう。

(総合計画の策定)

- 第3条 町長は、総合的かつ計画的な町政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。
- 2 総合計画は、基本構想および基本計画で構成する。
- 3 町長は、基本計画に基づく施策を計画的に実施するため、事務事業の内容を具体 的に定めるなど必要な措置を講ずるものとする。

(位置付け)

第4条 総合計画は、町の最上位の計画と位置付ける。

2 個別の行政分野に関する計画の策定または変更に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(審議会)

- 第5条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により愛荘町総合 計画の策定に関し必要な事項の調査および審議を行うため、愛荘町総合計画審議 会(以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会は、委員20人以内で組織する。

(諮問および答申)

- 第6条 町長は、基本構想および基本計画を策定または変更(軽微なものは除く。)するときは、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。
- 2 審議会は、諮問された内容について調査および審議を行い、その意見を答申するものとする。

(議会の議決)

第7条 町長は、基本構想を策定または変更(軽微なものは除く。)するときは、議会 の議決を経なければならない。

(総合計画の公表)

第8条 町長は、総合計画を策定し、または変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(愛荘町総合計画審議会条例の廃止)

2 愛荘町総合計画審議会条例(平成18年愛荘町条例第28号)は、廃止する。

資料4 愛荘町総合計画審議会設置運営要綱

愛荘町総合計画審議会設置運営要綱

平成29年5月1日 告示第38号

(設置)

第1条 この要綱は、愛荘町総合計画策定条例(平成29年3月8日 愛荘町条例第1号)第 5条の規定に基づき、愛荘町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する とともに、その組織および運営に関して必要な事項を定めるもの。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長からの諮問に応じ、愛荘町総合計画の策定に関する必要な事項を調査および審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 各種団体の代表者
 - (3) 各種団体から推薦を受けた者
 - (4) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の任期は、前任 者の残任期間とする。
- 2 前項の規定に関らず、前条第2号または第3号に掲げる者がその職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に、会長および副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が召集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、みらい創生課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- この告示は、平成29年5月1日から施行する。
 - 付 則(平成31年4月1日告示第107号)
- この告示は、平成31年4月1日から施行する。

資料 5 愛荘町総合計画審議会 委員名簿

	氏名	所属等	備考
1	秦憲志	公立大学法人滋賀県立大学	会長
2	岡部 透	愛荘町商工会	副会長
3	村川 繁明	愛荘町消防団	
4	西澤 一弘	愛荘町さわやかまちづくり推進会議	
5	小杉 善範	愛荘町社会福祉協議会	
6	村川時代	愛荘町シルバー人材センター	
7	瀧 哲行	愛荘町区長・総代会	
8	北川 孝子	愛荘町民生委員・児童委員会	
9	北村 一美	愛荘町農業委員会	
10	濱中 大樹	愛荘町観光協会	
11	村西 勝広	愛荘町人権教育推進協議会 企業·事業所部 会	
12	森 秀昭	愛荘町教育委員会	
13	北川 知栄子	愛荘町社会教育委員	
14	藤野 喜久	愛荘町子ども会連合会	
15	藤田恵	にじいろ工房	
16	綿谷 栞奈	公募委員	

所属等については、委嘱時点のものを表記しています。

(順不同・敬称略)

資料6 第2次愛荘町総合計画(後期基本計画) 策定の経緯

年度	月日	経緯	内容
2021 年度	2月4日から 2月28日まで	愛荘町 まちづくりに関 する町民アンケート調 査	○対 象 18歳以上町民 2,000 人(無作 為抽出) ○回収率 51.6%(1,032/2,000 人)
	2月21日から 3月8日まで	愛荘町 まちづくりに関する中学生アンケート (Web 調査)	○対 象 中学校 2 年生 247 人 秦荘中学校:96 名、 愛知中学校:151 名 ○回収率 84.6%(209/247 人)
2022 年度	4月25日から 5月13日まで	愛荘町総合計画審議会 公募委員募集	
	7月5日	第1回 愛莊町総合計画審議会	○委嘱状の交付 委員数 16 人 期間 7月5日から3月31日まで ○自己紹介 ○愛荘町総合計画審議会の運営について ・愛荘町総合計画策定条例 ・愛荘町総合計画審議会設置運営要綱 ・愛荘町総合計画審議会設置運営要綱 ・愛荘町総合計画審議会傍聴要綱 ○審議会会長および副会長の選出について ○第2次愛荘町総合計画(後期基本計画) の諮問について ○第2次愛荘町総合計画(後期基本計画) の諮問について ○第2次愛荘町総合計画(後期基本計画) の第定方針等について ○まちづくりに関する町民・中学生アンケート
	10月4日	第2回 愛荘町総合計画審議会	○第2次愛荘町総合計画「第3部 - 後期基本計画(案)」について ・分野別計画「1-1」~「2-9」について ・計画(案)に対する意見について ・質疑応答
	10月12日	第3回愛荘町総合計画審議会	○第2次愛荘町総合計画「第3部-後期基本計画(案)」について・分野別計画「3-1」~「6-4」について・計画(案)に対する意見について・質疑応答

年度	月日	経緯	内容
2022 年度	11月30日	第4回愛莊町総合計画審議会	○第2次愛荘町総合計画 後期基本計画について・第1部 はじめに(案)について・第2部 基本構想(案)について○その他・今後のスケジュールについて・パブリックコメントの実施
	1月20日から 2月14日まで	パブリックコメント	
	2月24日	第5回 愛荘町総合計画審議会	○パブリックコメントの実施結果について ○第2次愛荘町総合計画(後期基本計画) の答申について
	3月24日	令和5年3月 愛荘町議会定例会	〇第2次愛荘町総合計画における基本 構想の変更および後期基本計画の策 定について

資料7 用語の解説

【あ行】

ICT

Information and communication
Technology の略で、情報や通信に関する技術の総称。

愛荘町グランドデザイン2040

長期的視点に立った愛荘町のまちの将来 ビジョンを示すことで、本町が持つ魅力や可 能性、価値を再認識し、町民等の愛着と誇り を育み、まちづくりに参加する機運を高める ことを目的に策定。総合計画と整合を図りな がら、概ね20年後(2040年)を見据え た、本町のまちづくりを進めるにあたっての 根本となる考え方を示す。

愛荘町通学路交通安全プログラム

児童生徒の通学路の交通安全確保に向けた 通学路の点検および対策の実施、関係機関と の連携等についてとりまとめた基本的方針。

愛ぼうくん(防犯ブザー)

登下校中の児童の安全を守るため、小学校 通学路に設置する防犯ブザー。2023 年 2 月 現在、町内 56 箇所に設置している。

アウトドアツーリズム

各地に存在する海・山・川・湖等の自然環境下で、その地域ならではの景観・環境・文化等に親しみながら体験が可能な身体活動を伴うアクティビティを活かした観光行動。

空き家等情報登録制度(空き家バンク)

空き家の利活用によって地域経済や移住 等の地域振興への貢献が期待されることか ら空き家の積極的な利活用を図ることを目 的として、空き家所有者等とのマッチング (空き家見学会等)の支援を行う制度。

アクセス道路

インターチェンジなど、ある目的となる地 点へ通行するための道路。

e スポーツ

エレクトロニック(electronic)スポーツの略。広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。

移動制約者

高齢者や障がいのある人、要介護者等一人での移動そのものが困難な人だけではなく、通勤や通学、買い物等の日常生活において公共交通の利用不便や自家用車を持っていないこと等により移動に制約のある人。

イノベーション

「変革、改革」の訳。これまでにない新たな製品やサービスを生みだすこと。

インフォーマルなサービス

家族をはじめ近隣や地域社会、NPO やボランティアが行う援助活動など。

Web3. 0

インターネット黎明期の Web1.0 (一方向のプラットホーム)、現在の Web2.0 (双方向でのプラットホーム)に続く新たなインターネット環境のこと。これまでのように特定の管理主体を置かない分散型プラットホームを基盤とすることで、透明性や高いセキュリティが実現されると考えられている。

ウクライナ侵攻

ロシア連邦が 2022 年 2 月 24 日に開始したウクライナへの軍事侵攻。

ΑI

Artificial Intelligence の略。

学習・推論・判断といった人間の知能の持つ 機能を備えたコンピュータシステム。人工知 能のこと。

SDGs (持続可能な開発目標: Sustainable Development Goals)

2015 年 9 月国連サミットにおいて採択された、「誰一人取り残さない社会」を基本理念として、2030 年までに環境・社会・経済の3つの側面のバランスがとれた社会の実現を目指す国際目標。17 のゴールおよび 169 のターゲットから構成される。

LGBTQ

"L"=レズビアン(女性同性愛者)、"G"=ゲイ(男性同性愛者)、"B"=バイセクシュアル(両性愛者)、"T"=トランスジェンダー(性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人)、"Q"=クエスチョニング(性自認が定まっていない人)の頭文字をとった言葉で、性的少数者を表す総称のひとつ。

オンラインツーリズム

実在する観光地などへ ICT を活用してメタバース(後述)などのオンライン空間上で仮想的に到達することで得られる形態の観光。

【か行】

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを宣言している。

学校 ICT サポート事業、GiGA-Pro 事業

愛荘町のおける「GIGA スクール構想(児童生徒一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な

子どもたち一人一人に個別最適化された、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT環境の実現をめざす構想)」の取組。Society5.0 (後述)時代に活躍する「未来を切り拓く人材の育成」を実践。

噛む COME+10 (一口プラス 10 回噛もう)

愛荘町がすすめる誰でも気軽にいつでも 簡単に取組むことができる健康づくり運動 で、歯と口の健康維持から健康寿命の延伸に 繋げる取組。

観光入込客数

観光地点および行祭事・イベントを訪れた者の人数。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性 との調和などに留意しつつ、土づくり等を通 じて化学肥料や農薬の使用等による環境負 荷の軽減に配慮した持続的な農業。

企業の社会的責任 (CSR)

企業活動において、社会的公正や環境など への配慮を組み込み、従業員、投資家、地域 社会などの利害関係者に対して責任ある行 動をとるとともに、説明責任を果たしていく ことを求める考え方のこと。

急傾斜地崩壊危険区域

台風や集中豪雨の際に発生する急傾斜地 の崩壊(がけ崩れ)による災害から住民の生 命を保護することを目的として定めた、崩壊 するおそれのある急傾斜地。

業務継続計画(BCP)

災害時に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略。

拠点連携型のまちづくり

都市機能や居住地が集約された人々の生活の中心となる「拠点」を町内に配置し、それらが公共交通等により結ばれることによりさらなる利便性が享受される都市構造。

クールビズ・ウォームビズ

地球温暖化対策のため、冷暖房に過度に頼らず様々な工夫をして快適に過ごすビジネスタイル。

グリーントランスフォーメーション (GX)

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギー等グリーンエネルギーへの転換による産業構造や社会経済の変革を図る取組。

グリーンベルト

通学路などで、路側帯の内外の区分を明確 にするため、道路に施される緑色の塗装部分。

グリーン購入

価格・機能・デザインなどの購入の判断要素に、環境という視点を加えて製品を購入 (サービスを契約)する活動のこと。

健康寿命

日常的に介護を必要とせずに自立した生活ができる生存期間のこと。WHO(世界保健機関)が 2000 年に提唱した指標で、平均寿命から介護期間を差し引いた寿命を指す。

健康推進員(ヘルスメイト)

地域の健康づくりを推進するためのリー ダーとして活躍されるボランティア。

減メディア・親読書運動

愛荘町が進める取組でメディア等の視聴による疑似的な体験ではなく、文字情報からイメージを膨らませ、実際の体験や経験に繋がるよう、家庭・地域において読書に親しむよう働きかけを行う取組。

子ども 110 番のいえ

子どもを犯罪から守るため、主に通学路等に位置し、不審者に遭遇した子どもを、一時的に保護し警察等への通報を行う民家や商店などのこと。

コミュニティ・スクール

(学校運営協議会制度)

学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

【さ行】

再生可能エネルギー

脱炭素社会の実現に向けて、太陽光・風力・ 地熱・中小水力・バイオマス等、温室効果ガスを排出せず、国内で生産が可能なエネルギー源として、安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源。

サテライトオフィス

ICT 等を活用した、場所にとらわれない柔軟な働き方のひとつとして、企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。

砂防指定地

土砂の流出による被害を防止するため、砂 防えん堤などの設備が必要と判断される区域。

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別があるが、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」という。

滋賀県道路整備アクションプログラム

滋賀県における道路整備の基本計画。

学びの礎ネットワーク推進事業

子どもの自尊感情を育み、学ぶ意欲や前向 きに生きる意欲を高めるため、学校、関係機 関、家庭、地域等が連携し、自尊感情の育成 を中心に、子どもの生活と学ぶ意欲を支える 取り組みを推進する事業。

自然動態

一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き。

自治体 DX

自治体がデジタル技術を活用し、住民の利便性や住民サービスを向上させていくとともに業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくこと。

シティプロモーション

町のイメージや知名度を高めることにより、人や企業に「住んでみたい」、「ビジネスをしたい」と思われ、ひいては地域再生、観光振興、住民協働など町の活性化が図られることを目指し、町が持つさまざまな魅力を、町内外に効果的・戦略的に発信しようとするための方策。

シビックプライド

住民等が自らのまちに対してもつ自負と 愛着のこと。

市民農園

町民等がレクリエーション、自家消費用の野菜や花の生産、高齢者の生きがいづくりなどの多様な目的のため、小面積の農地を利用して作物などを育てる農園。

社会関係資本 (ソーシャル・キャピタル)

「信頼」「社会規範」「ネットワーク」といった人々の協調行動の活発化により、社会の効率性を高めることができる社会組織に特徴的な資本を意味し、従来の物的資本、人的資本等と並ぶ新しい概念。

社会動態

一定期間における転入・転出に伴う人口の動き。

循環型社会

限りある資源を効率的に利用するため、再 利用・再生することで資源を循環させ、環境 への負荷が低減された社会。

浚渫

河川などの土砂を取り除くこと。

人権の花運動事業

小学生を対象とした啓発運動で、学校に配布した花の種子、球根などを子どもたちが協力し育てることによって、生命の尊さを実感し、その中で豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的としたもの。大津地方法務局と滋賀県人権擁護委員連合会では、昭和61年から「たくさんの花びらが、仲良く寄り添いながら咲くサルビア」を「人権の花」に指定。

人生会議

(アドバンス・ケア・プランニング)

自身が望む医療やケアについて、家族や病院等とともに、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取組。

スクールガード(学校安全ボランティア)

各小学校の通学路や学校敷地内において、 不審者から子どもたちを守ることを目的に、 「学校安全ボランティア」として、巡回や子 どもの見守り活動等を行うこと。

ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情、またはそれが満たされなかった怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者やその配偶者等密接な関係のある者に『つきまとい等』の行為をすること。

スポーツツーリズム

プロスポーツの観戦者やスポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取り組み。

スマートシティ

先進的技術の活用により、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種の課題の解決を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出する取組であり、Society 5.0 (後述)の先行的な実現の場。

スマート農業

ロボット技術やICT、AIをはじめとした先端技術を活用して、超省力化や高品質生産等を可能にする農業。農作業の自動化、情報共有の簡易化、各種データの活用等によって、人手不足の解消や高度な農業経営が可能となること等が期待されている。

生産年齢人口

年齢 3 区分別人口における 15~64 歳人口 のこと。

セーフティネット

日本語に訳すと「安全網」。救済策を張ることで、人々の暮らしに対して安心を提供し、かつ、万が一のときは人々を救済する仕組みのこと。

セクシャル・ハラスメント

職場において、労働者の意に反する性的な 言動が行われ、それを拒否したり抵抗したり することによって解雇、降格、減給などの不 利益を受けることや、性的な言動が行われる ことで職場の環境が不快なものとなったた め、労働者の能力の発揮に重大な悪影響が生 じること。

Society5.0

狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、 情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社 会を指すもので、サイバー空間(仮想空間) とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合 させたシステムにより、経済発展と社会的課 題の解決を両立する、人間中心の社会。

ソーシャルビジネス

地域の抱える課題を、地域住民が主体的にビジネスの手法を用いて解決する仕組み。

ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)

インターネット上で友人等を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス(サイト)。

【た行】

第1次産業

産業大分類のうち農業、林業および漁業に 該当する産業。

第2次産業

産業大分類のうち鉱業等、建設業、製造業 に該当する産業。

第3次産業

産業大分類のうち第1次および第2次産業、分類不能の産業に該当しない産業(サービス業など)。

脱炭素社会

地球温暖化の要因となる二酸化炭素(CO2)をはじめとした温室効果ガスの「排出量実質ゼロ※」を目指す社会。(※温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いた全体の収支をゼロとすること。)

団塊ジュニア世代

団塊世代(1947年~1949年生まれ)の子世代にあたる1973年~1980年生まれを主とした世代。

地域医療連携

地域の医療機関が自らの施設の実情や地域の医療状況に応じて、医療機能の分担と専門化を進め、医療機関同士が相互に円滑な連携を図り、機能を有効活用することにより、患者が地域で継続性のある適切な医療を受けられるようにすること。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域計画(人・農地プラン)

集落や地域が抱える人と農地の問題を解決するために、地域による話し合いを経て策定するもので、今後の地域農業の担い手と農地の出し手を把握し、農業集積など、その地域の農業の方向性について定めるもの。2022年5月の農業経営基盤強化促進法の改正により、「地域計画」として策定することが定められた。

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた 地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで 続けることができるよう、住まい・医療・介 護・予防・生活支援を一体的に提供すること。

治山

林地を保全すると同時に、山崩れ、洪水などの災害を未然に防止すること。

着地型観光

通過型観光に対して、旅行者が目的地(着地)として訪れる観光こと。着地先である観光地は、地元ならではの旅行プランやプログラムを企画し運営していくことが必要。

昼間人口

就業者または通学者が従業・通学している 従業地・通学地による人口のこと。なお、調 査の時期に調査の地域に常住している人口 を常住人口(夜間人口)という。

長寿命化計画

公共施設等に対して適切な時期に大規模 改修を実施する等、適切な管理を行い、施設 を長持ちさせるための各種取り組みを推進 するための行動計画。

デジタル田園都市国家構想

「新しい資本主義」の重要な柱の一つとして、デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら、地方の社会課題の解決、魅力向上、地方活性化を加速するとともに、地方は、自らが目指す社会の姿を描き、自主的・主体的に構想の実現に向けた取組を推進し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す構想。

DX (デジタルトランスフォーメーション)

Digital Transformation の略。「デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること」を意味し、インターネットやクラウドサービス、人工知能(AI)などの IT 技術等の活用を通じてビジネスモデルや組織、企業文化等を変革し、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

デュアルライフ(二地域居住、二拠点生活)

都市部と農村部といった、2つの地域に拠点をおき生活すること。

テレワーク

ICT を活用した、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

都市計画マスタープラン

都市計画法 18 条の 2 に位置付けられる市町村の具体の都市計画の方向性やビジョンを示す計画。都市づくりの課題に対応しつつ、まち全体の施策の方向性や広域的な観点を踏まえ、具体的な将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像や課題に対応した整備方針、都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等の指針。

土地利用型農業

米・麦・大豆など、土地(面積)の広がり を活用して、栽培作業の機械化等により大規 模に展開される農業。

土砂災害警戒区域

基礎調査に基づき、土砂災害のおそれがある区域。

ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力。

【な行】

南海トラフ地震

静岡県の駿河湾から宮崎県の日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として今後40年以内に90%程度の確率で発生するとされている大規模地震。

二次交通

鉄道主要駅や空港等の交通拠点と目的地 を結ぶ路線バスやシャトルバス等の交通ア クセス。

認知症カフェ

認知症の人およびその家族が地域で孤立することを防ぎ、認知症になっても安心して住み続けられる地域づくりを推進することを目的として認知症の人およびその家族、地域住民、専門職の誰もが気軽に集うことのできる場。

認知症キャラバンメイト

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や 職域において認知症の人や家族を支援する 認知症サポーターを育成する講師のこと。認 知症になっても安心して暮らせるまちづく りを目指す。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が定める基本構想(農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想)に示された農業経営の目標に向けて、農業者が自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画(農業経営改善計画)を作成し、市町村長の認定を受けた農業者のこと。地域農業の中心的担い手。

年少人口

年齢 3 区分別人口における 0~14 歳人口のこと。

農地バンク(農地中間管理機構)

農地中間管理事業の推進に関する法律に 基づき、農地中間管理事業を行う主体(実施 主体)。農地を貸したい人から借り受け、ま とまりのある形で貸付けする事業。

農福連携

"農業"と"福祉"が連携することにより、 農業分野での障がい者等の働く機会や居場 所づくりを通じて、障がい者等が自信や生き がいを持って社会参画を実現していく取組 のこと。

【は行】

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に 使用する目的で、被災想定区域や避難場所・ 避難経路などの防災関係施設の位置などを 表示した地図。

パブリックコメント制度

政策形成過程で、広く住民に素案を公表し、 それに対して出された意見・情報を考慮して、 政策決定を行うもの。

避難行動要支援者

災害が発生し、またはそのおそれがある場合に高齢や障がい、病気などの理由により自ら避難する事が難しく、また円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のこと。

病児・病後児保育

保護者が就労している場合等において、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合、 医師・看護師および保育士が連携して一時的に保育等を実施する事業。

PPP

Public Private Partnershipの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用して財政資金の効率的使用や行政の効率化を図るもの。

PF I

Private Finance Initiative の略。PPP による官民連携による公共サービスの提供手法のひとつ。民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

ビワイチ・プラス

ビワイチ(琵琶湖を一周すること)だけではなく、県内の豊かな自然や文化等の魅力に触れながら、琵琶湖沿いから離れて内陸部も巡り、湖国の自然と歴史文化を堪能すること。

5G

情報(information)や通信(communication)に関する技術(Technology)の総称。第5世代にあたる移動通信システム。従来の規格(4G)と比べ、「高速大容量」「多数同時接続」「超低遅延」の実現により自動運転やVR/AR(仮想現実/拡張現実)等技術の進歩や新たなサービスの創出が期待される。

ブックトーク

読書意欲を喚起させるため、一つのテーマにそって、何冊かのさまざまな分野の本を順序だてて紹介すること。

ヘルスツーリズム

健康・未病・病気の方、また老人・成人から子供まですべての人々に対し、科学的根拠に基づく健康増進を理念とした旅行動態。旅行をきっかけに健康増進・維持・回復・疾病予防に寄与するもの。

法定外公共物

法律が適用されない公共物で、里道(赤線)、 水路(青線)など。

【ま行】

マーケットイン

市場に寄り添い、消費者の要望・ニーズを 理解して商品を開発し、消費者が求めている ものを提供すること。

MaaS

Mobility as a Service の略。地域住民や旅行者等、利用者一人一人の移動ニーズに対応し、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。

まちなかウォーカブル

街路空間を車中心から"人中心"の空間へ と再構築し、沿道と路上を一体的に使って、 人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられ る場としていく取組。

未来を拓く愛荘 16 年教育

母親のおなかの中で生を受けた胎児が、義 務教育である中学校を卒業するまでを「人生 のベース(基礎)を確立する16年」と捉え、 心身の発達を育むべく、子育て・保育・教育 にかかる施策を全庁・全町的に行う取組。

メタバース

メタ(超越)とユニバース(宇宙)を組み 合わせた造語。オンライン上に作られた3次 元の仮想空間。

木育

木材に対する親しみや木の文化への理解 を深めるため、多様な関係者が連携・協力し ながら、材料としての木材の良さやその利用 の意義を学ぶ、木材利用に関する教育活動。

【や行】

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や 家族の世話などを日常的に行っている子ど ものこと。責任や負担の重さにより、学業や 友人関係などへの影響が懸念されている。

ユースエール認定制度

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用 管理の状況などが優良な中小企業を厚生労 働大臣が認定する制度。認定を受けることで、 様々な支援を受けることが可能となる。

ユニバーサルデザイン

できる限りすべての人が利用可能なように、製品や建物、サービスなどを設計・デザインすること。年齢、性別、身体、国籍など人々が持つさまざまな特性や違いを超えて、はじめから誰もが利用しやすいデザインとする考え方。

要介護状態

介護保険制度において、身体上、あるいは、 精神上の障がいにより、入浴や排せつ、食事 などの日常生活に支障があると見込まれる 状態のこと。

【ら行】

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年 期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

リカレント教育

学校教育からいったん離れた社会人の学びのこと。それぞれのタイミングで学び直し、 仕事で求められる能力を磨き続けていくための教育。

流出人口

調査の地域に常住し、地域外へ通勤・通学 する人口のこと。

流入人口

調査の地域外に常住し、地域に通勤・通学 する人口のこと。

レッドデータブック

野生生物の保全のため、絶滅のおそれのある種の的確な把握と一般への理解を広めること等を目的として、レッドリスト(絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト)に掲載された種について生息状況等をとりまとめたもの。

老年人口

年齢 3 区分別人口における 65 歳以上人口 のこと。

6 次産業化

農林漁業者が生産・加工・流通販売を一体 化することや、2次産業・3次産業と連携し て新しいビジネスの展開や営業形態を創り 出すこと。

ローカルベンチャー

地域課題の解決や地域に新たな経済を生み出すことを目指し、地方で新規に起業する企業のこと。

【わ行】

ワーケーション

仕事(work)と休暇(vacation)を組み合わせた造語。テレワークなどを活用して、普段の職場とは違う場所で余暇を楽しみながら仕事を行うこと。

ワンストップ窓口

利用者の利便性向上や業務の効率化を図るため、複数の窓口で行っていた届出や申請等の手続きを、一括して行える窓口のこと。

第2次愛荘町総合計画 -後期基本計画-

発 行 愛荘町

編 集 みらい創生課

〒529-1380

滋賀県愛知郡愛荘町愛知川 72 番地

電話 0749-29-9046 FAX 0749-42-7377 愛着と誇り。 人とまちが共に輝く みらい創生のまち。

